

始



376

76



國民の顧問

第八卷

- 行政と制度 □
- 教 育 □
- 貨幣と度量衡 □

376-76

問 國



- 行政と制度
- 貨幣と度量衡
- 教育

大正
7. 10. 3
中交

編局纂編會協交國本日

國民の顧問

第八卷 目次

第一編 行政と制度

第一節 緒言

第二節 國民と民族

第三節 國體と政體

共和制度

君主制度

保護制度

第四節 帝國憲法

天皇の大權

皇位の繼承と攝政

大臣官房

式部職

内藏寮

貴族制度

聯合制度

日本の國體と政體

國務大臣と樞密顧問

宮内省

侍從職

宗秩寮

圖書寮

侍醫寮

諸陵寮

内匠寮

主獵寮

皇后職

帝室會計審査局

學習院

李王職

御歌所

内大臣府

大膳寮

主殿寮

主馬寮

調度寮

東宮職

帝室林野管理局

帝室博物館

東宮御學問所

帝室制度審査局

第五節 中央行政機關

内閣

法制局

印刷局

軍需局

外務省

通商局

公使館

領事館

賞勳局

統計局

恩給局

鐵道院

政務局

大使館

總領事館

内務省

國民の顧問

目次

神社局	二五	地方局	二六	管船局	三三	調査局	三三
警保局	二六	土木局	二六	爲替貯金局	三三	逓信局	三三
衛生局	二六	衛生試験所	二六	會計検査院	三三	行政裁判所	三四
中央衛生會	二六	日本藥局方調査會	二六				
保健衛生調査會	二六	港灣調査會	二六	第六節 歴代の各省大臣	二五		
大蔵省	二七	主計局	二七	歴代内閣の壽命	三三		
理財局	二七	主税局	二七	第七節 立法機關	三三		
銀行局	二七	造幣局	二七	帝國議會	三三	議員	三三
專賣局	二八	稅關	二八	議會の歳費	三六	議會の會議	三六
稅務監督局	二八	司法省	二八	請願	三六	衆議院議員黨派別	三六
法務局	二九	監獄局	二九				
法律取調委員會	二九	文部省	二九	第八節 司法機關	三九		
專門學務局	二九	普通學務局	二九	區裁判所	三九	地方裁判所	四〇
宗教局	三〇	教育調査會	三〇	控訴院	四〇	大審院	四一
帝國學士院	三〇	農商務省	三〇	刑事訴訟の手續	四一	訴求手續	四二
農務局	三〇	商工局	三〇	起訴	四二	豫審	四二
山林局	三〇	鑛山局	三〇	保釋	四三	責付	四三
水産局	三〇	製鐵所	三〇	豫審終結	四三	公判	四三
特許局	三二	逓信省	三二	民事訴訟の手續	四三	起訴	四四
通信局	三二	電氣局	三三				

答辯	四四	口頭辯論	四四	府縣會の組織	五九	府縣會の組織	五九
證據調	四四	判決	四五	議員の定數	六〇	議員の選舉	六〇
證人	四五	上訴	四五	被選舉資格	六〇	府縣會の職務と權限	六〇
控訴	四五	再審	四五	府縣參事會	六一	府縣參事會の組織	六一
抗告	四六			府縣參事會職務權限	六一	知事と府縣會の關係	六一
第九節 地方制度	四七			郡會	六二	郡會の組織	六二
警視廳	四八	朝鮮總督府	四八	議員の定數	六二	被選舉者の資格	六二
臺灣總督府	五〇	關東都督府	五一	郡會の職務權限	六三	郡參事會	六三
北海道廳	五三	樺太廳	五三	郡參事會の職務權限	六三	郡長と郡會との關係	六四
各府縣	五三	郡	五三	市町村會	六三	市會の組織	六三
郡長	五三	島司	五三	町村會の組織	六三	市町村議員選舉資格	六三
市町村	五三	市の行政機關	六六	市町村會の職務	六六	市會議員の選舉	六七
市長	五三	助役	六六	町村會議員の選舉	六七	選舉人名簿	六七
收入役	五三	町村の行政機關	六七	選舉の管理	六七	選舉の順序	六七
町村長	五三	助役	六七	投票の効力	六七		
收入役	五三	市町村行政の權限	六八				
市町村の公民	五九			第十一節 地方政務の監督	六九	府縣の監督	六九
				市町村の監督	七〇	郡の監督	七〇
第十節 地方議事機關	五九						
				第十二節 等級と俸給	七一		

高等官の俸給……………三	親任官の俸給……………三	帝國大學……………八八	東京帝國大學……………八八
勅任文官の俸給……………三	奏任文官の俸給……………三	京都帝國大學……………八八	東北帝國大學……………八八
判任文官の俸給……………三	親任及勅任官の官等……………三	九州帝國大學……………八八	法科大學講座……………八八
親任官……………三	勅任一等官……………三	醫科大學講座……………八八	工科大學講座……………八八
勅任二等官……………三		文科大學講座……………八八	理科大學講座……………八八
		農科大學講座……………八八	入 學……………八八
		授業科……………八八	大學選科……………八八
		大學院……………八八	學士稱號……………八八
		農科大學實科……………八八	農業教員養成所……………八八
		私立大學……………八八	慶應義塾大學部……………八八
		早稻田大學……………八八	日本大學……………八八
		法政大學……………八八	中央大學……………八八
		東洋大學……………八八	明治大學……………八八
		國學院大學……………八八	專修大學……………八八
		拓殖大學……………八八	東京農業大學……………八八
		日本女子大學……………八八	立教大學……………八八
		曹洞宗大學……………八八	宗教大學……………八八
		天臺宗大學……………八八	日蓮宗大學……………八八
		豐山大學……………八八	青山學院高等科……………八八
		青山女學院……………八八	女子英學塾……………八八

同志社大學……………一〇七	關西大學……………一〇七	實業學校……………一四七	東京市立商業學校……………一四八
專門學校……………一〇八	高等商業學校……………一〇八	私立大倉商業學校……………一四八	私立工手學校……………一四九
商業教育養成所……………一〇九	工業教員養成所……………一〇九	東京府立南葛學校……………一四九	全國實業學校一覽……………一四九
高等工業學校……………一一〇	東京外國語學校……………一一〇		
東京美術學校……………一一〇	商船學校……………一一〇		
東京音樂學校……………一一〇	水産講習所……………一一〇		
東京高等蠶絲學校……………一一〇	盛岡高等農林學校……………一一〇		
鹿兒島高等農林學校……………一一〇	上田蠶絲專門學校……………一一〇		
秋田鑛山專門學校……………一一〇	各醫學專門學校……………一一〇		
各種專門學校……………一一〇	高等學校……………一一〇		
高等師範學校……………一一〇	東京高等師範學校……………一一〇		
東京女子高等師範學校……………一一〇	學 習 院……………一一〇		
女子學習院……………一一〇	全國師範學校……………一一〇		
東京府師範學校……………一一〇	東京府女子師範學校……………一一〇		
高等豫備校……………一一〇	早稻田高等豫備校……………一一〇		
明治高等豫備校……………一一〇	中央高等豫備校……………一一〇		
日本高等豫備校……………一一〇	東京高等豫備校……………一一〇		
中學校……………一一〇	全國中學校一覽……………一一〇		
高等女學校……………一一〇	東京女高師附屬高女……………一一〇		
東京市立第一實科……………一一〇	全國高等女學校一覽……………一一〇		

第六節 學位……………一五五	第七節 教育者の俸給……………一五五
小學教員……………一五五	中等教員……………一五五
文部省直轄學校教員……………一五五	帝國大學教育者……………一五五

第三編 貨幣と度量衡……………一六一
一、貨幣對照表……………一六一
二、尺度對照表……………一六一
三、距離對照表……………一六一
四、面積對照表……………一六一
五、斗量對照表……………一六一
六、衡量對照表……………一六一

國民の顧問 第八卷



第一編 行政と制度

第一節 緒言

國民の顧問

吾等は單獨に又は孤立に生息して行く事は不可能である。如何に意張つて見ても、瘠我慢をして見ても人類が一人で宇宙に居る事は出来ない。又人類が一人の力といふものは頗る微弱なもので、之を宇宙の無窮に比したら實に微々たるものである。しかし

行政と制度

第八卷

人が多數を有し、之が相協力して行けば其力は大となるものである。そして其力の繼續は永久となり、無限となるものである。人類が今日の進化を爲し、文明を開いたのは實に人力の協力から産んだものに外ならない。

しかしながら人が如何に多數集まつた所で、それが何等の秩序なく制度がなければ、其協力は頗る薄弱で亂れ易いものである。茲に於てか國家といふもの、必要を生じて来る。國家といふのは一つの獨立した主権と一定の國民及び國土から成つて居て、公益を目的とした無形の團體である。而して今日の國家となるまでには幾多の變遷を経過して來たも

ので、大抵左の如き四期の順序を経て今日に至つたものである。

第一期 各人又は各戸分立時代

第二期 部族時代

第三期 封建時代

第四期 國家統一時代

第一期時代 即ち各人又は各戸の分立時代には各人や各戸が互に獨立分存し、家長とか戸主とかに服従する外には誰にも束縛せられる所がなかつたが、人類が漸次に繁殖増加して食物を得る區域を擴張せねばならぬ事となり、内は各戸の間に争ひを生じ、外は外敵猛獸の來襲を受けて到底單獨では之を處理したり防禦したりする事が出来ぬ様になつて團結の必要を感じたのである。

第二期時代 に入つては各戸間の紛争を決裁し外敵猛獸に備へんが爲め共同して事を爲す事となり、智力體力の衆人より優れたものを酋長と爲し、

其命令に服従する様になつた。即ち治者と被治者との關係が生ずるに至つたのである。しかし此時代には人類の發達が未だ幼稚で、成年以上のものは一朝事があれば皆戰闘に従事して弱肉強食の弊を免れなかつた。

第三期時代 即ち封建時代に及んでは、先づ第一に農業が發達し、傍ら商工業も幾分出來て來て、兵馬に従ふ者と産業を營む者と分れ、即ち分業なるものが行はれる様になり、統御の任に當る者は酋長の如く暴戾無道でなく、名稱も諸侯となり、之に屬するものを家子郎等又は武士と稱へ功を賞するには封土を與へる様になつた。そして一般人民は耕作者となり貢納の義務を負ふのであつた。我國の如きも明治維新までは數百年間此制度の下に立つて居たのである。

第四期時代 即ち國家統一制度は所謂中央集權の制で、此制度となつては農業のみ國の本たるを得

ずして商工業も發達し、分業益々備はり、眞正の國家となるに至つたのである。しかし我國は神武天皇が國內を平定し給ひて以て統治の大權は全く皇室に歸して居て、君民の關係は頗る嚴然として居て、而かも同一の皇室、同一の臣民が殆んど親子の關係を維持して今日に至つて居る事は、世界に其比を見ない所である。

第二節 國民と民族

國民といふのは國家の下に團結して生息する人類で、民族といふのは人種や宗教、風俗、習慣、言語等を同じくするもので、同一の國家の下に在ると否とに係はらない。例へば英米人は國家を異にして居るが同一の民族で、埃大利は統一した國家であるが民族は種々に異つて居る。是等に反し我國は神武天皇が國內を平定し給ふて以來、異人種は多く東方に逃れて漸次其跡を絶ち、其後未だ曾て外國の制御を

受けないので日本帝國は人種、宗教、風俗、習慣等は殆んど同じな大和民族を以て充されて居る。唯臺灣、朝鮮等の土人等は其言語、風俗、習慣等を異にして居るが、是等も漸次其風を化して來た。そして其人員も亦多くはないから、我國は同一民族から成つて居るといつてもよい位である。

若し同一國家で人種を異にして居ると思つたり利害等の一致が困難で國家の統一上頗る不便で、且つ其間に内亂を醸したり、外國に通じたりする者が出來て國家が危くなるものである。例へば彼の印度の如きは幾多の民族が互に争鬪を事として一致團結する事が出来ない爲に其沃土と人口とは英國の版圖に歸し、印度民族は毫も得る所なく頗る憐れむべき状態となつて居るが如き即ちそれである。此外言語を異にする爲に法律の用語を異にしたり、風俗習慣が同じでない爲に法律や制度を異にしたりして種々の難問題を惹起し、國政の動搖を醸す例は少くない。之

を見ても如何に國家と民族との關係が大なるかを知らる事が出来よう。

第三節 國體と政體

國體といふのは國家の主權の組織で、政體は主權の行動の形態である。故に國體は同じでも政體の異つて居るものもあれば、政體は同一でも國體を異にして居る場合もある。今國體を大別すると左の五種となる。

- A 共和制度
 - 甲、直接制
 - 乙、間接制
- B 貴族制度
 - 甲、兵力制
 - 乙、宗教制
- C 君主制度
 - 甲、專制政體
 - 乙、立憲政體
- D 聯合制度
 - 甲、聯邦制度
 - 乙、同盟制度

F 保護制度 甲、一時保護
乙、永久保護

A 共和制度 は未だ發達しない國家でなければ適當しない制度である。殊に外交に於て最も欠點が多い。直接制度は古代希臘、羅馬に行はれ、間接制度は現今瑞西及び亞米利加等に行はれて居る。佛國の如きは其名は共和政體であるが、實は未だ然らざるものがある。共和制の弊とする所は多數の專制となり、動もすれば施政の方針が下層の衆意に盲從し易きに至る。之を稱して民主制度といふのである。

B 貴族制度 は政權を少數者が私する所となり、即ち寡頭政治となつて階級等差、外觀虚飾、門閥專横の弊を生ずるものである。而して兵力制は其實權が兵力に富むものに歸し軍事にのみ重きを置くの弊がある。又宗教制は僧侶の專横となり、宗教制裁の濫用となる弊があつて國民の全般は少數者の爲に犠牲に供せらるゝ傾きがある。

C 君主制度 此制度中の【甲】專制には數種あつて封建的のものは封建制度と相伴ふもので、兵事に忙殺せられて統一を欠き、君父制は育成を以て施政の方針とするが、動もすると干渉の弊に陥り、開明制にあつては一視同仁、各種利害の調和發達を圖り、對外政策を確立して大經綸を執行するに適して居る。而し之は明君賢相がある場合で、若し之を欠く時は專制の弊に陥り政策を誤つて民心を失ひ、專制的となる事がある。次に厭制的の專制にあつては君權は濫用せられ、國家の安寧幸福と相容れざるに至り、甚だしきは君主と國民との軋轢となる事がある。次に【乙】立憲政體は他の政體に比して其弊害少いが、動もすれば政黨の專横、多數の專制、政變の頻繁、方針の動搖等の弊を見る事がある。殊に外交政策は永遠に渉る大政策を實行する事が出来ぬ様な事もある。そして社會に勢力を有する者の意志のみ行はれ、甚だしき貧民暴徒に左右せられる事もあ

つて民主制度と何等選ぶ所なきに至るものである。

D 聯合制度 は數箇の國家が政策又は主權者を一にする爲に合同するもので、聯邦制度といふは例へば北米合衆國の如く中央統一の勢力が強大で、各洲又は各邦の獨立行爲が制限せられるものをいひ、同盟制度といふのは彼の獨逸の如く各邦其獨立國たるを失はないものである。是等の制度は一時又は永久に特殊の目的を達せんが爲に發生したものである。

F 保護制度 は一時的と永久的とあつて、一時的のものは一時他の強國に保護せられるもので、永久的のものは永久的に他の國の保護の下に立つものである。

日本の國體と政體 日本の國體は君主制で、又立憲政體である。殊に帝國憲法は皇上的大御心から出で、欽定したもので、他の國の憲法とは其趣きを異にし、君民軋轢の如きは毫もない。之れ實に我

國の他に比類のない點である。

第四節 帝國憲法

憲法は統治主權の本體及び其作用に關する大綱を規定するもので、百般の法令の淵源は之に存するものである。故に國法中最高最重の地位を有して居るもので、憲法に抵觸する法律命令は總て無効となるのである。

一、天皇の大權

我帝國の統治主權は萬世一系神聖にして侵すべからざる天皇が國の元首として總攬し給ふ所で、實に最高唯一で分割する事が出來ぬ權力である。そして立法、行政、司法の三權は皆之に基いて發動し、憲法は統治權行使の方法を規定したもので其規定によつて親裁し給ふ所の統治權を憲法上の大權といふのである。而して憲法の發案權は君主の大權の發動と

六

し、議會は發案の權を有しない。而して憲法の條項を改正するの必要がある時は勅令を以て議案を帝國議會の議に付し、此場合には貴衆兩院は各其議員の三分の一以上出席し、出席議員の三分の二以上の多數を得なければ改正の議決を爲す事が出來ぬ事となつて居る。

今憲法上の天皇の大權の例を擧ぐれば

- 一、法律の裁可公布及び其執行の命令。
- 一、帝國議會の開會、閉會、停會及び衆議院の解散。
- 一、帝國議會閉會中緊急の法律に代るべき勅令の發布。
- 一、各種の行政命令。
- 一、官制、文武官の俸給の制定。
- 一、陸海軍の統帥及び其編制兵額の制定。
- 一、宣戰、媾和、條約締結、戒嚴布告。
- 一、爵位勳章の授與及び大赦、特赦、減刑、復權。

の恩命。

二、國務大臣と樞密顧問官

天皇は前に述べた如き事を親裁するのは勿論であるが、常に之が輔弼の責に任ずる者は國務大臣である。又重要な國務に就いて天皇の諮詢に應ずべき機關は樞密院である。樞密院は左の事項に就いて諮詢を待つて會議を開き、其の意見を上奏するものである。

- 一、皇室典範に於て其權限に屬せしめた事項。
- 二、憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及び疑義。
- 三、憲法第十四條戒嚴の宣告、同第八條及び第七十條の勅令及び其他罰則の規定ある勅令。
- 四、列國交渉の條約及び約束。
- 五、樞密院の官制及び事務規定の改正に關する事項。

七

六、前諸項の外臨時に諮詢せられた事項。大體右の如くであるが、法律命令其他國務に關係を有する詔勅には必ず國務大臣の副署を爲して君命を明示し、同時に其責に任ずるものである。而して國務大臣の進退如何は親裁に由るべきもので、若し施政其他に就き國務も誤つたり、停滯を來したりする場合には自ら責を引いて辭職するか、議會を解散して國民に訴ふるかせねばならぬ。

三、皇位の繼承と攝政

皇位は男系の男子が繼承し給ふ所であるが、若し十八年に達し給はざる場合とか、他の事故によつて大政を親裁する事が出來ぬとかの場合には皇族中から攝政を置く事に規定されて居る。攝政は天皇の名に於て大權を行ひ、憲法及び皇室典範の改正を除く外は天皇と同一の權能を有して居る。

四、宮内省

立憲國の君主には政治上と非政治上との兩方面がある。即ち元首としては政治上の資格を有し、御料財産等の如き關係にあつては非政治上の資格を有して居る。而して此非政治上の事務を輔弼する機關は即ち宮内省である。宮内省が他の行政機關と異なつて居るのは之が爲である。而して宮内省には左の各職及び各寮を置いて省務を分掌して居る。

大臣官房

1. 職員の進退身分に關する事項
2. 大臣の官邸及び省印の管守の件
3. 行幸啓に關する件
4. 救恤褒賞及び贈賜進獻に關する件
5. 皇族會議、帝室經濟會議に關する件
6. 恩給扶助料、公文書類の接受發送の件
7. 所管各部局に屬せざる財産管理の件

侍從職

1. 侍從長は常侍奉仕し、侍從職を統轄す
2. 侍從長は便宜事を奏し旨を宣する
3. 侍從次長は侍從長を輔け又代理する
4. 侍從は側近の事を分掌する
5. 内舍人は内禁の雜務に従事する

式部寮

1. 式部長官は典式に奉仕し式部職を統轄す
2. 式部次長は長官を輔け時に又代理する
3. 式部官は典式又は接待の事を分掌する
4. 舍人は典式に關する雜務に従事する
5. 掌典部は祭典、樂部は奏樂に従事する

宗秩寮

1. 皇族、王族、公族に關する事務
2. 爵位に關する事務
3. 華族に關する事務
4. 朝鮮貴族に關する事務
5. 有位者に關する事務

内藏寮

1. 各會計の豫算決算に關する事務
2. 特別會計の資本基金の保管出納事務
3. 金庫に關する事務
4. 御資會計及び通常會計に關する事務

圖書寮

1. 皇統譜に關する事務
2. 皇室典範の正本尙藏に關する事務
3. 詔書、勅書、皇室令の正本尙藏の事務
4. 世傳御料臺帳に關する事務
5. 天皇、皇族、王族、公族實錄編修事務
6. 圖書の保管出納、公文書類の編纂及保管

侍醫寮

1. 診候、進藥、調劑及衛生の事務を掌る
2. 侍醫頭は寮務を掌理し寮員を監督する
3. 侍醫は診候進藥及衛生の事を分掌する
4. 侍醫補は侍醫を助け寮員は醫務に従事す

主馬寮

1. 馬車、馬匹に關する事務を掌る
2. 頭は寮務を掌理し寮員を監督する
3. 車馬監は車馬裝具の管守、馬匹の飼養調習の事務を掌る
4. 調馬師は馬匹調習の事を掌る
5. 馬醫師は馬匹醫療の事を掌る
6. 蹄鐵手は蹄鐵の技術に従事する

主獵寮

1. 狩獵及獵場に關する事務を掌る
2. 頭は寮務を掌理し寮員を監督する
3. 主獵官は名譽官で狩獵の事を掌る
4. 獵場監守長は獵場管守の事を分掌する
5. 鷹師は鷹の調習に従事する

調度寮

1. 物品の購入整備に關する事務を掌る
2. 雜役及び自働車に關する事務を掌る
3. 頭は寮務を掌理し寮員を監督する
4. 操車手は自働車の運轉に従事する

皇后職

1. 皇后宮に關する事務を掌る
2. 大夫は宮事を掌理し事を奏し旨を宣す
3. 主事は庶務を分掌する
4. 屬は庶務に従事する

東宮職

1. 東宮に關する事務を掌る
2. 大夫は宮事を掌理し事を啓し旨を宣す
3. 侍從長は常侍奉仕し大夫の職務を代理す
4. 侍從は侍側の事を分掌する

大膳寮

1. 供御及び饗宴の事務を掌る
2. 頭は寮務を掌理し寮員を監督する
3. 主膳監は膳差の事を掌る
4. 主膳は膳差に従事する
5. 膳手は膳差の雜務に従事する

諸陵寮

1. 陵墓の管理調査及修繕の事務を掌る
2. 頭は寮務を掌理し寮員を監督する
3. 陵墓監及陵墓守長は陵墓管守の事を分掌する
4. 陵墓守部は陵墓の管守に従事する

主殿寮

1. 宮殿の監守及び警察の事務を掌る
2. 頭は寮務を掌理し寮員を監督する
3. 警察部は皇宮警察の事を掌る
4. 殿部は宮殿監守の雜務に従事する
5. 警察部には警察長、警視、警部、警手、防疫員等が置かれてある

内匠寮

1. 宮殿其他建築物の保管の事を掌る
2. 建築土木電氣庭苑園藝の事を掌る
3. 頭は寮務を掌理し寮員を監督する
4. 頭の下に事務官、屬、技師、御用掛、技手、囑託員等を置いて寮務を分掌する

帝 室 會 計 審 查 局

- 1. 帝室の會計審査に關する事務を掌る
- 2. 長官は局務を掌理し局員を監督する
- 3. 主事は庶務を掌る(審査官之を兼ね)
- 4. 審査官は會計検査の事を分掌する
- 5. 審査官補は審査官を助ける
- 6. 屬は庶務に従事する
- 7. 出仕は名譽職で側近に奉仕する
- 8. 主事は庶務を分掌する
- 9. 屬は庶務に従事し内舎人は雜務する

帝 室 林 野 管 理 局

- 1. 土地及び林野の管理經營事務を掌る
- 2. 長官は局務を掌理し局員を監督する
- 3. 主事は庶務を分掌する
- 4. 技師及び技手は技術の事を分掌する
- 5. 屬は庶務に従事する

學 習 院

- 1. 華族の子女に普通の教育を施し華族たるの徳性を涵養するを目的とする
- 2. 華族の子女でなくても入學を許す事がある
- 3. 院長は院務を總理し職員を監督する
- 4. 女子學習院長は女子學習院を總理し職員を監督する
- 5. 主事は上官の命を受け庶務を分掌する
- 6. 教授は學生教授の事を分掌する
- 7. 學生監は學生の規律の事を分掌する

博 帝 物 館 室

- 1. 古今の技藝品を蒐集保存する
- 2. 總長は各帝國博物館、正倉院、表慶館、上野公園及上野動物園の事務を總理する
- 3. 主事は庶務を分掌する
- 4. 鑑査官は列品の鑑査解説、保存に關する事務を分掌する
- 5. 館長は主事を充て館務を掌理する
- 6. 評議員は宮内大臣又は總長の諮問に應ず
- 7. 學藝委員は列品の鑑査解説編纂著譯等を分掌する

李 王 職

- 1. 王族及び公族の公務を掌る
- 2. 長官は李王職一切の事務を總理する
- 3. 次官は長官を輔け事務官は庶務を分掌する
- 4. 贊侍は李王及李太王に近侍し身側の事を分掌する
- 5. 典記は祭祀及墳墓の事務を掌る
- 6. 典醫は診候及調藥の事を分掌する
- 7. 技師技手は技術の事を分掌する

東 宮 御 學 問 所

- 1. 總裁は東宮御教育の事を總理する
- 2. 副總裁は東宮大夫を以て充て總裁を助く
- 3. 幹事は庶務を掌理する
- 4. 御用掛は東宮御教育の事を分掌する
- 5. 評議員は東宮御教育上重要事項に就き總裁の諮問に應ずる

御 歌 所

- 1. 御製御歌及び歌御會の事務を掌る
- 2. 所長は所務を掌理し職員を監督する
- 3. 主事は庶務を掌る
- 4. 幹事は庶務に従事する
- 5. 寄人は歌詠に關する 網纂遺述の事を分掌する(名譽職)
- 6. 參候は歌詠の事を分掌す(名譽職)

帝 室 制 度 審 議 會

- 1. 帝室に關する重要な法規を調査審議する
- 2. 總裁は會務を統理する
- 3. 委員は立案審査の事を掌る
- 4. 幹事は庶務を掌理する
- 6. 書記は幹事の命を受け庶務に従事する

五、内 大 臣 府

一 内大臣府は宮城内に置かれてあるもので御璽國璽を尙藏し、詔書、勅書、其他内廷の文書に關する事務を掌る所である。而して左の如く内大臣及び職員を置く事になつて居る。

内 大 臣

- 1. 常侍輔弼し、内大臣府を統轄する
- 2. 所管職員の叙位叙勳其他進退に關する事項は宮内大臣に移牒する
- 3. 内大臣は親任とし、其官等俸給は宮内

職 員

- 1. 秘書官長は勅任で文書の事を掌理する
- 2. 秘書官は專任二人で文書の事及び庶務を分掌する
- 3. 屬は庶務に従事する

第 五 節 中 央 行 政 機 關

國家の安寧秩序を保持し臣民の幸福を増進する爲に憲法上の大權によつて執行せしめられる國務を行政といつて之を奉行する機關を總合して政府又は行政部と稱するのであるが、行政部には中央機關、地方行政機關、地方自治機關の三種となる。中央機關は統一を掌つて最高監督の任に當り、地方機關は各所に分派して中央機關の指揮を受け、其職務を行ふものである。尙此外に國家が法令によつて自治團體に行政事務を委託し若しくは負擔せしめる事がある、今中央機關の大要を述べれば左の如くである。

一、内閣

内閣は國務各大臣を以て組織し、内閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し、旨を受けて行政各部の統一を保持する。又内閣總理大臣は須要を認めるときは行政各部の處分又は命令を中止せしめて勅裁を待つ事が出来る。次に左の各件は閣議を経る事になつて居る。

- 一、法律案及び豫算決算案
 - 二、外國條約及び重要な國際條件
 - 三、官制又は規則及び法律施行に係る勅令
 - 四、天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願
 - 五、諸省の主管権限の爭議
 - 六、豫算外の支出
 - 七、勅任官及び地方長官の任命及び進退
- 右の外各省主任の事務に就き高等行政に關係し事

體稍重きものは總て閣議を経るのである。次に内閣には書記官長(勅任)一名、書記官(奏任)三名、總理大臣秘書官(奏任)二名、屬(判任)四十五名を置き、書記官長は總理大臣の命を受けて機密文書を管掌し、内閣の庶務を總理し、判任官以下の進退を專行する。書記官は總理大臣又は書記官長の命を受けて左の事務を掌る。

- 一、詔勅及び法律命令の發布に關する事項
- 二、帝國憲法及び法律命令の原本の保存
- 三、公文の査閱、起草、受授及び保存
- 四、官印の管守に關する事項
- 五、内閣の會計に關する事項
- 六、各廳高等官の履歷に關する事項
- 七、内閣記録の編纂に關する事項
- 八、内閣所管圖書の類別、購買、保存及び出納並に其目錄調製に關する事項
- 九、内閣所用圖書の出版に關する事項

尙秘書官は大臣官房の事務を掌り、屬は上官の指揮を受けて庶務に従事する。次に右の外内閣には統計局、恩給局、印刷局、賞勳局、法制局、軍需局等の各局及び鐵道院がある。

賞勳局

- 1. 勳位、勳章及び年金に關する件
- 2. 記章、褒章其他の賞件
- 3. 外國の勳章、記章の受領及び佩用の件

法制局

- 1. 法律命令案を起草し理由を上申する事
- 2. 法律命令案の審査又は修正に關する件
- 3. 法律命令の制定、廢止、改正の意見上申
- 4. 右の外總理大臣よりの諮詢に對する上申

統計局

- 1. 行政各部統計の統一に關する件
- 2. 行政各部に專續せざる統計に關する件
- 3. 統計に關する報告書刊行の件
- 4. 各官廳の統計主任者の招集及會議の件

印刷局

- 1. 官報、法令の編輯並に發賣に關する件
- 2. 官報其他の印刷に關する件
- 3. 印紙、郵便切手、諸證券等の製造の件
- 4. 抄紙に關する件

恩給局

- 1. 恩給及び扶助料を受くべき資格及び權利の審査並に裁決に關する件
- 2. 恩給及び扶助料の支給に關する件

軍需局

- 1. 軍需工業動員法の施行を統一する機關
- 2. 工業動員法實施に關する諮問機關
- 3. 動員によつて生ずる損害の補償金、獎勵金の算定並に收用したる土地家屋其他工作物の拂下價格の決議

鐵道院

は前記各局と其趣きを異にし、前記各局の局長は皆勅任官(一等又は二等)を以て之に任じて居るが、鐵道院の總裁は親任官である。そして總裁官房及び監督、運輸、工務、工作、經理の五局及び地方に五箇所の管理局がある。而して左の職員を置く事となつて居る。

總裁

内閣總理大臣の監督を受け一切の院務を總理し、院內奏任官の進退は總理大臣に具狀し、判任官以下の進退を行ふ(親任)

副總裁

總裁を補佐し、總裁が事故ある時は其職務を代理する(勅任)

技監

は鐵道の技術に關する事務を掌理する(勅任)

理事

は上官の命を承けて部局の事務を掌理する(勅任)

參事

官房又は部局に分屬し上官の指揮を承けて各部局の事務を掌る(奏任)

副參事 同(奏任)

參事 補 同(奏任)

秘 書 (奏任) は總裁の命を承け機密に關する事務を掌る

技 師 は上官の命令及び指揮を承けて鐵道に關する技術を掌る(奏任)

技 記 は上官の指揮を受けて鐵道に關する庶務に従事する(判任)

鐵道手 は上官の指揮を受けて鐵道に關する技術に従事する(判任)

右の外内閣には經濟調査會、外交調査會、防務會等があるが是等は臨時的のものであるから茲には之を略する事とする。

二、外務省

外務大臣は外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護及び外國在留帝國臣民に關する事務を管理し、外交官領事官を指揮監督し、又關東

州に關する事項を統理するものである。外務省には大臣官房、政務局、通商局等があり、又外にあるものには大使館、公使館、總領事館、領事館等がある。

政務局

1. 外交に關する事務及び關東州に關する事務を掌り、第一課、第二課に分れて居る

通商局

1. 通商航海及び移民に關する事務を掌り、第一課、第二課に分れて居る

大使館

1. 特命全權大使は親任とし國家を代表して外國に使用するものである

公使館

1. 特命全權公使は勅任とし外國に在つて帝國の外交を維持するものである

三、内務省

内務大臣は神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、出版著作權、賑恤、救済及拓殖等に關する事務を管理し、朝鮮、臺灣、樺太に關する事項を統理し、警視總監、北海道廳長官及び府縣知事を監督する等其數頗る多い。省内には大臣官房は勿論、神社局、地方局、警保局、土木局、衛生局其他造神官使廳、衛生試驗所、中央衛生會、日本藥局方調査會、保健衛生調査會等がある。而して是等の各局は左の如くなつて居る。

神社局

1. 神宮、官國幣社、府縣郷村社、招魂社其他總て神社に關する事を掌る

總領事館

1. 總領事は奏任で、貿易、交通、航海等の利益を保護觀察する經濟的機關である

領事館

1. 領事は奏任で貿易、交通、航海等の利益を保護し且つ觀察する機關である

地方局

- 4. 賑恤及び救済に關する件
- 5. 府縣立以下の貧院、盲啞院、瘋癲院、育兒院其他慈善用の營造物に關する件
- 6. 徴兵及び徴發に關する件
- 7. 北海道の林野及拓殖に關する件
- 8. 朝鮮、臺灣、樺太に關する件

警保局

- 1. 行政警察に關する件
- 2. 高等警察に關する件
- 3. 圖書出版著作權に關する件

土木局

- 1. 内務省直轄の土木工事に關する事務
- 2. 府縣經營の土木工事其他公共の土木工事の件
- 3. 直轄工事費及府縣工費補助の調査
- 4. 水面埋立、土地收用に關する事務
- 5. 河川、道路、港灣、砂防事業の調査事務

衛生局

- 1. 傳染病及地方病の豫防、種痘其他總て公衆衛生に關する事務
- 2. 檢疫停船に關する事項
- 3. 醫師、藥劑師の業務並に藥品賣藥取締
- 4. 衛生會及び地方病院に關する事務

衛生試驗所

- 1. 衛生上試驗に關する事項を取扱ふ
- 2. 職員には所長、技師、技手、書記を置く
- 3. 東京及び大阪に置く
- 4. 事務の分課は内務大臣之を定む

衛生會

- 1. 公衆衛生獸畜衛生に就き各省大臣の諮詢に應じ意見を開申す
- 2. 各省の衛生事項に就き主任大臣に建議す
- 3. 會は會長一人、委員二十八人以内を以て組織す
- 4. 會長は議事を整理し其決議を内務大臣に具申す

日本藥局方調査會

- 1. 日本藥局方改正に關する事項を調査す
- 2. 會内は會長一人、委員十六人以内を以て組織す
- 3. 會長は會務及議事を整理し其決議を内務大臣に具申す

保健衛生調査會

- 1. 國民の保健衛生に關する事項の調査審議をなす
- 2. 調査會には會長一人、委員若干名、幹事一人を置く
- 3. 會長は調査審議の結果を内務大臣に具申す

港灣調查會

- 1. 港灣に關する制度、計畫、設備其他重要な事項を調査審議す
- 2. 會は會長一人、委員二十五人以内を以て之を組織す、會長は内務大臣を以て之に充つ

四、大藏省

大藏大臣は政府の財務を總轄し、會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物、銀行、信託及び無盡等に關する事務を管理し、府縣郡市町村及び公共組合の財務を監督するもので、省内には大臣官房は勿論、主計局、主稅局、理財局、銀行局等があり、又此外に造幣局、專賣局、稅關、稅務監督局等があつてそれ々々財務を分掌して居る。

理財局

- 1. 國資の運用管理、國庫の出納管理の事務
- 2. 貨幣に關する事務
- 3. 金庫の監督及び一般金融に關する事務
- 4. 國債に關する事務
- 5. 罹災救助基金、諸祿に關する事務
- 6. 預金保管物及び供託物に關する事務
- 7. 府縣郡市町村其他公共組合の公債に關する事務

主稅局

- 1. 國稅の賦課徵收に關する事務
- 2. 稅務の管理監督、土地臺帳に關する事務
- 3. 民有地地租目變換に關する事務
- 4. 府縣郡市町村其他公共組合の諸收入に關する件
- 5. 關稅噸稅の賦課徵收及稅關諸收入の事務
- 6. 關稅行政の管理及び監督に關する事務
- 7. 外國貿易の船舶及び輸出入品の監督に關する件
- 8. 保稅倉庫、稅關假置場及び稅關倉庫の管理監督に關する件
- 9. 外國貿易の狀況及び關稅率の調査事務

銀行局

- 1. 特別法令に依り設立せる銀行に關する件
- 2. 普通銀行及び貯蓄銀行に關する事務
- 3. 信託及び無盡に關する事務
- 4. 紙幣類似證券に關する事務
- 5. 銀行に關係を有する公益法人に關する件

主計局

- 1. 總豫算、總決算、特別會計の豫算決算の件
- 2. 仕拂豫算及び主計簿の登記に關する事務
- 3. 歳入歳出現計書の調製に關する事務
- 4. 諸計算書の下檢査に關する事務
- 5. 出納官吏の監督及身元保證に關する件
- 6. 豫備金支出、收入支出の科目に關する事務
- 7. 定額繰越の承認及び定額戻入年度開始前支出に關する事務
- 8. 金錢及び物品會計の統一に關する事務
- 9. 府縣郡市町村公共組合の歲計事務

造幣局

- 6. 銀行債券に關する事務
- 7. 銀行に對する補助金及び補給金に關する事務

- 1. 大阪市に置き大藏大臣の管理に屬す
- 2. 貨幣の製造、舊貨幣の鑄造、章牌、記章、極印の製造、地金銀の精製分析及び諸物の試験を掌る
- 3. 造幣局には局長(勅任)技師、屬、技手等の職員を置く

專賣局

- 1. 煙草の耕作、検査、査定、收納、製造、販賣、輸入、輸出、試験、鑑定及び取締の事務
- 2. 鹽の製造、收納、販賣、輸出入、試験、鑑定及び取締に關する事務
- 3. 樟腦、樟腦油の製造、收納、販賣、輸出、試験、鑑定及び取締に關する事務
- 4. 東京に本局を置き地方に支局を置く
- 5. 職員には局長(勅任)部長(奏任)參事(同)副參事(同)參事補(同)技師(同)書記(判任)技手(同)等を置く
- 1. 關稅、噸稅、稅關諸收入に關する事務を掌る
- 2. 保稅倉庫、稅關假置場其他保稅地域の事務
- 8. 船舶及び貨物の取締、貨物の收容に關する事務

稅 關

- 4. 關稅法及び噸稅法犯則者の處分に關する事務
- 5. 輸出入又は移出入貨物の戻稅及交付金の事務
- 6. 運送通路の取締に關する事務
- 7. 輸入又は移入の砂糖織物石油の消費稅及び骨牌の課稅に關する事務
- 8. 移入稅に關する事務
- 9. 横濱、神戸、大阪、長崎、門司、函館に置く

監稅督局務

- 1. 内國稅に關する事務を監督す
- 2. 職員には局長、稅務監督官、稅務副監督官、事務官、技師、屬、技手等を置く
- 3. 監督局は東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、丸龜、熊本に置く

五、司法省

司法大臣は裁判所及び檢事局を監督し、檢察事務を指揮し、民事刑事、非訴訟事件、戶籍、監獄及び出獄人保護に關する事項其他諸般の司法行政事務を管理するもので、省内には大臣官房を始めとして法

務局、監獄局、法律取調委員會等があり、又省外には大審院、控訴院、地方裁判所、區裁判所等が各地に設けられて居る。

法務局

- 1. 裁判所の設立、廢止及び管轄區域に關する件
- 2. 民事刑事及び非訴訟事件に關する事務
- 3. 恩赦及び刑の執行に關する事務
- 4. 犯罪人引渡に關する事務
- 5. 戶籍、公證に關する事務
- 6. 辯護士會に關する事務

監獄局

- 1. 監獄に關する事務
- 2. 假出獄及び出獄人保護に關する事務
- 3. 犯罪人異同識別に關する事務

法律取調委員會

- 1. 司法大臣の指定した民事刑事に關する法律を調査審議す
- 2. 委員會は會長一人、委員五十人以内を以て組織する
- 3. 會長は會務を總理し議事を整理し其決議を司法大臣に具申する

六、文部省

文部大臣は教育、學藝及び宗教に關する事務を管

專務局門

- 1. 帝國大學及び高等學校に關する事務
- 2. 專門學校及び實業學校に關する事務
- 3. 以上の學校に準すべき各種學校に關する件
- 4. 海外留學生及び教員の海外派遣に關する件
- 5. 傳染病研究所に關する事務
- 6. 天文臺、氣象臺、測候所に關する事務
- 7. 測地學委員會及び震災豫防調査會の件
- 8. 學士院、學術會に關する事務
- 9. 學位及び之に類する稱號に關する事務
- 10. 醫師試驗、商科醫師試驗及び藥劑師試驗に關する事務
- 1. 師範教育、中學校に關する事務
- 2. 小學校及び幼稚園に關する事務
- 3. 高等女學校、盲啞學校に關する事務

普 通 學 務 局

- 4. 以上の學校に準すべき各種學校に關する件
- 5. 學校衛生に關する事務
- 6. 通俗教育及び教育會に關する事務
- 7. 學齡兒童の就學に關する事務
- 8. 圖書館及び博物館に關する事務
- 9. 國語の調査に關する事務

宗 教 局

- 1. 神佛各派、寺院、宗教用の堂宇其他宗教に關する事務
- 2. 古社寺保存に關する事務
- 3. 僧侶及び教師に關する事務
- 4. 教育に關する重要な事項を調査審議する
- 5. 右の事項に就き文部大臣の諮詢に應じ意見を開申する
- 6. 教育の重要事項に就き文部大臣に建議する

教 育 調 査 會

- 1. 學術の發達を圖り、教化を裨補す
- 2. 會員は碩學中より推選し勅旨を以て命ず
- 3. 外國人にて帝國の學術の發達に特別の功勞ある者は客員とする
- 4. 第一部は文學及社會的語學科、第二部は理學及び其應用諸學で會員は各專攻の學科によつて之に分屬する

帝 國 學 士 院

- 5. 會議を開き學術教化に關する事項を審議す(會員の定員は六十人)
- 6. 院長及び幹事は互選とし任期は三ヶ年である
- 7. 會員は勅任官の待遇を受ける

七、農 務 局

農商務大臣は農業、商業、工業、水産、林野、礦山及び地質、工場法施行に關する事務を管理するものであるが、省内には大臣官房の外農務局、商工局、山林局、礦山局、水産局等があり、省外には製鐵所、特許局、林區署、農事試驗場、蠶業試驗場、生糸検査所、畜産試驗場、牛疫血清製造所、植物検査所、工業試驗所、水産講習所等がある。

農 務 局

- 1. 農事、蠶業、茶業、畜産、家畜衛生及び特産に關する事を掌る
- 2. 防疫調査所を置いて家畜に關する疾病の調査及び試験、血清の製造配布をなす
- 3. 商業、工業、工場法施行及び度量衡に關する事務を掌る

商 工 局

- 1. 局内に商品陳列所を置き内外の商品見本及び參考物品を陳列して衆人の觀覽に供す
- 2. 内外貿易に關する通信事務をなす
- 3. 度量衡の檢定並に比較検査及び試験其他計量に關する事務を掌る
- 4. 森林原野に關する事務
- 5. 林産の増殖及び改良に關する調査及び試験事務

山 林 局

- 1. 鑛業に關する事務を掌る
- 2. 地質調査に關する事務を掌る
- 3. 鑛業警察及び鑛夫に關する事務を掌る
- 4. 石炭坑爆發豫防に關する事務を掌る
- 5. 水産に關する事務を掌る
- 6. 遠洋漁業免許處分の調査事務
- 7. 遠洋漁業獎勵に關する事務
- 8. 鱧虎、鰓豚獸保護に關する事務
- 9. 漁業取締に關する事務
- 10. 海外漁業調査に關する事務

鑛 山 局

水 産 局

製 鐵 所

行政と制度 第八卷

- 1. 農商務大臣の管理に屬し鋼鐵の製造及び販賣、建設等の事を掌る
- 2. 職員には長官(勅任)次長(同)理事(勅任)又は奏任)參事(奏任)副參事(同)技師(勅任)又は奏任)書記(列任)技手等がある

特 許 局

- 1. 農商務大臣の管理に屬し、發明、實用新案、意匠及び商標に關する事務を掌る
- 2. 圖書館を置き審判及び審査に關する圖書見本及び雛形を保管す
- 3. 職員には局長(勅任)事務官(奏任)技師(奏任)審査官(同)審査官補(列任)屬(列任)技手等を置く

八、遞 信 省

遞信大臣は郵便、電信、電話、航路標識を管理し、發電水力に關する事務を掌り、電氣、造船、水陸運輸に關する事業及び航路、船舶、海員等を監督するもので、省内には大臣官房の外、通信局、電氣局、管船局等があり、此外に臨時調査局、爲替貯金局、地方遞信局、航路標識管理所、高管海員審判所、商船學校等がある。

通 信 局

- 1. 郵便、小包郵便、電信電話に關する事務
- 2. 陸運事業の監督に關する事務

電 氣 局

- 1. 電氣の取締に關する事務
- 2. 電氣測定器の檢定に關する事務
- 3. 發電水力に關する事務
- 4. 電氣試験に關する事務

管 船 局

- 1. 航路標識に關する事務
- 2. 航路、船舶、海員、水運及び保護海事會社の監督に關する事務
- 3. 船用品の検査及び試験に關する事務

調 査 局

- 1. 逓信大臣の管理に關し、電氣及び海事に關する事務を掌る(臨時)
- 2. 局には局長の外に事務官(奏任)技師(同)屬(判任)技手(同)等の職員を置く

貯 爲 金 局 替

- 1. 郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險等の事務
- 2. 年金恩給の給與並に官廳の徴收する歳入金の受入及び歳出金の繰替拂渡に關する事務

逓 信 局

- 1. 管轄區域内に於ける郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險、電信電話の管理の事務
- 2. 電氣事業及び船舶海員の監督に關する事務を掌る
- 3. 逓信局は東京(東部)大阪(西部)仙臺(北部)熊本(九州)札幌(北海道)に置く

九、會計検査院

會計検査院は天皇に直隸し、國務大臣に對し特立の地位を有し、院長は親任官で、部長は勅任、検査官は勅任又は奏任、書記官及び副検査官は奏任である。而して検査官は刑事裁判又は懲戒裁判に依るの不得ければ其意に反して退官轉官又は休職を命ぜられる事がない。又他の官職を兼ねるとか帝國議會又は地方議會の議員となる事は出来ない。次に會計検査院は總會又は部會を以て事を議し、左の場合には總會を以て議決するを要する。

- 1. 各年度の會計検査の成績を上奏し、其成績に就いて法律又は行政上の改正を必要とすべき事項ありと認めたる時は意見を上奏する事が出来るが此場合には總會議の議決を要する。
- 2. 天皇の下問に奉答する時。
- 3. 總決算及び各省決算報告書の金額と各出納官吏

の提出せる計算書との金額の検査の報告書を確定する時。

- 4. 金庫の出納及び簿記上に關する各省の命令に付意見を陳述する時。
 - 5. 検査事務の規程計算證明の様式及び提出の期限を定め又は之を改正する時。
 - 6. 右の外院長に於て總會議に付するの必要ありと認めたる時。
- 次に會計検査院の職權を摘録すれば左の如くである。

- 1. 官金の收支、官有物及び國債に關する計算を検査確定して會計を監督す。
- 2. 總決算各官廳及び官立諸營造の收支及び官有物に關する決算の検査。
- 3. 政府より補助金又は特約保證を與ふる團體及び公立私立諸營造の收支に關する決算の検査。

4. 法律勅令により特に會計検査院の検査に屬した決算の検査。

- 5. 決算を検査確定した場合には之が報告書を作る事。
- 6. 各年度の會計検査の成績を上奏し、其成績により法律又は行政上の改正を必要と認むる場合には併せて其意見を上奏する事が出来る。
- 7. 金庫の出納及び簿記上に關する各省の命令は其發布前に通知を受け、意見ある時は陳述する事が出来る。
- 8. 各官廳をして検査上必要な簿書及び報告を提出せしめ、主任官の辨明書を求むる事が出来る。そして必要な場合には官吏を派遣して實地踏査を爲す事が出来る。
- 9. 出納官吏の計算書及び證憑書類を検査し正當なる場合には認可状を付し、正當ならぬ場合には本屬長官に移牒して處分を爲す事が出来る。

又提出を怠り様式を守らぬ時懲戒處分を爲す事が出来る。

10. 會計検査院の判決に依つて辨償の責を負ふた者は天皇の赦恩によるの外本局長官は之を減免する事が出来ぬ。

一〇、行政裁判所

行政裁判所は行政上の違法處分の爲め實際權利を傷害せられた場合に其訴訟を受理するもので、左の場合に限つて行政訴訟を提起する事が出来る。

1. 海關税を除く外租税及び手数料の賦課に關する件。
2. 租税滞納處分に關する件。
3. 營業免許の拒否又は取消に關する件。
4. 水利及び土木に關する件。
5. 土地の官有民有區分の査定に關する件。
6. 法律勅令に於て特に規定ある事件。

右の如くであるが、行政裁判所は損害賠償の訴訟は受理しない。又行政廳に訴願し、其裁決を経た後且つ六十日以内に於てしなければ訴訟を提起する事は出来ない。但し各省大臣、内閣直轄官廳又は地方上級行政廳の處分に對しては直に行政訴訟を提起する事は出来るが、各省又は内閣に訴願を爲した時は之を提起する事は出来ない。そして行政裁判所の判決に對しては再審を求むる事は出来ぬ事となつて居る。

次に行政裁判所には長官(親任)一名、評定官(勅任又は奏任)、書記(判任)等があつて、行政訴訟の辯護人たる事を得る者は行政裁判所の認許した辯護士に限つて居る。

備考 以上の外中央行政機關には陸軍省、海軍省等があるが、之は別編軍事欄に掲げてあるから茲には之を略する。

第六節 歴代の各省大臣

我國に於ける中央行政機關の中心たる歴代の内閣員は左の如くである。(明治十八年官制改正以後)

▲明治十八年

總理	伊藤博文	内務	山縣有朋	總理	伊藤博文	内務	山縣有朋
外務	井上馨	陸軍	大山巖	外務	井上馨	陸軍	大山巖
海軍	西郷從道	大藏	松方正義	海軍	西郷從道	大藏	松方正義
司法	谷田義城	文部	森有武	司法	谷田義城	文部	森有武
農商	同	逓信	榎本武揚	農商	同	逓信	榎本武揚

▲同十九年

總理	伊藤博文	内務	山縣有朋	總理	伊藤博文	内務	山縣有朋
外務	井上馨	陸軍	大山巖	外務	井上馨	陸軍	大山巖
海軍	西郷從道	大藏	松方正義	海軍	西郷從道	大藏	松方正義
司法	谷田義城	文部	森有武	司法	谷田義城	文部	森有武
農商	同	逓信	榎本武揚	農商	同	逓信	榎本武揚

▲同二十年

總理	伊藤博文	内務	山縣有朋	總理	伊藤博文	内務	山縣有朋
外務	井上馨	陸軍	大山巖	外務	井上馨	陸軍	大山巖
海軍	西郷從道	大藏	松方正義	海軍	西郷從道	大藏	松方正義
司法	谷田義城	文部	森有武	司法	谷田義城	文部	森有武
農商	同	逓信	榎本武揚	農商	同	逓信	榎本武揚

▲同二十一年

總理	伊藤博文	内務	山縣有朋	總理	伊藤博文	内務	山縣有朋
外務	井上馨	陸軍	大山巖	外務	井上馨	陸軍	大山巖
海軍	西郷從道	大藏	松方正義	海軍	西郷從道	大藏	松方正義
司法	谷田義城	文部	森有武	司法	谷田義城	文部	森有武
農商	同	逓信	榎本武揚	農商	同	逓信	榎本武揚

▲同二十二年

總理	伊藤博文	内務	山縣有朋	總理	伊藤博文	内務	山縣有朋
外務	井上馨	陸軍	大山巖	外務	井上馨	陸軍	大山巖
海軍	西郷從道	大藏	松方正義	海軍	西郷從道	大藏	松方正義
司法	谷田義城	文部	森有武	司法	谷田義城	文部	森有武
農商	同	逓信	榎本武揚	農商	同	逓信	榎本武揚

問 題 の 民 國

行政と制度

第八卷

總理	農商	司法	海軍	外務	總理	農商	司法	海軍	外務
西園寺公望	松田正久	松岡康毅	齋藤實	林正毅	西園寺公望	松岡康毅	松岡康毅	齋藤實	林正毅
▲同四十一年					▲同四十一年				

內務	大藏	文部	逓信	陸軍	內務	大藏	文部	逓信	陸軍
寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久

總理	農商	司法	海軍	外務	總理	農商	司法	海軍	外務
桂太	松岡康毅	松岡康毅	齋藤實	林正毅	桂太	松岡康毅	松岡康毅	齋藤實	林正毅
▲同四十四年					▲同四十四年				

內務	大藏	文部	逓信	陸軍	內務	大藏	文部	逓信	陸軍
寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久

三〇

問 題 の 民 國

行政と制度

第八卷

總理	農商	司法	海軍	外務	總理	農商	司法	海軍	外務
山本權三	松田正久	松岡康毅	齋藤實	林正毅	山本權三	松岡康毅	松岡康毅	齋藤實	林正毅
▲大正三年					▲大正三年				

內務	大藏	文部	逓信	陸軍	內務	大藏	文部	逓信	陸軍
寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久

總理	農商	司法	海軍	外務	總理	農商	司法	海軍	外務
山本權三	松田正久	松岡康毅	齋藤實	林正毅	山本權三	松岡康毅	松岡康毅	齋藤實	林正毅
▲大正四年					▲大正四年				

內務	大藏	文部	逓信	陸軍	內務	大藏	文部	逓信	陸軍
寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久	小松野英太郎	後堀新平	寺平	阪谷芳久

三一

外務	石井菊次郎	陸軍	岡 大	市之助
海軍	加藤友三郎	大藏	武 富	時 敏
司法	尾崎行雄	文部	高 勝	寺内正毅
農商	河野廣中	逓信	箕 田	浦 健
	仲小路廉		健 次郎	人 平
總理	寺内正毅	内務	後 藤	新 平
外務	本野一郎	陸軍	大 勝	田 健
海軍	加藤友三郎	大藏	岡 勝	田 主
司法	松 室 廉	逓信	田 健	良 平
農商	仲小路廉		健 次郎	平 計

▲大正六年	▲大正七年
總理	寺内正毅
外務	本野一郎
海軍	加藤友三郎
司法	松 室 廉
農商	仲小路廉
陸軍	後 藤 新 平
大藏	水野錬太郎
文部	岡 勝 田 健
逓信	田 健 次郎

三二一
 官制を設けて内閣を組織してから以来の歴代内閣の
 壽命は左の如くである。

第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次	第七次	第八次	第九次	第十次
内閣	伊藤	山縣	桂 西園寺	桂 西園寺	伊藤	山縣	大 隈	伊藤	松 方
成立年月	十八年十二月	二十一年四月	廿二年十二月	廿四年五月	廿五年八月	廿九年九月	卅一年一月	卅一年六月	卅一年十一月
在職年月	二年五月	一年九月	一年六月	一年四月	一年二月	一年五月	一年六月	一年七月	一年八月

第七節 立法機關

立法 といふのは法律を制定する事である。ふまでもない事であるが、これには帝國議會の協賛を経なければならぬ事となつて居る。而して法律は左の順序を経て始めて効力を生ずるものである。

1. 法律の立案
2. 法律案の提出(政府又は議院から提出する)
3. 法律案の議定(議員が討論審議の上決定)
4. 裁可(天皇が法律を認可し給ふ事)

帝國議會 は法律を協賛するのみでなく、憲法の規定内に於ては政治に參與し得るもので、憲法第六十四條に「國家の歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし」同第七十二條に「國家の歳入の決算は會計検査院之を檢定し政府は其検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし」とある。又議

會は政治に關する意見を表白する事が出来る。之に對して政府は其意見に服する義務はない。此意見を表白する方法としては質問、建議、上奏等で【質問】は政府の行爲又は意見に就いて報告を求むるもので、議院法第四十八條に「兩議院の議員政府に對し質問をなさんとするときは三十人以上の賛成者あるを要す」同第四十九條に「質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辯を爲し、又は答辯すべき期日を定め若し答辯を爲さざる時は其理由を明示すべし」とある。之によつて見れば議員は問題の性質を問はず政府に對して質問を爲す事が出来て、國務大臣は理由を示さずに答辯を拒絶するが如きは議院法を無視するものである。次に【建議】といふのは議會の希望を開陳し、又は天皇の大權に屬する事に關して所見を陳べるもので問題の如何は限定せられない。次に【上奏】といふのは議會が天皇に意志を上奏するもので、憲法第四十九條に「兩議院は各

天皇に上奏する事を得」とある。そして上奏には儀式の上奏と國務の上奏とあつて、儀式の上奏といふのは議會に對する勅語に奉答したり、朝廷の吉凶に對する議會の所感を開陳する事で、國務の上奏は議會が政府の責任を問ふ途である。

1. 世襲議員 皇族(成年に達した時、議席に列す) 公爵(廿五年に達した時、議席に列す) 侯爵(公爵に同じ) 右は當然に議席を有するものである。

2. 互選議員 伯爵 七ヶ年の任期で同爵中から互選せられたもの 男爵 勅選議員(國家に勳勞あり、又は學識あるもの(任期終身)) 又は學識あるもの(任期終身) 各府縣に於て最多額の直接國税を納むるもの五人中より一人を互選して勅任せられたもの(任期七年)

3. 勅任議員 多額納税員 各府縣に於て最多額の直接國税を納むるもの五人中より一人を互選して勅任せられたもの(任期七年)

2. 選舉人名簿調製の期日前滿一ヶ年以上、其選舉区内に住所を有し、猶引續き住居する者。

3. 選舉人名簿調製の期日前滿一年以上、地租十圓以上又は滿二年以上地租以外の直接國税十圓以上、若しくは地租と其他の直接國税とを通じて十圓以上を納め、猶引續き納むる者(家督相續に由り財産を領收した者は其財産に付被相續人の爲した納税を以て其者の納税した者と看做さる。)

次に【被選舉權】は帝國の臣民である男子にして年齢滿三十年以上のものは被選舉權を有するが、左に掲げる者は選舉權及び被選舉權を有しない。

- 1. 禁治産者及び準禁治産者。
2. 身代限の處分を受け、債務の辨償を終へざる者及び家資分散若しくは宣告を受け、其確定した時から復権の決定確定するに至る迄の者。
3. 剝奪公權者及び停止公權者。

次に【衆議院】は間接に一般國民を代表する機關で選舉法によつて選出せられた議員を以て組織する。而して我國の選舉法は府縣を市部と郡部とに分ち、市部を獨立の選舉區とし、郡部も一の選舉區とし、府縣の區域の廣狹、人口の多少によつて議員數に差異があるが、其各府縣の議員數は一定して居る。【投票】の方法は單記無記名制で、選舉人は唯一人の議員を選舉する事になつて居る。選舉區は便宜上更に市町村の行政區域に分ち、數多の投票區とし、市町村長は國の行政機關として投票管理となり、之に關する事務を擔任する。又投票區の上の開票區を設け、郡市長は其區域内に限つて之が開票に關する事務を擔任する。そして是等の事務を統轄する爲に地方長官を選舉長とし、選舉の結果を被選人に通知して承諾するや否やを促すものである。次に【選舉權】を有する者は左の資格を具へなければならぬ。

1. 帝國臣民たる男子にして滿廿五年以上の者。

4. 禁錮以上の刑の宣告を受けた時から其裁判の確定するに至る迄の者。

5. 華族の戸主。

6. 陸海軍軍人にして現役中の者、及び戰時若しくは事變に際し召集中の者、又は官立、公立、私立學校の學生生徒。

又左に掲げる者は被選舉權を有しない。

1. 神官、神職、僧侶其他諸宗教師、小學校教員、政府の爲め請負を爲すもの、又は政府の爲め請負を爲す法人の役員。

3. 選舉事務に關係ある官吏吏員。(但し其選舉区内に於て)

4. 官内官、判事、檢事、行政裁判所長官、同評定官、會計検査官、收税官吏及び警察官吏。

右の如くであるが、議員は衆議院の解散又は本人から辭さなければ四年間其職に在るもので、帝國議會は毎年十一月、二月の間に召集せられ三ヶ月を以て

會期とするのを通常會といひ、此外に臨時緊急の必要がある時は臨時會を召集せられる。又解散後には五ヶ月以内に召集せられるものである。

議會の歳費

貴衆兩院の経費は國庫から支出するものであるが、兩院の議長は歳費として五千圓、副議長は三千圓、貴族院の被選及び勅任議員及び衆議院の議員は二千圓を受け、此外に一定の旅費を受け、之を欲しない者は歳費を辭する事が出来る。又官吏にして議員たる者は歳費を受ける事は出来ない。

議會の會議

貴衆兩院の議長は議事日程を定めて之を議會に報告し、議事は政府から提出した議案を先にし、議案は三讀會を経て之を議決する。第一讀會は大體に於て可否を判定するもの、第二讀會は大體是認の上逐條審議を爲すもので、之が爲め委員の審査に付する事がある。第三讀會は即ち終局に可否を確定するものである。次に議案を發議し及び議

院の會議に於て議案に對し修正の動機を發するものは二十人以上の賛成がなければ議題を爲す事が出来ない。尙政府は何時でも一旦提出した議案を修正したり撤回したりする事が出来る。次に議會は通常之を公開するものであるが、左の場合にあつては公開を停める事が出来る。

- 1. 議長又は議員十人以上が秘密會を發議し、議院が之を可決した時。
- 2. 政府から秘密會の要求を受けた時。

請願

人民から各議員に呈出する請願書は議員の紹介によりて議院が之を受け取り、各議院に於て請願委員に付して之を審査し、若し請願書が規程に合はないと認められた時は議長は紹介の議員を経て却下する事になつて居る。兩議院に於て請願の採擇すべき事を議決した時は意見書を附し、其請願書を政府に送付し、事宜によつては報告を求むる事が出来る。又法人と認められた者を除く外は總代の名儀を以て

する請願は之を受けぬ事になつて居る。請願は總て哀願の禮式を用るなければならぬ。そして憲法を變更する請願とか、皇室に對して不敬の語を用る、政府又は議院に對し侮辱の語を用る時は其請願は受理されない。又司法行政裁判に干預する請願も受ける事が出来ない。

尙右の外大正六年三月勅令第三十七號を以て公布した請願令なるものがある。之は帝國議會に於ける請願とは別箇のもので、其大要は左の如くである。

- 1. 請願は文書を以て爲し、侮辱誹毀に涉り、秩序風俗を紊る文辭を用るぬ事。
- 2. 請願書の文字は端正鮮明で、請願の要旨、理由、年月日、請願者の族籍職業、住所年齢を記載し各自之に署名捺印する事。
- 3. 法人が請願する場合には其名稱及び住所を記載し法定の代表者各自請願書に署名捺印する事。而して其目的の遂行に關係ある事。

- 4. 未成年者及び禁治産者の請願は法定代理人に於ても成す事が出来る。但し署名する事が出来ぬ者は他人に代理せしめる事が出来る。此場合に代理者は其事由を附記し族籍職業住所年齢を記して署名捺印する事。
- 5. 天皇に捧呈する請願書は封皮に請願の二字を朱書して内大臣府に宛て其他の請願は請願の事項に付職權を有する官公署に郵便を以て差出す事。
- 6. 左に掲ぐる事項に就いては請願は出来ない。
 - 一、皇室典範及び帝國憲法の變更の事項。
 - 二、裁判に干與する事項。
- 7. 請願には指令を與へない事になつて居る。又天皇に奉呈する請願書は内大臣が奏聞し旨を奉じて之を處理する事になつて居る。
- 8. 請願に關し官公署の職員に強て面接を求めた者は二ヶ月以下の禁錮又は五十圓以下の罰金、拘

留、科料等に處せられる。
 9. 行幸又は行啓の際沿道又は行幸地で直願を爲さんとした者は一年以下の徴役に處せられる。
 10. 請願を爲さしめる爲他人を誘惑又は煽動し、又は請願に關する運動の爲金錢其他の利益を收受し、要求し又は其收受を約束した者は六ヶ月以下の徴役又は百圓以下の罰金に處せられる。
 衆議員議員黨派別 第卅議會より第四十會議に至る十一ヶ年間に於ける衆議院議員の黨派別(閉會當日の調)は左の如くである。

▲第三十議會	立憲政友會	一八八	亦樂會	二九
	立憲國民黨	四三	政友俱樂部	二六
	立憲同志會	九三	無所屬	二
計	三百八十一名			
▲第三十一議會	立憲政友會	二〇四	立憲國民黨	四〇
	立憲同志會	九二	中正會	三七
無所屬	三七		計	三百八十名
▲第三十二議會	立憲政友會	二〇四	立憲國民黨	四〇
	立憲同志會	九二	中正會	三七
無所屬	三七		計	三百八十名

立憲政友會	二〇六	立憲國民黨	三九	
立憲同志會	九二	中正會	三五	
無所屬	八	計	三百八十名	
▲第三十三議會	立憲政友會	二〇六	立憲國民黨	三五
	立憲同志會	九一	中正會	三六
無所屬	一二	計	三百八十一名	
▲第三十四議會	立憲政友會	二〇五	立憲國民黨	三六
	立憲同志會	九二	中正會	三六
無所屬	一二	計	三百八十一名	
▲第三十五議會	立憲政友會	一八四	立憲國民黨	三二
	立憲同志會	九五	中正會	三六
無所屬	三三	計	三百八十名	
▲第三十六議會	立憲政友會	一〇四	立憲國民黨	二七
	立憲同志會	一五〇	中正會	三五
無所屬	五六	計	三百八十一名	
▲第三十七議會	立憲政友會	一〇五	立憲國民黨	二七
	立憲同志會	一五四	中正會	三二
公友俱樂部	五二	無所屬	一一	
計	三百八十一名			

▲第三十八議會	立憲政友會	一一一	立憲國民黨	二八
	立憲同志會	一九七	公正會	三七
無所屬	七	計	三百八十名	
▲第三十九議會	立憲政友會	一六〇	立憲國民黨	三五
	立憲同志會	一一九	維新會	四二
無所屬	二五	計	三百八十一名	
▲第四十議會	立憲政友會	一六〇	立憲國民黨	三五
	立憲同志會	一一六	新政會	五五
無所屬	一五	計	三百八十一名	

第八節 司法機關

司法といふのは國法を維持する主權の作用で、司法權は法律に由り裁判所が之を行ひ、裁判官は終身官を、法律に由るの外は其職を免ぜられる事はない。又裁判官は天皇の名に於て其職務を行ひ、少しも上級官府の指揮を承けない。之は司法部の獨立を保證し、法廷の神聖を保ち、裁判をして公平不偏ならしめるが爲である。裁判の事務は訴訟事件と非

訟事件とに分れ、訴訟事件は民事と刑事とに分れて居る。民事は其名の如く人民の私法上の争訟で刑事は刑法上の争訟に屬して居る。又非訟事件といふのは登記の如き争訟に關係のない私權の保護に關するものをいふのである。而して司法裁判所には左の四種がある。

1. 區裁判所
2. 地方裁判所
3. 控訴院
4. 大審院

區裁判所の裁判權は單獨の判事が之を行ひ、左の如き事件を裁判するものである。

1. 五百圓を超過しない金額又は五百圓を超過せざる物に關する請求。
2. 價格に拘はらない左の訴訟。
 (イ) 住家其他の建物又は或部分の受取、明渡し、使用、占據若しくは修繕に關り、又は賃借人

の家具若しくは所持品を賃貸人の差押へたる事に關り、賃貸人と賃借人との間に起つた訴訟。

(ロ) 不動産の境界にのみ關する訴訟。

(ハ) 占有のみに關する訴訟。

(ニ) 雇主と雇人との間に雇期限一ケ年以下の契約に關して起つた訴訟。

3. 左に掲ぐる訴訟。

(イ) 旅人と旅店若しくは飲食店と主人との間、又は旅人と水陸運送人との間に起つた訴訟。
(ロ) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物の運送料、又は旅人から保護の爲め預けた手荷物金銭又は有價物。

- 4. 非訟事件として登記を爲すこと。
- 5. 後見人、管財人を監督すること。
- 6. 拘留又は科料に關する罪。
- 7. 窃盜罪及び刑法第二百五十四條の罪の贓物に關する罪。

る罪。

8. 有期の徵役又は禁錮、又は罰金の罪。

地方裁判所 は第一審の合議裁判所で、三人の判事列席して裁判を爲し、民事部、刑事部に分れ、民事部訴訟に於ては左の事件を管轄する。

- 1. 區裁判所の權限又は皇族に對する民事訴訟事件を除いた其他の請求。(第一審)
 - 2. 區裁判所の判決に對する控訴。(第二審)
 - 3. 區裁判所の決定及び命令に對する法律に定めたる抗告。(第二審)
 - 4. 破産事件に就き一般の裁判權。
- 次に刑事訴訟に就きては左の裁判權を有する。
- 1. 區裁判所の權限並に大審院の特別權限に屬しない刑事訴訟。(第一審)
 - 2. 區裁判所の判決に對する控訴及び區裁判所の決定命令に對する抗告。(第二審)
- 控訴院** は五人の判事を以て組織する合議制の

裁判所で、民事部、刑事部に分れ、各部に部長を置き、又院長を置いて其院一般の事務を指揮する。而して左の事項に就いて裁判權を有して居る。

- 1. 地方裁判所の判決に對する控訴に就き之を爲したる地方裁判所の判決に對する上告。
- 2. 地方裁判所の第一審判決に對する控訴。
- 3. 地方裁判所の判決及び命令に對する法律に定めたる抗告。
- 4. 皇族に對する民事訴訟に就き第一審及び第二審の裁判權。

大審院 は我國最高の司法機關で、法律の適用を統一せんが爲に設けられて居るものである。大審院は七人の判事を以て組織する合議制の官廳である。そして大審院にも部長及び院長を置き、民事部及び刑事部に分れて居る。大審院の管轄事件は左の如くである。

- 1. 地方裁判所の第二審判決に對する控訴院の判決

に對する上告。

2. 皇族の犯したる罪にして禁錮以上に處すべきもの、豫審及び裁判。

3. 控訴院の決定及び命令に對する法律に定めたる抗告。

裁判所は大體右に述べた如くであるが、一般人に對する訴訟は其者の現に住居する地の裁判所、軍人軍屬に對する訴訟は兵營地若しくは軍艦定繋所の地の裁判所、外國に在る本邦の公使及び公使館員に對する訴訟は本邦に於て本人の最後に有せる住所地の裁判所、生徒、雇人、營業使用人、職工、習業者其他性質上一定の地に永く寓居すべき者に對する訴訟は其現在地の裁判所に提起する事になつて居る。

刑事訴訟の手續 には判決の手續と、判決前の手續とがあつて、判決前の手續は之を訴求手續と豫審手續との二つとし、檢事、豫審判事、其他警察權を有する官廳が之を行ふものである。

訴求手續 は犯罪の捜査及び起訴の二つで、犯罪の捜査は検事が公訴を爲すに必要な證據を集める準備の行爲で、其手續は告訴、告發、現行犯の三種ある。【告訴】といふのは犯罪によつて損害を受けた者が官に申告する事で、犯罪地又は犯罪人所在地の検事又は警察権に對して申告するのである。此場合は口頭を以てする事が出来る。【告發】といふのは第三者の爲す申告で、相當官吏（警察權又は検事）に申告し、警察官が之を受理した時は直に検事に之を送付するのである。【現行犯】は現に犯罪を行ひつゝある際に發覺したものと、又は現に之を行ひ終つた際に發覺したものをいふので、此場合には巡查憲兵等は検事の令狀がなくも單獨に逮捕する事を許されて居る。但し此の逮捕は禁錮以上の刑に該當する犯罪に限つて居る。【準現行犯】は兇器、贓物其他の物體を携帯し、又は身體被服等に顯著な犯罪の痕跡があつて犯人と思料すべきもの、又は家宅内に犯し

た罪を檢證する爲め又は其犯人と思料すべき者を逮捕する爲め戸主から官吏に其處分を求めた時等である。

起訴 といふのは検事が犯罪の捜査を終つて豫審判事又は刑事裁判所に訴訟の受理を求める行爲をいふので、豫審を求むべき場合は重罪、輕罪共に重大な事件と思惟したものである。

豫審 といふのは犯罪の存在を闡明し、罪跡を發覺すべき一切の事實を審理する行爲で、豫審判事が之を行ふのである。之には令狀の送達、密室監禁、證據の蒐集、保釋、責付、豫審終結等の手續に別つてある。【令狀】といふのは犯人の訊問をしたり又は其逃亡を防ぐ爲めに出廷又は拘束の命令で、召喚狀、拘引狀、拘留狀の三種ある。【密室監禁】といふのは未決拘留の被告人を一室に監禁して他人と交通せしめない方法である。【證據蒐集】といふのは未だ知られない事實を知らんが爲に事實の證明となるべき材

料を蒐集する事で、之には訊問及び對質（對質といふのは被告人と他の被告人又は證人と對質せしめるものである）搜索、檢證（豫審判事が犯罪の場所に臨んで事實を確かめる事）及び物件差押、證人訊問、鑑定等である。

保釋 といふのは豫審中身體の束縛に代るべき方法として被告人又は其法律上の代理人の請求によつて、何時でも呼出に應じ出頭すべき證書を差出し、且つ保證を立てしめて拘留を解く處分である。而して之が保證には保釋金を納付する。之は金錢に限らず、有價證券でもよい。又其裁判所管轄区内で十分の資力ある者から金額に充つべき保證書を以てする事も出来る。

責付 といふのは請求の如何に拘はらず豫審判事が検事の意見を聞いて被告人をして何時でも呼出に應じ出頭せしむる事を其親族又は故舊に保證せしめて許す事である。

豫審終結 豫審判事は右の如き手續を盡して其審理を終つた時は之を豫審終結として決定し、免許又は公判に付すべき旨を言渡す者である。但し其の決定に對して検事及び被告人は抗告を爲す事が出来る。

公判 は訊問、辯論、裁判言渡の三段に分れ、検事が直接の起訴又は公判に附する豫審終結決定によつて開始せられる。公判には判事、檢事、書記が出席し、又重罪事件に就いては辯護人が出廷する。又被告人は出廷するを本則として居るが、之は絶対的ではなく、缺席した場合にも其儘判決を爲す事がある。右に述べた刑事訴訟は第一審の場合である。

民事訴訟の手續 には通常と特別との二つがある。通常の手續は即ち普通の民事訴訟で、特別手續は公益上の必要又は急速を必要とし、通常手續に據るを得ざる場合に用ゐるものである。民事訴訟の判決前の手續は之を起訴、答辯、口頭辯論、證據調

べの四つに区分する。
起訴 といふのは原告が裁判所に訴状を提出するをいふもので、訴状に記載すべき事項は左の如くである。

1. 當事者及び其法律上代理人の氏名、職業、住所、裁判所、訴訟録、附屬書類の表示。
2. 原告又は被告が法廷に於て爲さんとする申立て。
3. 申立の原因たる事實上の關係。
4. 相手方の事實上の主張に關する陳述。
5. 原告又は被告が事實上主張の證明又は攻撃の爲め用ゐんとする證據方法及び相手方の申立てた證據方法に對する陳述。
6. 原告又は被告又は代理人の署名捺印。

7. 年月日。
答辯 といふのは被告が原告の請求に對する諾否をいふので、被告は訴状の送達を受けてから一定の期間内に答辯書を提出せねばならぬ。而して答辯

制 決

は口頭辯論を経た後原告被告の兩者の權利義務を確定する爲の裁判で、判決の言渡しは判決主文の朗讀を以てし、缺席裁判の言渡しは主文作成以前に之を爲し得るもので、若し其判決に不服である時は一定の期限内に故障を申立てる事が出来る。

證 人 は過去に於て自ら直接に見聞した事實上の關係を報告する第三者をいふので、證人は偽りなく又見聞した事以外何事も附加しない旨な證言する。訴又は時としては證言した後宣誓を爲した者たる事を要するのである。而して證人は法律に別段の規定なき限りは何人と雖も民事訴訟に關し證人を爲すの義務があるものである。

上 訴 といふのは裁判官の裁判に對して其不服を上級裁判所に訴ふるのをいふので、之には控訴、上告、抗告の三つがある。そして上訴は一定の期間内に爲さねばならぬ。若し其期間を経過すると原裁判は確定するのである。

書に由る答辯には防訴の抗辯と本案の答辯とがある。防訴の答辯といふのは裁判所管轄違の抗辯、訴訟能力欠缺の抗辯の如きもので、本案の答辯といふのは原告が請求に對する全部又は其部分を争ふものである。

口頭辯論 原告及び被告が自己の提出した訴状に據つて書面に認められた事實を陳述する方法であるが必ずしも書面に拘束せられず、唯文字上の争ひがあつた時に書面を採用するものである。

證據調 査 原告及び被告は普通準備書面に證據方法を記載し、口頭辯論の場合に之を陳述するものであるが、之も必ずしも必要といふのではなく、唯双方の間に争が生じた時とか、判決に必要な時とかに限るものである。そして證明の方法は檢證、人證、書證、鑑定、本人訊問等で、殊に書證に重きを置き、書證には公正證書と私署證書とあつて、訴訟の事實を證明する力あるものである。

控 訴

とは第一審の判決に對して不服を上級裁判所に訴ふるもので、控訴期間は裁判の送達から一ヶ月で、之が提起は控訴裁判所に控訴狀を差出して爲すのであるが、控訴狀には左の諸件を具へなければならぬ。

1. 控訴せらるゝ判決の表示。
2. 此判決に對し控訴を爲す旨の陳述。
3. 右の外前に述べた必要事項を具へ、且つ判決に對し如何なる程度に於て不服なるや及び判決に就き如何なる變更を爲す可きやの申立を掲げ若し新たに主張せんとする事實及び證據方法がある時はそれをも掲ぐるのである。

上 告 とは第二審裁判所の終局判決に對する不服申立てである。上告は裁判に對する最後の不服申立て、訴訟は上告裁判所の判決によつて終結するものである。而して第二審の判決が控訴院の下したものである時は大審院に上告を提起し、第二審の裁判が

地方裁判所の下したものである時は控訴院に上告を提起するのである。上告を爲すには上告金拾圓を上告状の提出と同時に豫納し、控訴審の判決正本送達の日から三十日以内に提出せねばならぬ。

抗告 とは裁判の終局判決でないものに對して爲す不服の訴へで、又法律の條文によつて許されたものに限るものである。抗告を爲し得べきものは左の如くである。

1. 訴訟手續に關する申請を口頭辯論を経ないで却下した裁判。
 2. 其他法律に於て特に設けた場合。
- 次に抗告の期間は普通抗告のは期間の制限なく、即時抗告は七日間内にせねばならぬ。之を爲す裁判所は不服を申立てられた裁判を爲した裁判所又は裁判長の屬する裁判所の直近の上級裁判所で、抗告を提出せらるべき裁判所は急迫ならざる場合は不服を申立てられた裁判を爲した裁判所、急迫なる場合は

抗告の管轄裁判所である。

再審 といふのは確定判決に就き、法律上定められた形式上又は實體上の瑕瑾が存する場合に其判決を廢棄し、新たなる判決を以て不當の判決を救済する爲め再び審理を爲す手續をいふのである。再審には取消の訴によるものと原状回復の訴に依るものとある。取消の訴の場合には左の如くである。

1. 規定に従ひ判決裁判所を構成しない時。
2. 法律により職務の執行より除外せられた判事が裁判に參與した時。(但し忌避の申請又は上訴を以て除外の理由を主張したるも其効力がなかつた時は此限りでない)
3. 判事が忌避せられ且つ忌避の申請が理由ありと認められたるに拘はらず裁判に參與した時。
4. 訴訟手續に於て原告若しくは被告が法律の規定に従ひ代理せられざりし時。
5. 右の内一及び三の場合に於て控訴若しくは故障

を以て取消を主張し得べかりし時は取消の訴を許さない。

次に原状回復の訴の場合は左の如くである。

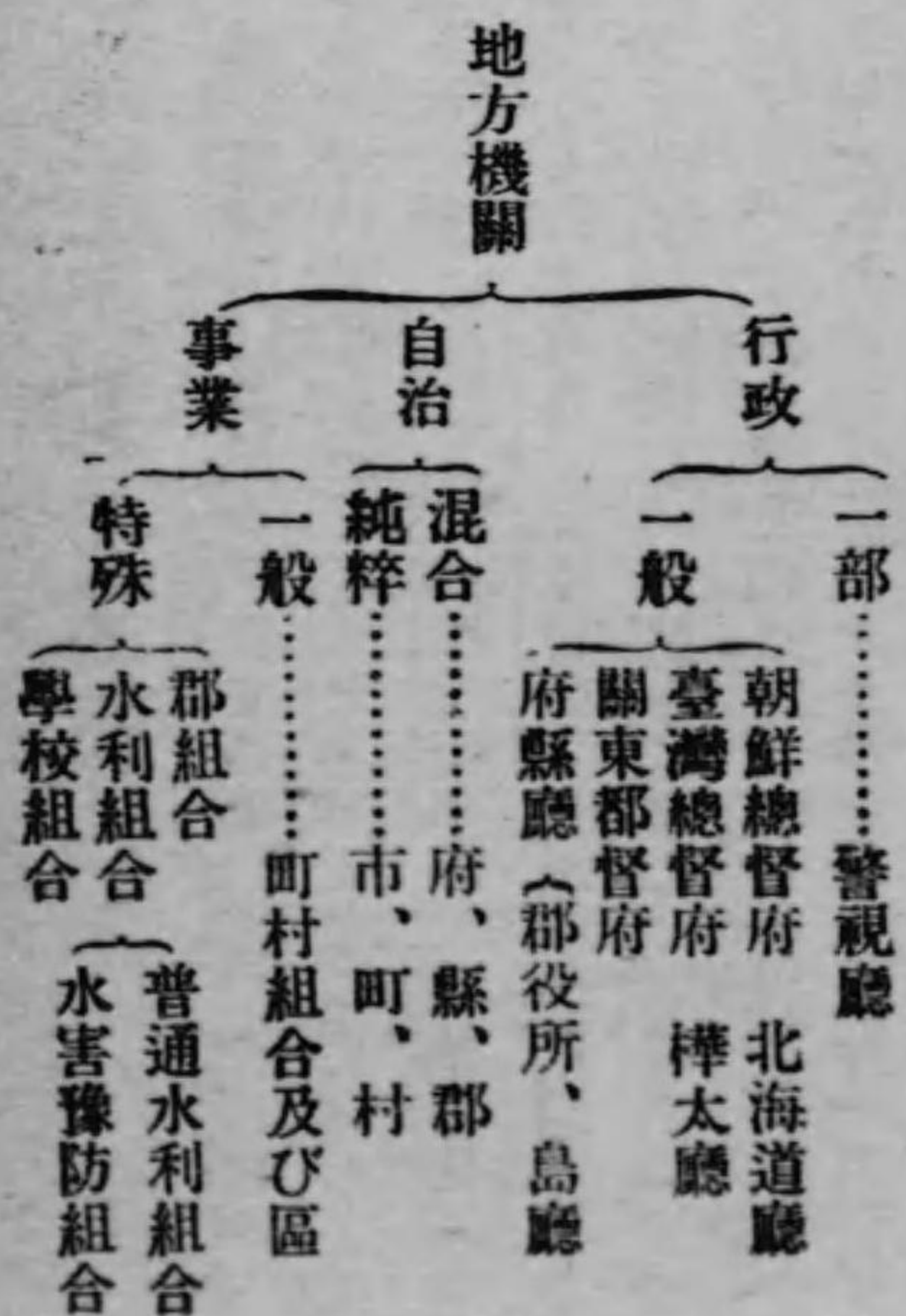
1. 刑法に掲げた職務に違犯した罪を訴訟に關し犯した判事が裁判に參與した時。
2. 原告被告の法律上代理人が訴訟に關して罰せらるべき行爲を爲した時。
3. 判決の證據となつた證書が偽造又は變造であつた場合。
4. 證人又は鑑定人等の供述が偽證の罪を犯した時。
5. 判決の證據となつた刑事上の判決が他の確定となつた刑事上の判決を以て廢棄又は破毀された時。
6. 原告被告と同一の事件に就いての判決にして前に確定となつたものを發見し、其判決が不服を申立てた判決と抵觸する場合。

7. 相手方又は第三者の所爲に依り提出するを得ざりし證書にして原告又は被告の利益となるべき裁判を爲すに至らしむべきものを發見した時。

次に再審の訴は一ヶ月以内にする事になつて居る。

第九節 地方制度

地方機關には地方行政機關と地方自治機關とあつて左の如き順序となつて居る。



一、警視廳

警親廳は東京府下の警察、消防及び監獄事務を管理し、職員には警視總監(勅任一等)官房主事、各部長、理事官、警視、消防司令、技師(以上奏任)、警部、屬、消防士、警察醫、消防機關手、工場監督官補、技手、通譯、警部補、巡查、等がある。而して廳内は左の如く分れて居る。

官房

1. 官吏の進退、身分に關する事務
2. 文書の往復及記録編纂、官印廳印の管守
3. 各部成案の審査及び制規、高等警察事務
4. 會計及び他の主管に屬しない事務

警務部

1. 警務に關する事務
2. 刑事に關する事務

保安部

1. 建築警察、風俗警察及び危険物取締
2. 營業警察及び交通警察

衛生部

1. 衛生警察
2. 衛生に關する事項

消防部

1. 之火に東京府下に四十九ヶを置く
2. 場合に依り此下に警察分署を置く

警察署

二、朝鮮總督府

朝鮮總督府は朝鮮を管轄するもので、總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充て、天皇に直隸して委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、朝鮮の防備を掌るものである。尙總督の下に政務總監(親任)があつて總督を輔佐し、府務を統理し、各局の事務を監督する。尙總督府には左の職員を置く。

長官(勅任)

四人(各部の長で部務を掌理す)

局長(勅任)

三人(各局の事務を掌理す)

參事官(奏任)

三人(審議立案を掌る)

秘書官(奏任)

二人(機密に關する事務を掌る)

事務官(奏任)

卅六人(上官の命を承け府務を掌る)

視學官(奏任)

一人(學事の視察及び事務)

編修官(奏任)

一人(教科圖書の編修及び檢定)

技師(勅任又は奏任)廿八人(技術を掌る)

通譯官(奏任) 四人(通譯を掌る)

屬、視學、編修書記、技手、通譯生(以上列任)

次に左の如き各部がある。

鐵道局

1. 鐵道局には長官(勅任)理事(同)參事(奏任)副參事(同)參事補(同)技師(同)通譯官(同)書記(列任)技手(同)等の職員を置く

選信官署

1. 郵便爲替 郵便爲替、貯金の検査、計算に關する事務を掌る
2. 貯金管理所 郵便爲替、郵便貯金等の郵便局 郵便、郵便爲替、郵便貯金等の郵便所 事務を掌る(各地にあり)

調査地

1. 土地の調査及び測量に關する事務を掌る
2. 職員には局長(勅任)事務官(奏任)監査官(同)技師(同)其他の列任官等がある

税關

1. 之が官制は内地の税關と略同様である
2. 税關は仁川、釜山、元山、鎮南浦の四ヶ所に置く

高等法院

1. 朝鮮總督に直隸す
2. 覆審法院の裁判に對する上告及び抗告に就き裁判を行ふ
3. 右の外大審院の特別權限の職務

裁判所

1. 朝鮮總督に直隸す
2. 地方法院の裁判に對する控訴及び抗告に付裁判を行ふ

右の外朝鮮總督の管理に屬するものには左の如きものがある。

中樞院

1. 朝鮮總督の諮詢に應ずる所
2. 朝鮮に於ける舊習慣及び制度の調査
3. 中樞院には議長、副議長(親任待遇)、顧問(勅任同上)、贊議(同上)、副贊議(奏任同上)書記官長(勅任)、書記官(奏任)、通譯官(同上)、屬、通譯生(列任)等の職員がある

總督官房

1. 秘書課、武官室、參事官室、外事課
2. 總務局、總務課、人事課、會課、印刷所
3. 土木局(土木課、營繕課)
4. 學務局(學務課、編輯課、觀測所)

内務部

1. 第一課、第二課
2. 度支部(稅務課、關稅課、理財課、司計課、專賣課)
3. 農商工部(農務課、山林課、水産課、商工課、鑛務課)
4. 司法部(法務課、監獄課)

警察官署

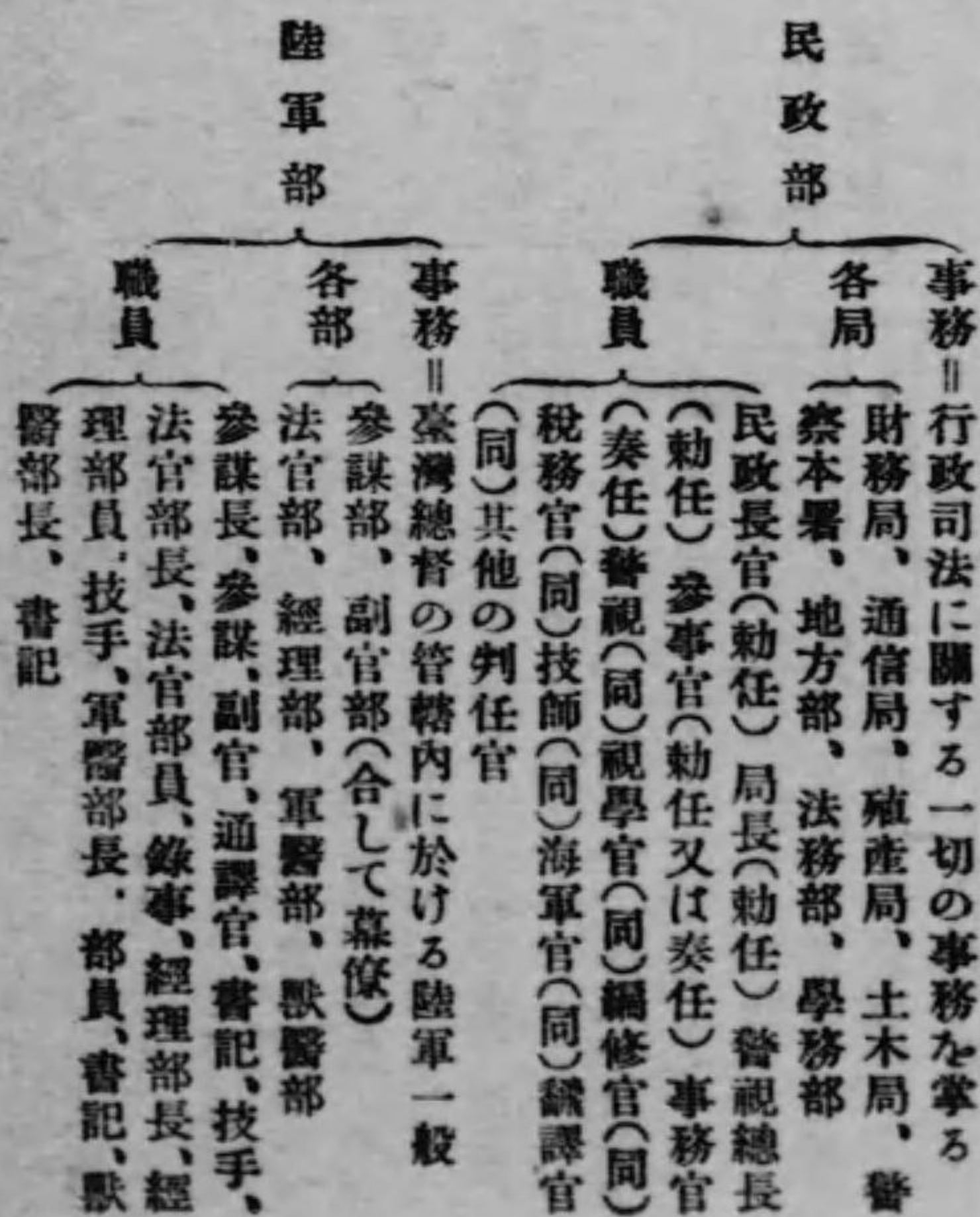
1. 警務總監部 京城に置き朝鮮に於ける警察及び衛生の事務を總理し、警務總長は勅任である
2. 警官練習所(警官の練習をなす)
3. 各道警務部(各道に置き其下に警察署がある)
4. 1. 朝鮮に於ける鐵道の建設、改良、保存、運輸及び附帶の業務を掌る

地方官
1. 朝鮮の各道には地方官を置く
2. 各道には長官(勅任)參與官(勅任又は委任)事務官(委任)通譯官(同)技師(同)其他の判任官がある
3. 各道には府、郡、島を置き、府には府尹、郡には郡守、島には島司を置く

大體右の如くであるが、此外に海員審判所、監獄、營林廠、醫院(官設)、濟生院、平壤礦業所、勸業模範場、中央試験所、專門學校、中學校、高等普通學校、經學院等があり、各道府郡には公立高等女學校、公立實業專修學校、公立實業學校、公立普通學校、公立小學校等がある。

二、臺灣總督府

臺灣總督府は臺灣及び澎湖列島を管轄し、其總督は勅裁を得て法律に代るべき効力のある律令を發布



海軍幕僚
事務 臺灣總督所轄内の海軍に關する事
職員 參謀長、參謀、副官、書記

法 院
覆審法院
1. 臺灣總督に直屬し民事刑事の裁判を爲す事を掌る
2. 各地方法院の裁判を覆審し裁判管轄に關する申請を裁判す
1. 臺灣總督に直屬し民事刑事の裁判を爲す
2. 其管轄區内の民事刑事の第一審裁判及び刑事の豫審を爲す

鐵道部
事務 臺灣總督の管理に屬し、鐵道の建設、保存、運輸、私設鐵道に關する事を掌る
庶務課、營業課、工作課、計理課、監督課等があつて、各課には課長、技師、書記、技手等の職員がある

工務部
1. 築港、灌漑及び排水工事
2. 右の外特に指定した工事
3. 職員には部長、事務官、技師、書記、技手、通譯等がある
1. 樟腦、樟腦油、阿片、食鹽及煙草の收納、購買、賣渡、保管、製造及檢査
2. 樟腦の製造特許及び取締

する權を有し、必要の場合には兵力をも使用し得るもので、陸海軍の大將か中將を以て之に充て、親任せられるのである。而して各地方には廳を置き、廳長は總督の指揮監督を受け、法律律令を執行し部内の行政事務を管理し、又廳令を發し總督の認可を経た支廳を設置する事が出来る。總督府には總督官房の外民政部、陸軍部、海軍幕僚を置き、左の如くなつて居る。

營林局
右の外税關、國語學校、各中學校、高等女學校、工業講習所、警官及司獄官練習所、圖書館、醫學校、醫院(官立)、郵便局、港務所、農事試驗場、研究所、作業所等がある。尙又各廳には地方官を置き左の如き職員を置く。

關東州には關東都督府を置き、都督府には關東都督がある。都督は親任で陸軍大將又は陸軍中將を以て之に充て、關東州を管轄し、南滿洲に於ける鐵道

三、關東都督府

職員 廳長、事務官、警視、技師、屬、警部、技手、通譯、警部補
各課 庶務課、警務課、財務課、各支廳
區 各地に區(町村に相當す)があり、區長、書記を置く

線路の保護及び取締の事を掌る外、部下の軍隊を統率し、又諸般の政務を統理し、尙特別の委任によつて清國地方官憲との交渉事務を掌理する。又都督は防備を掌る外必要と認むる場合には兵力を使用する事も出来る。次に都督府には左の職員を置く。

- 民政長官(勅任) 外事總長(勅任)
- 警視總長(勅任) 參事官(奏任)
- 事務官(奏任又は勅任) 秘書官(奏任)
- 技師(奏任) 警視(奏任)
- 翻譯官(奏任) 屬、警部、技手、翻譯生、警部補

次に都督官房の外左の如き各部がある。

- 民政部
 - 事務課 庶務課、警務課、財務課、土木課
 - 署長は事務官を以て之に充つ
 - 署長は部内の行政事務を掌り、急變の場合には守備隊長に出兵を要求する事が出来る
 - 民政署は大連及び旅順に置く
- 陸軍部
 - 事務課 關東都督所轄内の陸軍一般の事務
 - 參謀部、副官部(合して幕僚)
 - 法官部、經理部、軍醫部、獸醫部
 - 參謀長、參謀、副官、通譯官、書記

職員 技手、法官部長、法官部員、錄事、御用掛、經理部長、經理部員、技手、軍醫部長、軍醫部員、書記、獸醫部長、獸醫部員、書記

司令部 旅順要塞司令部(旅順八雲町) 獨立守備隊司令部(公主嶺) 右の外法院(高等法院、地方法院)、醫院(官立)、海務局、觀測所、監獄署、通信官署、各種學校等あるも是等は前に述べた總督府のものと大同小異であるから茲には之を略する。

五、北海道廳

北海道廳は拓殖其他の行政事務を掌るもので、其管轄區域は大きく又管理事項も繁多であるから府廳と幾分異つて居るが、其長官の職責は府縣知事と大同小異である。廳内は長官官房の外左の四部に分れて居て各々部長がある。

- 1. 支廳、戸長役場、町村總代、區町村其他公
- 共組合に關する事項

- 内務部
 - 2. 議員選舉、賑恤救済、教育學藝に關する事
 - 3. 兵事、社寺、宗教、民籍に關する事項
 - 4. 道廳所屬國庫費の會計、地方費の收支出納
 - 5. 道廳所管の官有財産及物品に關する事項
 - 6. 農工商水産漁獵、度量衡に關する事項
 - 7. 他の主管に屬しない事項
- 警察部
 - 1. 高等警察、行政警察に關する事項
 - 2. 衛生、工場法施行に關する事項
- 拓殖部
 - 1. 殖民地の選定經營其他土地の處分開墾の件
 - 2. 地籍、官有地管理に關する事項
 - 3. 土地收用、森林原野に關する事項
- 土木部
 - 1. 土木、水陸運輸に關する事項
 - 2. 水面埋立に關する事項

大體右の如くで下級の行政機關には支廳(郡役所に等しきもの)區役所、戸長役場等がある。

五、樺太廳

樺太廳は其官制略府縣の官制と大同小異で、廳内は内務部、警察部の兩部に分れ、下級行政機關として支廳がある。又長官の管理に屬する郵便局がある。

六、各府縣

府縣には左の職員を置き、東京府には警察部長を置かない。

- 知事(勅任一等又は二等)
- 内務部長(奏任三等乃至七等)(時により勅任二等)
- 警察部長(奏任三等乃至七等)
- 理事官(奏任五等乃至八等)
- 警視(奏任五等乃至八等)
- 技師(奏任)
- 視學(判任)
- 屬(判任)
- 警部(判任)
- 工場監督官補(判任)
- 技手(判任)
- 通譯(判任)
- 警部補(判任)

次に各府縣には知事官房、内務部、警察部(所によつては此外に港務部、拓殖部、土木部)を置き左の如く事務を分掌する。

官 房

- 1. 官吏の進退及び身分に関する事項
- 2. 文書の往復編纂に関する件
- 3. 官印府縣印の管守に関する件
- 4. 褒賞に関する件

内務部

- 1. 議員選舉に關する事項
- 2. 府縣行政及郡市町村其他公共團體の行政監督
- 3. 賑恤救済、會計、教育、社寺宗教に關する件
- 4. 農工商森林水産に關する事項
- 5. 兵事及び他の主管に屬せざる事項
- 6. 東京府は右の外衛生に關する事項がある

次に府縣の内務部には各課がある。之は知事が定め内務大臣に報告するのであるが、大抵左の如き分課となつて居る。

- 庶務課 (又は地方課、縣治課)
- 勸業課 (又は農商課、産業課、農林課、農務課、林務課、林業課、山林課、耕地整理課)
- 會計課
- 學務課 (又は教育課、學兵課、教兵課、社寺課、教務兵事課、兵事課)
- 商工課 (東京、京都、大阪、神奈川、愛知、兵庫、福岡の七府縣)
- 土木課

ると同時に又郡でも構成し居る譯である。市が郡に包括せられて居ないのは市は多くの町村よりも其民度が遙かに發達して居るから、府縣に直屬せしめる方が至當で且つ便宜が多いからである。又郡は地方自治團體ではあるが、郡役所と稱する國家の官廳の設けがあつて官治行政を行ひつゝある行政區畫である。

郡長 は府縣知事と町村長との間に位する單獨の地方普通行政官廳で、其地位、職務、権限は大要左の如くである。

- 1. 郡長は知事の指揮監督を受け、法律命令を執行し部内の行政事務を掌理し、部下の官吏を指揮監督する。
- 2. 郡長は行政事務に付其部内の町村長を指揮監督する。
- 3. 郡長は町村長の處分にして成規に違ひ、公益を害し又は犯す者ありと認むる時は其處分を取

▲尙府にあつては多く權度課(度量衡に關する事務)を置き、又縣によつては第一、二、三、四課と稱するものもある。

次に警察部は大抵左の如き分課となつて居る。

- 警務課 (警保課)
- 保安課 (所により工場課又は工場監督課あり)
- 衛生課
- 高等警察課
- 消防課 (なき所多し)

備考

内務省に於ては地方行政の部門を内務部、警察部、産業部、學務部の四部に分之を獨立せしむべき方針にて、内務、警察兩部には從來の如く内務省系統の人物を擧用し、産業部には農商務省系統の人物を、學務部には文部省系統の人物を擧用せんと懸案がある。

七、郡

郡は町村を包括する自治團體で、郡の住民といふのは即ち郡内の町村民で、町村民は其町村を構成す

消し又は停止する事が出来る。

- 4. 郡長は部下の判任官の進退を知事に具申し、法律命令により又は知事から委任せられた事件に就き郡令を發する事が出来る。
- 5. 郡長が事故ある時は上席郡書記に其事務を代理せしめる事が出来る。
- 6. 郡長は其郡内の一切の行政事務を管掌するものであるが、警察事務に就いては其権限を有しない。

島司 勅令を以て指定する島地に島廳を置き、島廳には島司、書記、視學等の職員がある。而して島司の地位権限は略郡長と同一で、唯郡長と異つて居るのは、郡は即ち國の行政區劃たると同時に又自治團體で、従つて郡長は地方行政官廳として國の行政を掌管すると同時に、地方自治團體の機關としての職司を兼ね行ふが、島地は郡制を施行しないから島司は單に地方行政官廳たるの地位権限を有

するのである。

八、市町村

市町村は最下級の地方自治體で、一定の住民と一定の土地の一要素を以て成立して居る公法人である。故に都鄙の別によつて其名は異つて居ても法律上の性質及び権限は三者共同である。しかし市と町村との間には法制上幾分規定を異にして居るものがないではない。例へば市制は府縣知事の具申によつて内務大臣の指定する地に行ふの規定で、町村制は府縣知事の具申によるが内務大臣の指揮を以て之を施行する規定となつて居る。尚市と町村とにより法規を異にする點を挙げれば大要左の如くである。

1. 監督機關を異にする事。即ち市は第一次に府縣知事の監督を受けるが、町村は第一次に郡長の監督を受ける。
2. 議員の選舉を異にする事。即ち市にあつては三

級選舉の方法に依るが、町村にあつては二級選舉の方法によつて居る。

市の行政機關

市長、助役、収入役、臨時及び常設の委員、區長及び其代理者、書記及び其他の附屬員を以て組織し、是等の者を總て市吏員と稱し、公吏の資格を有するものである。

市長

は一市必ず一人で、總て有給吏員である。任期は四ヶ年で、之を任命するには市會は先づ三名を推選し、内務大臣之を上奏して裁可を仰ぎ、内務大臣の認可を得なければ其任期中に退職する事が出来ない。市長の候補者は必ずしも其市の公民でなくもよいから廣く天下に其人材を求むる事が出来る。

そして其任期中は其市の公民たる資格を得るのである。次に市長は府縣知事の認可を得なければ他の報酬ある業務に従事する事が出来ない。又會社の重役、支配人其他の事務員になる事は絶対に出来ぬ規定である。

助役

は一市一名を原則として居るが、大都市にあつては二人乃至三人となす事が出来る。市長と同じく有給吏員で任期も四ヶ年である。而して助役は市長の推薦により市會が之を決定して府縣知事の認可を受けて任命するのである。若し市長が缺員の場合には市會が之を決定して府縣知事の認可を受け任命する規定である。そして府縣知事の認可がなければ其任期中退職する事が出来ず、又府縣知事の許可がなければ報償ある業務に従事する事が出来ない。會社の重役、支配人、事務員等には任期中絶対に居る事は出来ない。

収入役

は一市必ず一人であるが、市によつては副収入役を置く事が出来る。そして収入役に關する規定は助役と同様である。

町村の行政機關

には町村役場があつて、町村長、助役、収入役、臨時及び常任の委員、書記及び其他の附屬員を以て組織し、是等は總て町村吏員と

稱し、皆公吏たるの資格を有するものである。

町村長

は一町村に必ず一名とし、名譽職を原則として居るが、時としては之を有給吏員とする事が出来る。其任期は四ヶ年で、町村會の選舉を以て之を決定し、府縣知事の認可を受け、若し認可せぬ場合には町村會は内務大臣に具狀し其許可を請ふ事が出来る。有給町村長は三ヶ月前に退職を申出でる時は任意退職する事が出来る。次に町村長は其町村に對し請負を爲すとか、同一の行爲を爲す者の支配人、同一の行爲を爲す法人の無限責任社員、重役、支配人たる事は出来ない。特に有給町村長は會社の重役又は支配人其他の事務員たる事は出来ない。

助役

は町村長と同様に一町村に一名を原則とするが町村條令を以て其數を増す事が出来る。原則は名譽職であるが、時に之を有給と爲す事も出来る。助役は町村長が推薦し町村會が之を決定するので、

町村長と父子兄弟の縁故ある者は助役たる事は出來ない。

収入役 は助役と殆んど同様の規定である。

市町村行政機關の權限 之は實際に於て市町村長の權限と同一で、市町村長は市町村會の決議を執行し、市町村の行政事務を擔任し、又外部に對しては其市町村を代表する權限を有するものである。其擔任する事務は左の如くである。

1. 市町村會の議決を経べき(市にあつては市參事會をも含む)事件に就き其議案を發し、其議決をも執行する事。
2. 財産及び營造物を管理する事。
3. 收入支出を命令し、會計を監督する事。
4. 證書及び公文書類を保管する事。
5. 法令又は市會の議決に依り使用料、手数料、加入金、市町村税又は夫役現品を賦課徴収する事。

6. 其他の法令に依り市町村長の職權に屬する事項。

7. 市町村吏員を指揮監督し、之に對し懲戒を行ふ事。

8. 市町村會(市にあつては市參事會をも含む)の議決又は選舉が其權限を越え、又は法令若しくは會議規則に背くものと認むる時は市町村長は其意見に依り、又は監督官廳の指揮に依り、理由を示して之を再議に附し、又は再選舉を行はしむる權能があり、又執行を要するものにあつては之を停止する事を得るものである。

9. 市參事會に於て決定すべき事件に關し、臨時急施を要する場合にして市參事會の成立せざる時は市長に於て之を召集する暇なしと認められた場合には市長は之を專決する事が出来る。而して次回の會議に之を市參事會に報告するのである。

市町村の公民 は市制第九條及び町村制第七條に規定してある者で、其大要は左の如くである。

1. 帝國臣民にして獨立の生計を營み、年齢二十五年以上の男子二年以上市の住民となり、其市の負擔を分任し、且つ其市内に於て地租を納め又は直接國税二圓以上を納むる時は市の公民とする。但し貧困の爲め公費の救助を受けた後二年を経過しない者、禁治産者、準禁治産者及び六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者は此限りでない。
2. 家督相續に依り財産を取得した者は其財産に付被相續人の爲した納税を以て其者の納税したものと見做される。
3. 市町村公民の要件中其年限に關するものは市町村の廢置分合又は境界の變更の爲め中斷せられる事はない。
4. 市町村税を賦課しない市町村にあつては市町村

公民の要件、市町村の負擔分任に關する規定を適用しない。

5. 町村公民の数が町村會議員定数の三倍よりも少ない場合は町村公民の要件に關し、町村條例を以て別段の規定を設ける事が出来る。

第十節 地方議事機關

一、府縣會

府縣會の組織 府縣會は府縣内の市町村公民中市町村會議員の選舉權を有し、且つ其府縣内に於て一年以來直接國税年額三圓以上を納むる者を府縣會議員の選舉人と定め、而して之と同等の資格を有し且つ一年以來直接國税十圓以上を納むる者を被選舉人とし、郡市の區域により定まれる所の選舉區域に於て選舉を行ひ、其當選した議員を以て組織する。議員の任期は四ケ年とする。

議員の定數 府縣會議員の定數は府縣の人口七十萬未満は三十人、七十萬以上百萬未満は五萬を加ふる毎に一人を増し、百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を増す事になつて居る。

議員の選舉 衆議院議員の選舉と同様に無記名單記投票で、即ち一人一票である。

被選舉資格 府縣會議員の被選舉人の資格は前に述べた如くであるが、尙左に列記する所の者は其何れでも被選舉資格が無いもので、又其職を罷めた後一ヶ月を経過しなければ資格が出来ない。

1. 其府縣の官吏及び有給吏員。
2. 検事、警察官、收税官吏。
3. 神官、僧侶其他の諸宗教師。
4. 小學校教員。
5. 選舉事務に關係ある官吏吏員は其關係選舉區に於て被選舉を缺く。
6. 府縣の爲に請負を爲す者、又は其法人の役員、

但し其業を罷める時は直に選舉權を取得する。

府縣會議員の職務と權限 府縣會議員の職務及び權限

中議決すべき事項は左の如くである。

1. 歳入歳出の豫算を定める事。
 2. 決算報告に關する事。
 3. 法律命令に定めたものを除く外、使用料、手数料、府縣稅及び夫役現品、賦課徵收に關する事。
 4. 不動産の處分並に買受讓受に關する事。
 5. 積立金穀等の設置及び處分に關する事。
 6. 歳入歳入豫算を以て定めたものを除くの外、新たに義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲す事。
 7. 財産及び營造物の管理方法を定める事。
 8. 其他法律命令に依り府縣會議の權限に屬する事項。
- 尙右の外左の權限を有して居る。
1. 府縣會議は法律命令に依り選舉を行ふ。

2. 府縣會議は其權限に屬する事項を府縣參事會に委任する事が出来る。
3. 府縣會議は府縣の公益に關する事件に就き意見を知事又は内務大臣に提出する事が出来る。
4. 府縣會議は官廳の諮問ある時は意見を答申せねばならぬ。

府縣參事會 府縣參事會は府縣知事、府縣高等官二名及び名譽職參事會員を以て組織し、參事會員は府は十名、縣は七名を定員として居る。

府縣參事會の職務權限 府縣參事會は府縣知事、府縣高等官二名及び名譽職參事會員を以て組織し、參事會員は府は十名、縣は七名を定員として居る。そして府縣會議が府縣會議員中から選舉するものである。

府縣參事會の職務權限 は大要左の如くである。

1. 府縣會議の權限に屬する事件にして其委任を受け

たるものを議決する事。

2. 右の事件にして臨時急施を要し、知事に於て府縣會議を召集する暇なしと認めた時府縣會議に代つて議決する事。
 3. 知事から府縣會議に提出せんとする議案につき知事に對して意見を述べたる事。
 4. 府縣會議の議決せる範圍に於て財産及び營造物の管理に關し重要な事項を議決する事。
 5. 府縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決する事。
 6. 府縣に係る訴訟、訴訟及び和解に關する議決。
 7. 其他法令によつて定めた權限に屬する事項。
- ▲參事會の議事は公開しない規定である。
- 知事と府縣會議との關係 是前に述べたものゝ外大略左の如くである。
1. 知事は府縣會議を召集し、之を開閉する事及び府縣參事會を召集し、其會期を定める事。

2. 府縣會又は府縣參事會の議決若しくは選舉が權限を越え公益を害し法令に背くものと認められた時は、議決に就いては其執行を停止し再議に附した上尙改めない時は取消す事が出来る。又其選舉は直に取消す事が出来る。
3. 知事は期日を定めて府縣會の停會を命ずる事が出来る。
4. 府縣會若しくは府縣參事會が召集に應ぜず、又は成立しない時は府縣知事は内務大臣に具狀して指揮を請ひ、其議決すべき事件を處理する事が出来る。又府縣會又は府縣參事會が議決すべき事件を議決しない時も同様である。
5. 府縣參事會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し、之を召集する暇なしと認められた時は專決處分を爲し、次の會期に於て府縣參事會に報告するのである。

1. 所屬府縣郡の官吏及び有給吏員。
 2. 検事、警察官及び收稅官吏。
 3. 神官、僧侶、其他の諸宗教師、小學校教員。
 4. 選舉に關係ある吏員、但し其關係區域外の選舉區に於ては此限りでない。
 5. 郡の爲めに請負を爲した者又は其法人の役員、但し其郡以外に於ては此限りでない。
- 郡會の職務權限 郡會の議決すべきものは左の事項である。

1. 歳出入豫算を定め、決算報告に關する事。
2. 法律命令に定められたものを除く外、使用料、手数料及び夫役現品の賦課徵收に關する事。
3. 不動産の處分並に買受讓受に關する事。
4. 積立金穀等の設置及び處分に關する事。
5. 歳出入豫算を以て定めるものを除く外新たに義務の負擔を爲し、權利の拋棄を爲す事。
6. 財産及び營造物の管理方法を定める事。

二、郡會

郡會の組織 郡會は郡内の町村公民中から町村會議員の選舉權を有し、且其郡内に於て一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者を郡會議員の選舉人と定め、之と同様の資格を有し一年以來直接國稅年額五圓以上を納むる者を其被選舉人とし、町村の區域により既に定まつた各選舉區に於て選舉を行ひ、其當選した議員を以て組織する。而して選舉は無記名單記投票で、議員の任期は四ヶ年である。

議員の定數 郡會議員の員數は十五人以上三十人以下で、郡の状況によつては内務大臣の許可を得て四十人までとなす事が出来る。

被選舉者の資格 郡會議員の被選資格は右に述べた如くであるが、左に掲ぐるもの、何れかに該當する者は被選資格がなく、其職を罷めた後一ヶ月を経過せねば資格を得ない。

7. 右の外法律命令に依り郡會の權限に屬する事項を得。
 8. 郡會は其權限に屬する事項を郡參事會に委任する事を得。
 9. 郡會は法律命令により選舉を行ふ。
 10. 郡會は郡の公益に關する事項に付意見書を郡長又は監督官廳に提出する事が出来る。
- 郡參事會** 郡參事會は郡長及び各警職郡參事會員五名を以て組織し、名譽職郡參事會員は郡會議員中から選舉する。郡參事會の議長は郡長を以て之に任じ郡長若し支障ある場合には互選を以て臨時議長を定める。
- 郡參事會の職務と權限** は大要左の如くである。

1. 郡會の權限にして其委任を受けたもの、議決。
2. 郡會の權限事項にして臨時急施を要し、郡長に於て之を召集する暇なしと認められた時郡會に代つ

- て議決する。
3. 郡長から郡會に提出する議案に付き郡長に對して意見を述べる事。
 4. 郡會の議決した範圍に於て財産及び營造物の管理に關し重要な事項を議決する事。
 5. 郡費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決する事。
 6. 郡に係る訴願、訴訟及び和解に關する事項を議決する事。
 7. 右の外法令によつて其權限に屬する事項。
- 郡長と郡會との關係** 郡長は郡なる自治機關として郡を統轄し、又郡を代表する權限を有するものであるが、郡會との關係は大體左の如くである。
1. 郡會及び郡參事會の議決を経べき事件に就き其議案を發する事。
 2. 法律命令又は郡會、郡參事會の議決により、使用料、手数料、郡費及び夫役現品を賦課徴収す

3. 郡會を召集し之を開閉する事及び郡參事會を召集し其會期を定むる事。
4. 郡會又は郡參事會の議決若しくは選舉が權限を越え公益を害し法令に背いたと認める時の議決に付ては其執行を停止し再議に附した上、猶其議決を改めぬ時は之を取消す事が出来る。又選舉は直に之を取消す事が出来る。
5. 期日を定めて郡會の停會を命ずる事が出来る。
6. 郡會又は郡參事會が召集に應ぜず又は成立しない時は郡長は府縣知事に具狀して指揮を請ひ、其議決すべき事件を處理する事が出来る。又郡會若しくは郡參事會に於て議決すべき事件を議決しない時も同じ。
7. 郡參事會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し之を召集する暇なしと認められた時は專決處分を爲し、次の會期に於て其處分を郡參事會に報

告するのである。

三、市町村會

市會の組織 市會議員は其市の選舉人が其市の被選舉権を有する者の中から之を選舉するもので其定數は左の如くである。

- 人口五萬未満の市にありては三十人。
 - 五萬以上十五萬未満の市は三十六人。
 - 十五萬以上二十萬未満の市は三十九人。
 - 二十萬以上三十萬未満の市は四十二人。
 - 三十萬以上の市にありては四十五人。
 - 三十萬以上は十萬を加ふる毎に三人を増す。
 - 五十萬以上は二十萬を加ふる毎に三人を増す。
- 町村會の組織** 町村會議員は其町村の選舉人が其町村の被選舉権を有する者の中から選舉したもので、其定數は左の如くである。

- 千五百以上五千未満の町村は十二人。
 - 五千以上一萬未満の町村は十八人。
 - 一萬以上二萬未満の町村は二十四人。
 - 二萬以上の町村は三十人。
- 市町村議員の選舉資格** 市町村に於て公民權を有する者は總て市町村會議員の選舉權を有するを原則とする。しかし左に該當する者は選舉權を有しない。

1. 公民權を有するも其公民權を停止されて居る者。
 2. 陸海軍の現役に服した者。
- 次に公民權を有しないで選舉權のみを有する者がある。即ち左の如き場合である。
1. 公民權を有せざるも其市町村に於て納むる直市町村税額が其市町村公民の最も多く納税する者三名中の一名より多き内國臣民。

2. 法律に従つて設立した會社及び其他の法人。
市町村議員の被選舉權資格 は其選舉資格と同一であるが、左に列記する者は被選舉權を有しない。

1. 所屬府縣の官吏及び有給吏員。
 2. 其市町村の有給吏員。
 3. 検事、警察官及び收税官吏、神官、僧侶。
 4. 小學校教員其他諸宗教師。
 5. 市町村に對し請負を爲す者及び其支配人又は主として同一の行爲を爲す法人の無限責任社員、重役、支配人は其市町村に於て被選舉權を有しない。
 6. 父子兄弟の縁故ある者は同時に市町村會議員の職にある事が出来ない。
- 市町村會の職權** 市町村會は市町村なる自治團體の意思を決定するもので、市町村長は特に市町村會の委任を得たる事項のみに付き市町村の意思を

決定する事が出来るが、さうでないものは獨斷する事が出来ない。而して市町村會の權限は左の如くである。

1. 市町村條例及び市町村規則を設け又は改廢する事。
2. 市町村費を以て支辨すべき事業に關する件。
3. 歳出入豫算を定め、決算報告を認定する事。
4. 法令に定めるものを除く外、使用料、手数料、加入金、市町村税又は夫役現品の賦課徵收に關する事。
5. 不動産の管理處分及び取得に關する事。
6. 基本財産及び積立金數等の設置、管理及び處分に關する事。
7. 歳出入豫算を以て定むるものを除く外、新に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲す事。
8. 財産及び營造物の管理方法を定める事。
9. 市町村吏員の身元保證に關する事。

10. 市町村に係る訴訟訴訟及び和解に關する事。
11. 市町村吏員の推選及び選舉を行ふ事。
12. 市町村執行機關を監督し、市町村會は市町村事務に關する書類及び計算書を檢閲し、若し不正不法の行爲ある時は之を監督官廳に具申し其處分を仰ぐ事が出来る。
13. 意見を陳述する事、即ち市町村會は市町村の公益に關する事件につき、自ら進んで意見書を監督官廳に差出したたり、又官廳より諮問あつた時は意見を陳述せねばならぬ。
14. 市町村會は市町村住民、公民の權利の有無及び選舉の効力當否に關する爭議を裁決する權能がある。

市會議員の選舉 市會議員の選舉は即ち三級選舉で左の如くに分つてある。

一級 選舉人中直接市税の納額最も多き者を合せて選舉人總員の納むる總額の三分の一に當るものを一級選舉權を有する者とする

一級選舉人の外、直接市税の納額多き者を合せて選舉人總員の納むる總額の三分の一に當る者を二級選舉權を有する者とする

三級 一級及び二級以外の選舉人を三級選舉權を有する者とする(但し選舉權を有する者)

右の選舉人は毎級各別に議員の三分の一を選舉し其被選舉人は同級内の者に限らず三級を通じて選舉せらるゝ事を得る。しかし一人で數級又は數區の選舉に當選した場合には五日以内に何れの選舉に應ずるかを市長に申立てるのである。若し此期限内に申立てをしないと總ての選舉を辭する者と見做される。

町村會議員の選舉 は二級選舉で、左の如き標準によつて選舉人を二級に分るのである。

一級 選舉人中直接町村税の納額最も多き者を合せて選舉人全員の納額の二分の一に當る者を一級選舉權を有する者とする

二級 一級選舉人以外の選舉人(選舉權を有する者)を二級選舉人とする

右の選舉人は市會議員選舉の場合の如く各級各別

に議員の半数を選挙するのである。而して其被選挙人は同級内の者に限らず兩級を通じて選挙せられるのである。

選挙人名簿

市町村長は選挙毎に其選挙前六十日を限り、其日の現在によつて選挙人の名簿を作成せねばならぬ。此名簿には各級選挙人の資格を記載し、選挙期日前四十日を期とし、其日から七日間市役所又は其他の場所又は町村役場に於て之を關係者に縦覧せしめる事になつて居る。そして關係者が其名簿に異議のある場合には其縦覧期間内に市町村長に申立てる事が出来る。此場合には市町村長は縦覧期日満了後三日以内に市町村會の會議に付し、市町村會は其送付を受けた日から七日間以内之を決定するのである。而して尙市町村會の決定に不服がある者は府縣參事會に訴願する事が出来る。又其裁決に不服ある時は行政裁判所に出訴する事が出来る。

選挙の管理

選挙の管理には選挙掛及び選挙長

選挙場に入る事を許さない。又選挙人は選挙場で協議勧誘等をする事が出来ない。
投票の効力 投票は左のものは總て無効とせられる。
1. 成規の投票用紙を用ゐないもの。
2. 一投票中二人以上の被選挙人の氏名を記したものの。

- 3. 被選挙人の何人たるかを確認し難いもの。
- 4. 被選挙権のない者の氏名を記載したもの。
- 5. 被選挙人の氏名以外に他事を記入したもの、但し爵位、職業、身分、住所又は敬稱を用ゐたものは此限りでない。

右の如くであるが、但し各級に於て選挙すべき議員数を以て選挙人名簿に登録せられた各級の人員数を除し、其得たる商の五分の一以上の得票ある者でなければ當選でない。斯くの如くして當選定まれば市町村長は直に當選者に當選の旨を告知し、若し當

を設け、選挙掛には市町村長が任命した吏員、選挙長には市町村長に當るか、又は市町村長が任命した吏員を以て充て選挙の取締を行はしめるのである。そして選挙長は選挙會を開閉し又は投票の受理及び効用に關する事項は選挙掛が之を議決し、可否同数の時は選挙長が之を裁決する。

選挙の順序

選挙を執行する時は、市町村長は選挙期日前七日を限り、選挙の場所日時を定め、其選挙すべき議員の数を各級に分つて公告するのである。そして其選挙の順序は下級を先にして上級を後にし、投票は無記名投票(自己の名を記入せず)を用ゐ、被選挙人の氏名を明記して投函する。投票用紙は市町村長の定めたる一定の式を備へたものである。自ら被選挙人の氏名を記す事が出来ぬ者は投票をする事が出来ない。會社其他の法人にして選挙権を有する者は必ず公権を有する男子一名を代理に立たしむる事が出来る。選挙開會中は選挙人の外何人も選

選挙にして之を當せんとする場合には當選の告知を受けた日から五日以内に其旨を市町村長に申立てるのである。又一人にして數級又は數選挙區に於て當選した時は最終に當選の告知を受けた日から五日以内に何れの當選に應ずべきかを市町村長に申立てるのである。

第十一節 地方政務の監督

地方政務の監督は左の如くになつて居る。

- 府縣——内務大臣
- 郡市——府縣知事(第一次)——内務大臣(第二次)
- 町村——郡長(第一次)——府縣知事(第二次)——内務大臣(第三次)

府縣の監督 内務大臣は府縣に對し行政事務の報告を徴し、又實地に就いて視察し、會計出納を檢閱し監督上必要の命令を發する権を有し、又豫算中不當のものは之を削減する権をも有し、尙勅裁を経

て府縣會の解散を命ずる事が出来る。次に左に掲げる事項に關する議決は内務大臣の認可を受けねばならぬ。

1. 學藝美術又は歴史上貴重なる物件を處分し、又は大なる變更を爲すこと。
 2. 使用料、手数料を新設し、増徴し、又は變更の時。
 3. 不動産の處分に關する事。
 4. 繼續費を定め若しくは變更する事。
- 又左に掲げる事件は内務大臣及び大藏大臣の許可を受けねばならぬ。
- 府縣債を起し、並に起債の方法、利息の定率及び償還の方法を定め若しくは變更する事。但し一時の借入金は此限りでない。
- 郡の監督、は府縣と殆んど同一で、唯郡會は内務大臣の命によつて解散せらるゝのが異つて居るのみである。而して貴重品の處分又は變更、使用料、

手数料の新設、増徴、變更には内務大臣の許可を要し、起債に關しては内務、大藏兩大臣の許可を要するが、左に掲ぐる事件は府縣知事の許可を得ればよい。

1. 積立金穀等の設置及び處分に關する事。
 2. 寄附若しくは補助を爲すこと。
 3. 不動産の處分に關する事。
 4. 夫役及び現品を賦課する事。
 5. 繼續費を定め若しくは變更する事。
 6. 特別會計を設ける事。
- 市町村の監督、市町村の行政を監視し、法令に由て負擔し、又は當該官廳の命じた支出を拒むときは市に在つては府縣知事、町村にあつては郡長が之を實行せしめ、又議決すべき事項を議決しない時は市にあつては府縣參事會、町村に在つては郡參事會が代つて之を議決し、市町村會の解散は内務大臣が之を命ずる。次に左に掲げる事項に關する議決は

内務大臣に認可を受けねばならぬ。

1. 條例を設ける時、又は改廢する場合。
2. 學藝美術に關し、又は歴史上貴重なる物品の賣却、讓與、質入、書入、交換又は變更の場合。

次に左の事項は内務、大藏兩大臣の認可を受けらる。

1. 新に負債を起し又は負債額を増加する時、但し償還期限三年以内のものは此限りでない。
 2. 特別税並に使用料、手数料を新設し増額し、又は變更する時。
 3. 間接税に附加税を賦課する時。
- 次に左の事に就き、市にあつては府縣知事の許可、町村に在つては郡長の許可を受けねばならぬ。
1. 市町村の營造物に關する規則を設け、又は改正する場合。
 2. 基本財産の管理及び處分、市町村有不動産の管理、賣却、讓與、質入、書入等の處分に關する

事。

3. 各個人が特に使用する市町村有地土地使用法の變更又は廢止せんとする時。
4. 寄附又は補助を爲す事。
5. 特別基本財産及び積立金穀等の管理及び處分に關する事。
6. 數人を利する營造物の設置維持其他の必要なる費用を數人又は町村の一部に負擔せしむる事。
7. 町村の一部を利する營造物の設置維持其他の必要なる費用は其部内に於て市町村税の納むる義務ある者に負擔せしむる事。
8. 法律勅令によつて負擔する義務に非ずして向ふ五ヶ年以上に亘り新に市町村住民に負擔を課する時。
9. 均一の税率に據らずして國稅府縣税に附加税を賦課する時。
10. 専用の營造物に關し數個人又は市町村内の一部

11. 直接市町村税を標準とせずして夫役及び現品を賦課する時。

第十二節 等級と俸給

一、高等官の俸給

親任式を以て敘任する官を除く外、高等官を分つて九等とし、一等級及び二等を勅任官とし、三等から九等までを奏任官とする。

▲親任文官の俸給

- 内閣総理大臣……………年俸一萬二千圓
- 各省國務大臣……………年俸八千圓
- 朝鮮總督……………年俸七千五百圓
- 鐵道院總裁……………年俸七千圓
- 關東都督……………年俸七千圓
- 會計検査院長……………年俸七千圓
- 行政裁判所長官……………年俸七千圓
- 判官(親任)

▲勅任文官の俸給

- 帝國大學總長……………年俸一級五千五百圓
- 北海道廳長官……………年俸一級五千圓
- 内閣書記官長……………年俸五千圓
- 法制局長官……………年俸五千圓
- 鐵道院副總裁……………年俸五千圓
- 鐵道院技監……………年俸五千圓
- 各省の次官……………年俸五千圓
- 内務技監……………年俸五千圓
- 海外駐劄財務官……………年俸五千圓
- 警視總監……………年俸五千圓
- 製鐵所長官……………年俸五千圓
- 臺灣總督府民政長官……………年俸五千圓
- 特命全權公使……………年俸五千圓
- 大使館參事官……………年俸五千圓
- 朝鮮總督府各部長官……………年俸五千圓
- 朝鮮總督府鐵道局長官……………年俸五千圓
- 同……………年俸五千圓
- 選信局長官……………年俸五千圓

- 臺灣總督府法院判官……………年俸一級四千五百圓
- 同……………年俸一級四千圓
- 關東都督府民政長官……………年俸一級四千圓
- 府縣知事……………年俸一級四千圓
- 樺太廳長官……………年俸一級四千圓
- 朝鮮總督府道長官……………年俸一級四千圓
- 賞勳局總裁……………年俸一級四千圓
- 樞密院書記官長……………年俸一級四千圓
- 專賣局長官……………年俸一級四千圓
- 會計検査院部長……………年俸一級四千圓
- 行政裁判所評定官……………年俸一級四千圓
- 朝鮮總督府醫院長……………年俸一級四千圓
- 同……………年俸一級四千圓
- 關東都督府法院判官……………年俸一級四千圓
- 旅順工科學堂學長……………年俸一級四千圓
- 貴族院書記官長……………年俸一級四千圓
- 衆議院書記官長……………年俸一級四千圓
- 各廳勅任技師……………年俸一級四千圓
- 山林勅任技師……………年俸一級四千圓
- 内閣統計局長……………年俸一級四千圓
- 印刷局長……………年俸一級四千圓
- 鐵道院理事……………年俸一級四千圓
- 各省の局長……………年俸一級四千圓
- 辨理公使……………年俸一級四千圓
- 内務監察官……………年俸一級四千圓

- 法制局參事官……………年俸一級三千七百圓
- 總領事……………年俸一級三千七百圓
- 稅務監督局長……………年俸一級三千七百圓
- 專賣局部長……………年俸一級三千七百圓
- 理事……………年俸一級三千七百圓
- 千住製絨所長……………年俸一級三千七百圓
- 主理……………年俸一級三千七百圓
- 圖書監查官……………年俸一級三千七百圓
- 山林事務官……………年俸一級三千七百圓
- 鐵務署長……………年俸一級三千七百圓
- 製鐵所次長……………年俸一級三千七百圓
- 製鐵所理事……………年俸一級三千七百圓
- 選信局長……………年俸一級三千七百圓
- 商船學校長……………年俸一級三千七百圓
- 航路標識管理所長……………年俸一級三千七百圓
- 朝鮮總督府各局長……………年俸一級三千七百圓
- 參事官……………年俸一級三千七百圓
- 事務官……………年俸一級三千七百圓
- 警務官……………年俸一級三千七百圓
- 鐵道局理事……………年俸一級三千七百圓
- 警務官……………年俸一級三千七百圓
- 平壤鐵業所長……………年俸一級三千七百圓
- 醫院醫官……………年俸一級三千七百圓
- 臺灣總督府參事官……………年俸一級三千七百圓
- 各局長……………年俸一級三千七百圓

任文官を左に掲げて見よう。

府縣内務部長	府縣警務部長	府縣警視	府縣理事官	警視廳消防司令	島郡
二級	二級	二級	二級	二級	司長
千八百圓	千八百圓	千八百圓	千八百圓	千八百圓	四級
千七百圓	千七百圓	千七百圓	千六百圓	千六百圓	三級
千五百圓	千五百圓	千五百圓	千四百圓	千四百圓	二級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	一級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	十級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	九級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	八級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	七級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	六級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	五級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	四級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	三級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	二級
千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	一級

五級	八百五十圓
六級	七百五十圓

二、判任文官の俸給

判任文官の俸給は別に定むる者を除く外は左の俸給である。(月俸)

一級俸	九十五圓	二級俸	七十五圓
三級俸	六十五圓	四級俸	五十五圓
五級俸	五十圓	六級俸	四十五圓
七級俸	四十圓	八級俸	三十五圓
九級俸	三十圓	十級俸	二十五圓
十一級俸	二十圓		

三、親任官及勅任官の官等

親任官

- 内閣總理大臣
- 鐵道院總裁
- 樞密院議長

- 樞密院副議長
- 特命全權大使
- 陸軍大臣
- 海軍大臣
- 農商務大臣
- 行政裁判所長官
- 臺灣總督
- 内大臣
- 宗秩寮總裁

勅任一等官

法制局長官(二等)

- 内閣書記官長
- 鐵道院副總裁
- 特命全權公使
- 大藏次官
- 陸軍次官
- 主計總監
- 陸軍省主理
- 文部次官
- 帝國大學教授(二等以下)
- 逓信次官
- 朝鮮内務部長官
- 同司法部長官
- 同醫院長
- 樞密院書記官長
- 大使館參事官
- 海外駐劄財務官
- 陸軍中將
- 造船總監
- 海軍省主理
- 檢察總長
- 農商務次官
- 會計検査院部長
- 同度支部長官
- 中樞院書記官長
- 同各道長官
- 外務大臣
- 大藏大臣
- 陸軍大臣
- 海軍大臣
- 司法大臣
- 逓信大臣
- 朝鮮總督
- 關東都督
- 侍從長
- 大審院長
- 外務大臣
- 大藏大臣
- 陸軍大臣
- 海軍大臣
- 文部大臣
- 會計検査院長
- 同政務總監
- 宮内大臣
- 式部長官

勅任二等官

- 臺灣民政長官
- 關東民政長官
- 北海道長官
- 貴族院書記官長
- 内務技監
- 宮中顧問官
- 掌典長
- 侍醫頭
- 主殿頭
- 主獵頭
- 皇后宮大夫
- 皇子保育官
- 學習院長
- 同法院判官
- 旅順工科學堂長
- 樺太廳長官(二等)
- 衆議院書記官長
- 宮内次官
- 侍從次長
- 内藏頭
- 大膳頭
- 内匠頭
- 調度頭
- 東宮大夫
- 帝室會計審査局長官
- 帝室博物館總長
- 同法院檢察官
- 警視總監
- 府縣知事(二等)
- 鐵道院技監
- 宮内技監
- 式部次長
- 圖書頭
- 諸陵頭
- 主馬頭
- 内大臣秘書官長
- 東宮侍從長
- 御歌所長
- 李王職長官
- 印刷局長
- 政務局長
- 辨理公使
- 地方局長
- 衛生局長
- 主計局長
- 銀行局長
- 税關長(三等以下)
- 陸軍教授
- 法制局參事官
- 通商局長
- 總領事(三等以下)
- 警保局長
- 内務監察官
- 主稅局長
- 造幣局長
- 陸軍少將
- 海軍少將

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| 海軍少將相當官 | 海軍教授 | 法務局長 |
| 監獄局長 | 判事及檢事 | 専門學務局長 |
| 普通學務局長 | 宗教局長 | 圖書監査官 |
| 帝大教授 | 史料編纂官 | 文部直轄學校長 |
| 農務局長 | 商工局長 | 山林局長 |
| 鑛山局長 | 水産局長 | 特許局長 |
| 製鐵所次長 | 製鐵所理事 | 通信局長 |
| 電氣局長 | 管船局長 | 爲替貯金局長 |
| 逓信局長 | 商船學校長 | 會計檢査官 |
| 朝鮮總務局長 | 同土木局長 | 同學務局長 |
| 同參事官 | 同事務官 | 同警務官 |
| 同鐵道局理事 | 同警務官 | 平壤鑛業所長 |
| 同醫院醫官 | 各道參事官 | 臺灣財務局長 |
| 同通信局長 | 同殖産局長 | 同土木局長 |
| 同警視總長 | 同參事官 | 同專賣局長 |
| 同警林局長 | 同警學校長 | 關東州事務官 |
| 同警視總長 | 同警視總長 | 同法院列事 |
| 同外事總長 | 府縣知事(あり) | 各廳技師 |
| 北海道内務部長 | 宮内事務官 | 宮内技師 |
| 山林技師 | 掌典次長(あり) | 侍醫(あり) |
| 式部官(三あり) | 別當 | 同事務官(三あり) |
| 主簿官(三あり) | 李王職次官 | |
| 學習院教授(三あり) | | |
| 李王職贊侍(三あり) | | |

第十三節 宮中席次

高等官、有勳者、有爵者、有位者及び優遇者の宮中における席次は同順位の者の間にあつては其身分を得た日の前後に従ひ、其前後がない時は其日の有した席次の順序に従ひ、又其日に席次を有しなかつた時は年齢の順序に従ひ、同爵間の席次は位階に依るのである。而して其席次は左の如くである。

- 第一階
 - 第一 大勳位 一、菊花章頸飾
 - 第二 内閣總理大臣
 - 第三 樞密院議長
 - 第四 元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
 - 第五 元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣
 - 第六 朝鮮總督
 - 第七 内閣總理大臣又ハ樞密院長タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
 - 第八 國務大臣、宮内大臣又ハ内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
 - 第九 樞密院副議長
 - 第十 陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官
 - 第十一 親任官
 - 第十二 貴族院議長、衆議院議長
 - 第十三 勳一等旭日桐花大綬章

- 第十四 功一級
- 第十五 親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル者
- 第十六 公爵
- 第十七 從一位 一、旭日大綬章
- 第十八 勳一等 一、瑞寶章
- 第十九 高等官一等 三、寶冠章
- 第二十 貴族院副議長、衆議院副議長
- 第二十一 爵香間祇候
- 第二十二 侯爵
- 第二十三 正二位
- 第三階
 - 第二十四 高等官二等
 - 第二十五 功二級
 - 第二十六 錦鶏間祇候
 - 第二十七 勅任待遇
 - 第二十八 伯爵
 - 第二十九 從二位 一、旭日重光章
 - 第三十 勳二等 一、瑞寶章
 - 第三十一 子爵 三、寶冠章
 - 第三十二 正三位
 - 第三十三 從三位
 - 第三十四 功三級 一、旭日中綬章
 - 第三十五 勳三等 一、瑞寶章
 - 第三十六 男爵 三、寶冠章

- 第三十七 正四位
- 第三十八 從四位
- 第四階
 - 第三十九 貴族院議員、衆議院議員
 - 第四十 高等官三等
 - 第四十一 高等官三等ノ待遇ヲ享クル者
 - 第四十二 功四級 一、旭日小綬章
 - 第四十三 勳四等 一、瑞寶章
 - 第四十四 正五位 三、寶冠章
 - 第四十五 從五位
 - 第五階
 - 第四十六 高等官四等
 - 第四十七 高等官四等ノ待遇ヲ享クル者
 - 第四十八 功五級 一、雙光旭日章
 - 第四十九 勳五等 一、瑞寶章
 - 第五十 正六位 三、寶冠章
 - 第六階
 - 第五十一 高等官五等
 - 第五十二 高等官五等ノ待遇ヲ享クル者
 - 第五十三 從六位 一、單光旭日章
 - 第五十四 勳六等 一、瑞寶章
 - 第五十五 正七位 三、寶冠章
 - 第七階
 - 第五十六 高等官六等
 - 第五十七 高等官六等ノ待遇ヲ享クル者

- 第八階 第五十八 高等官七等
- 第五十九 高等官七等ノ待遇ヲ享クル者
- 第六十 從七位
- 第六十一 功六級
- 第九階 第六十二 高等官八等
- 第六十三 高等官八等ノ待遇ヲ享クル者
- 第十階 第六十四 高等官九等
- 第六十五 奏任待遇
- 第六十六 正八位
- 第六十七 功七級
- 第六十八 功七等
- 第六十九 從八位
- 第七十 勳八等

- 一 青色桐葉章
- 二 瑞寶章
- 三 寶冠章
- 一 白色桐葉章
- 二 瑞寶章
- 三 寶冠章

第十四節 金鷄勳章年金

金鷄勳章を賜はつた者には功級に應じ、終身年金を加賜される事になつて居て、年金の受領者が死亡した時は一年間其遺族に年金を賜はる事になつて居

- 功一級 年金千五百圓
- 功二級 年金千圓
- 功三級 年金七百圓
- 功四級 年金五百圓
- 功五級 年金三百圓
- 功六級 年金二百圓
- 功七級 年金百圓

る。而して金鷄勳章の年金定額は左の如くである。

第二編 教育

第一節 緒言

我國の教育は近來益々發達し、其設備及び方法等も漸次改善され、如何なる山間の僻地に至るも教育の行はれぬ所は殆んどないといつてよい。殊に國民義務教育の如きは學齡に達すれば必ず之を施さねばならぬ事となつた。故に全國の小學校數は約二萬五千五百餘校を有し、兒童數は無慮七百五十萬人に達して居る。然し又一方我國の現在に於ける無教育者の状況を見るに、十歳以上の人口百人に對し九人二分の割合に無教育者を有して居て、世界列強國に比し尙遜色ある状態である。殊に中等以上の教育に

至つてはまだまだ頗る幼稚で、歐米の列強國よりも遙かに劣つて居る有様である。

教育の發達如何はやがて其國の文明の如何に關係するもので、教育の幼稚な程其國の文明は幼稚である。即ち教育と文明とは正比例を爲すものである。教育を餘り多く施すと勞働に従事するを厭ふから農業をさせる我子には高等小學校を卒業させればそれで澤山だ等といふて居る者もよくあるが、それは間違つて居る考へで、例へば農業でも工業でも、車夫でも職工でも教育のあるに越した事はない。勿論今日の教育其ものも悪い點が頗る多いが、一般の者が今少し教育を重んずる様にならねば國家の文明は發達しない。教育を施さず其職に従事せしめる事は或程度まで盲從的に其職に忠實であらうが、其忠實は消極的の忠實である。其個人としての産を守るにはよからうが、國家として又其人の將來の發展上からはしては良策でない。少くも相當の教育を有し、眞

に其職に進歩的改善を加へ、積極的發展をなさんと
 するにはどうしても基礎を教育で作つて置かねばな
 らぬ。勿論從來の如く一般の國民の教育が未だ發達
 しなかつた時代にあつては別に教育がなくも相當に
 やつて行けたが、是れから後は從來の如きやり方で
 は損である。何となれば如何に自分丈が頑張つて教
 育の必要を云つて居ても他の者はどん／＼と進ん
 で行つて、新しい教育を以て其事業の上に改善を
 加へて行くから、教育のない者は常に教育のある者
 の爲めに負かされて了ふ事になるからである。

斯くの如き意味からしても教育の必要は目下の急
 務で、一般の國民が之を尊重すべき事はいふまでも
 ないが教育を爲すべき者は教育者の任務で、一般の
 人に教育者たるべきを望む譯には行かない。教育其
 者は専門の事に屬して居て、一般の人に教育學を修
 めよといふてもそれは到底不可能である。故に一般
 の人は其子弟を如何なる學校に於て教育せしむべき

か、又如何なる方面に進ましむべきかを第一に知ら
 ねばならない。今茲に述べんとするのも教育其者の
 専門的研究は成る可く避け、主として一般國民が其
 子弟を如何に學ばしむべきか、又如何なる學校を選
 ぶべきかに就いて知らねばならぬ事を述べる事とす
 る。

第二節 教育とは何か

教育といふのはどんなものであるかといつたら、
 多くの人は學校と教師とを聯想するであらう。勿論
 學校や教師は教育を爲すべきもので、之は決して間
 違つた聯想ではない。而し教育なるものは必ずしも
 學校や教師のみによつてなされるものでない。只學
 校は一定の期間と一定の方針とを以て専務に教育を
 する所であつて、教師は専務にそれに従事する者で
 ある。故に教育の最も大切な機關は學校である事
 はいふまでもないが、之が教育の全部でない。然ら

ば學校及び教師以外に教育をする者があるかといふ
 に、それは非常に多く社會に存して居る。例へば父
 母も子に對して一種の教育を爲せば、兄弟も弟妹に
 對して教育をするし、友人も時には教育者となる事
 もあり、又其他の先輩者にも知らず識らず教育され
 る。此外最も多く教育上に影響のあるのは新聞、雜
 誌、書籍等である。是等は教育を専門にするもので
 ないから、總てが教育的であるのではないが、是等
 が教育上に實に大なる影響のある事は事實である。
 偉い父母の膝下に育つた子は他の者よりも優れて居
 る場合が多く、善い友人を有して居る者は自然に善
 化され、堅實な新聞や雜誌や書籍を多く讀む者は自
 然に非常な感化を受ける。之れと反對に若し是等が
 悪い者であれば其惡感化を受ける事も亦甚だしい。
 右の外公共の圖書館、各種の展覽會、通俗講演
 會、學術講習會、演劇、講談、活動寫眞、幻燈等
 も亦教育上に影響する事多く、其内容と仕組とによ

つて善化を受ける事もあり又惡化を及ぼす事もあ
 る。故に世の子弟を有する者は學校以外、是等の方
 面にも十分留意し、之が撰擇を怠つてはならぬ。

第三節 教育繼續の期間

教育は何歳から開始するが有効であるかといふ
 に、之は學者によつて種々の説を立て、居るが、先
 づ人が生れ出で、其形を見てから之を行ふべきが嚴
 密なる意義の教育である。中には子が未だ生れざる
 以前、即ち母の胎内にある時代から母の思想及び念
 慮の訓練を爲すべきであるといつて居る者もあるが
 之れも固より必要ではあるが、之は寧ろ母の教育の
 部に屬すべきもので、嚴密の意義に於ける子の教育
 といふ譯には行かない。次に教育は何時に了るべき
 かといふに、之は人が死すまでは教育の了るもので
 はないといふ事が出来る。而し比較的教育的効果の
 顯著な時代は凡そ三十歳前後まで、それを過ぎる

と教育者が教育を施した効果よりも、被教育者自身が自らを教育する効果の方が顯著となるから、是れから以後は寧ろ自修の時期と稱するが適して居る。

次に身體教育の効果が最も著しい時代は生後から凡そ二十歳前後迄で、知識教育の効果が最も著しい時代は三四歳から漸次に顯著となり、十四五歳から二十歳前後までは殊に顯著で、三十歳までは有効である。又道徳心及び審美心の教育は最も困難なもので、其効果は一時に之を顯著ならしむる事は容易でない。そして生後一二十年は殆んど無効で、それから徐々に行ふに従つて其効果があり、二十五歳頃までに停止するを常とするが、此教育は教育を了つてから却つて著るしく顯るゝ事が往々あつて、多少の潜在的性質を有して居る。

次に技術教育は何時頃がよいかといふに、之は七八才頃から一層顯著となり、二十歳前後で漸く顯著でなくなるのを通例として居る。しかしそれ以上の

等は必ずしも劃然と分類する事は出来ない。

一、小 學 校

我國の小學校には尋常小學校、高等小學校、尋常高等小學校の三種あつて、尋常小學校は即ち國民義務教育を施す所で、兒童が滿六歳に達した翌日から滿十四歳に至る八ヶ年を以て學齡とし、學齡兒童の保護者は就學の始期から其終期に至る迄に學齡兒童を就學せしめる義務を有して居る。而して學齡兒童に對して親權を行ふ者が不在時は其後見人が此義務を負ふ事になつて居る。尋常小學校の修業年限は六ヶ年で、高等小學校は通常二ヶ年で、又之を三ヶ年に延長する事が出来る規定である。今最近の文部省報告に據れば我國の小學校は左の如くである。

校 別	校 數	教 員	兒 童
官立小學校	四	八四	二、五〇〇
公立小學校	三、四三	三、一八八	七、四四八、八六
私立小學校	一、四六	七、〇〇	二、七、三三

年齢に達しても無効といふのではなく、自修によつて年と共に進歩するものである。

第四節 我國の教育制度

我國に於ける教育制度は之を形式の上から分類すると通常教育と特別教育との二種となり、又通常教育は之を分つて初等教育、中等教育、高等教育の三種となり、初等教育は主として小學校で行ひ、中等教育は主として中學校及び高等女學校で行ひ、高等教育は高等學校、大學及び各種の專門學校で之を行ふのである。次に特別教育は師範教育及び其他の特殊教育の二種に分ち、尙之を實質上から分類せば豫備教育、學理教育及び業務教育の三種とする事が出来る。豫備教育は主として小學校、中學校、高等女學校で行ひ、學理教育は主として各種專門學校及び大學で行ひ、業務教育は主として各種實業學校又は各種專門學校及び大學で行ふのであるが、是

計	三、五七六	一、六、九六三	七、四四四、六五二
朝鮮	三、五七六	一、〇五七	三、五七六
内地人小學校	四三	二、〇三六	七、三三九
臺灣	三〇五	一、八〇五	七、四四三
臺人公學校	一三	九六	三、三三六
樺太	一〇五	一八五	五、四七七
公立小學校	四	四九	二、六二八
私立小學校	一〇一	一三六	五、〇四七

二、中 學 校

中學校は男子に須要な高等普通教育を行ふ所で、又高等教育の豫備教育を行ふと同時に高等普通の義務教育を行ふ學校である。修業年限は五ヶ年で、入學者は尋常小學校卒業程度の學力を有する者であるが尙此外に七年制高等學校の設置を認め、尋常小學校卒業者を此高等學校尋常科一年に入學せしめ、七年制高等學校は尋常科と高等科とに別ち、尋常科を四ヶ年、高等科を三ヶ年とし、高等科を更に文科と理科とに分ち、文科卒業者は大學文科、法科に進學し、

理科卒業者は大學工科、醫科、農科に接続し、五ヶ年の中學校は依然存置して其四年修了者は七ヶ年の高等學校の高等科一年に進學する様に改むべき議がある。次に最近に於ける文部省の報告に據れば全國の中學校は左の如くである。

校別	校数	教員	生徒
内地	官立中學校 二	五一	七三四
	公立中學校 二四二	九六一	一〇九、六八〇
	私立中學校 七七一	五三三	三一、五四〇
朝鮮	内地人中學校 三	六〇	一、一六一
臺灣	内地人中學校 一八	一六六	二、三六三
樺太	廳立中學校 一	一四	二二五

中學校の學費 次に中學校に學ぶには如何程の學費を要すべきかは世の父兄の一般に聞かんとする所であらう。而し之は其地方と時價とにより幾分の差異を生ずべきは勿論で、嚴密に一定し難いが、今東京に於て要すべき中學校の學費は之を五ヶ年と見て計算すれば左の如くとなる。

▲入學當時の費用
一金四十圓(又は三十七圓)

- 金一圓五十錢 制帽一個(入學の際の物の外に一個)
- 金十六圓 制服二着(入學の際の物の外に二着)
- 金十四圓五十錢 夏季用略服(三着)
- 金十二圓 外套一着(入學の物の外に一着)
- 金五圓 修學施行費
- 金七十錢 手札形半身寫眞

以上の如く之を合計すれば五ヶ年に約四百八十五圓で、之を一ヶ年に平均すれば九十七圓で、更に一ヶ月に平均すれば八圓八拾錢餘を要する。而し右は食費及び家庭用の諸雜費を含まないものであるから、下宿か寄宿して居ると右の外に一ヶ月食料約七圓、室料貳圓、火光料及び雜費約一圓位を要し、之を合算すれば一ヶ月の費用約十八圓八十錢となり、之に和服費を加ふれば二十圓以上となる譯である。

三、高等女學校

高等女學校は女子に須要な高等普通教育を施す所で、男子に於ける中學校と略同様である。只之には

- 内譯
 - 金三圓 四月分授業料
 - 金五十錢 四月分校友會費
 - 金二圓二十錢 筆、墨、紙、雜記帳其他小遣等
 - 金七圓 教科用圖書類
 - 金四圓八十錢 靴、靴下、脚絆
 - 金一圓五十錢 制帽
 - 金九圓 へル地制服一着(小倉地六圓)
 - 金十二圓 外套一着
- 備考 右の外學校により入學料又は受験料として約二圓を要する所もある。

▲一學年の經常費用

- 一金八拾圓乃至八十三圓
- 内譯
- 金三十三圓 授業料十二ヶ月分(二ヶ月金三圓)
- 金五圓五十錢 校友會費年額(一ヶ月五十錢)
- 金十五圓 筆、墨、紙、雜記帳、其他小遣等
- 金九圓乃至十二圓 教科用書、參考書、器械等
- 金十圓 制服修理、シャツ、ツボン下、猿股、靴下、肌着類、襟等
- 金七圓 靴一足及び修繕
- 金五十錢 脚絆一足

▲在學五ヶ年間の被服費(和服袴を含まず)

- 一金四拾五圓七拾錢
- 内譯

本科程度(修業年限四ヶ年乃至五ヶ年)と實科(修業年限二年乃至四年を通常とする)とあつて本科は學識を主とし、實科は技術を主として居る。學費は都會と田舎とによつて差異があるが、中學校の一ヶ年平均の學費と女學校一ヶ年の平均學費と大差はない。只裁縫、編物、刺繡、造花、刺繍等の費用は右の外に要する。

次に女子を女學校に入學せしめんとする場合に父兄として注意すべきは學校の撰擇と宿所とである。女子は動もすれば他に移り易く、忽ち虛榮浮華、文弱に流れるものであるから、よく注意して堅實なる學校を撰び、遠く遊學せしめる場合には必ず由緒ある親戚知人が又は確實なる寄宿舎に託し、決して下宿せしめてはならぬ。そして女子は將來家庭の主婦となるべき者であるから成る可く實學、技藝の方面に重きを置き、決して浮華、輕薄、虛榮等に流れぬ様に隨時も怠つてはならぬ。

四、高等其他の學校

右に述べた學校の外高等教育を施すべき官私立大學及び各種專門學校、特殊學校等は其種類及び校數頗る多く各々其趣を異にして居るから、之は後節に述べる事とした。

第五節 各種の學校

一、帝國大學

我國に於て目下官立としての大學は東京帝國大學、京都帝國大學、東北帝國大學、九州帝國大學の四校で、其場所及び分科は左の如くである。

▲東京帝國大學

場所 東京市本郷區元富士町
但し農科大學は東京府下目黒村駒場
總長 山川健次郎(親任官待遇)

場所 仙臺市北四番丁
理科大學 仙臺市片平丁
農科大學 北海道札幌區北八條西六丁目
總長 福原徹次郎(勅任一等)
分科 理科大學 農科大學
醫科大學 工學專門部

▲九州帝國大學

分科 法科大學 醫科大學
工科大學 文科大學
理科大學 農科大學

▲京都帝國大學

場所 京都市上京區吉田町
總長 荒木寅三郎(勅任一等)
分科 法科大學 醫科大學
工科大學 文科大學
理科大學

▲東北帝國大學

場所 仙臺市片平町
醫科大學 仙臺市北四番丁
理科大學 仙臺市片平丁

場所 福岡縣筑紫郡千代町
工科大學 福岡縣糟屋郡箱崎町

▲法科大學講座

總長 眞野文二(勅任一等)
分科 醫科大學 工科大學
大體右の如くであるが、各分科大學に於ける講座は各大學によつて幾分異つて居て一々茲に之を述べるのは甚だ混雜するから、今東京帝國大學の各分科大學に於ける講座を左に掲げて見よう。

憲法 民法 刑事訴訟法 商法
海商法 民事訴訟法 刑罰法 經濟學
政治學 統計學 商業學 保險學
行政學 政治史 外交史 殖民政學
比較法 國際公法 國際私法 法史
獨逸法 羅馬法 英吉利法 佛蘭法

▲醫科大學講座

解剖學 生理學 醫化學 藥物學
病理學 病理解剖學 內科學 小兒科學
產科學 婦人科學 外科學 整形外科學
皮膚病學 微生物學 眼科學 精神病學

▲工科大學講座

土木工學 機械工學 造船學 船舶機關學
造兵工學 電氣工學 建築學 應用化學
火藥工學 探礦學 冶金學 應用力學
力學 航空學

▲文科大學講座

國語學 國文學 史學 史學地理學 哲學哲學史
支那哲學 支那史學 支那文學 心理學 倫理學 論理學
宗教學 社會學 教育學 美學 美術史
言語學 梵語學 英語學 英文學 佛蘭西語學 同文學

▲理科大學講座

理論物理學 星學 物理學
動物學 植物學 地質學
地質學 地質學 地質學 人類學
航空學 地理學 地震學

▲農科大學講座

農藝化學 化學 農學 林學
植物學 植物病理學 動物學 昆蟲學 養蠶學
園藝學 畜產學 農產製造學 農業工學
森林利用學 地質學 土壤學 農政經濟學 水產學
農林物理氣象學 水產學 水產海洋學 家畜解剖學
家畜生理學 家畜內科 外科 家畜衛生學 同藥物學

入學 は高等學校大學豫科を卒業した者は其志望學科の屬する分科大學へ入學を許可し、入學志望者の數が豫定の人員に超過する時は、其人員超過の學科志望者に限り假入學を許し、更に大學豫科中の課目に就き競争試験を行つて入學者を定める。しかし各分科大學の細則によつて入學の順次を定め、競争試験を行はぬ事がある。而して競争試験の結果入學する事が出来なかつた者は次の入學期に於て當初志望の學科に入學を請ふ時は試験を行はずに入學を許可されるが、其人員のみで豫定の人員を超過する時は競争試験の評點の高い者から順次入學を許し、殘餘の人員は逐次後の入學期に同一の方法で入學を許可するのである。但し分科大學によつては此規定によらぬものもある。

次に前項の入學志望者を入學せしめた後、尙缺員がある時は左の資格を有する者の入學を許可する。
1. 文部大臣に於て大學豫科と同等以上の學科程度

を具備するものと認められた學校を卒業した者。
1. 分科大學に於て若しくは分科大學の通告により高等學校に於て試験を行ひ、大學豫科卒業者と同等の學力ありと認定した者。

又新たに制定せんとする案によれば、大學豫科は中學校四年の修了者を以て其資格とする場合には其修業年限を三ヶ年とし、中學校卒業(五ヶ年の)せる者を大學豫科に入學せしめる場合には其修業年限を二ヶ年とし、分科大學の在學年限は三年以上とし、醫科は四年以上とするもので、大學の分科は法科、醫科、文科、理科、工科、農科、商科である。
次に入學志願者は一定の期日迄に分科大學長に願書を差出し、入學試験を要する時は受験料金五圓を納付し、入學の許可を得た者は入學料金五圓を納める事となつて居る。

授業料 各分科大學の授業料は一ヶ年金五十圓である。

大學選科 各分科大學課程中の一課目又は數課目を撰び、之を専修せんと欲し入學を願ひ出する時は各級正科生に缺員ある時に限り、毎學年の始めに於て選科生として之を許可するものであるが、選科生は年齢十九年以上で選科主管の教授が其學力を試験し、所選の課目を學修するに堪ふると認められた者に限り其入學を許可するのである。

大學院 は帝國大學の一部で、分科大學を卒業し、更に學術技藝の蘊奥を攻究せんとする者を入學せしめるもので、學費は一ヶ年金參拾五圓で、定規の試験を経て合格した者には學位を授與せられる。學位は法學博士、醫學博士、藥學博士、工學博士、文學博士、理學博士、農學博士、林學博士、獸醫學博士の九種である。

學士稱號 各分科大學の卒業生は其學科に従ひ法學士、醫學士、藥學士、工學士、文學士、理學士、農學士、林學士、獸醫學士の稱號を稱する事が出来

農科大學各實科 農科大學内には農學、林學、獸醫學等の各實科があつて、修業年限は各三ヶ年とし、其第一等級に入學を許すべき者は品行方正で、年齢滿十七歳以上の男子で左の一に該當した者に限つて居る。

1. 中學校を卒業した者。
2. 専門學校入學者檢定試験に合格した者。
而して入學志願者が豫定人員を超過した時は中學校の學科目中に就き選抜試験を行ひ、合格者は九月十一日から入學を許可する。入學料は金參圓である。又試験を受ける場合には受験料金五圓を納め、授業料は一學年金四拾圓である。

農業教員養成所 之は東京帝國大學農科大學に附屬して居るもので、農業教員を養成するを目的として居る。修業年限は二ヶ年で、入學し得べき者は師範學校又は甲種以上の農學校を卒業し、身體健全

で品行方正、在學中家事に係累なく、農業教員たるの志望確實な者で、且つ師範學校又は甲種農學校を卒業後一ケ年以上教職にあつた者に限つて居る。此所は授業料は徴收しない事になつて居る。

二、私立大學

私立大學は即ち専門學校令によつて私人又は法人の設置したもので、専門學校である。多くは大學部と専門部とを置き、大學部の學科の程度は各私立大學によつて多少の差異はあるが、概して帝國大學と官立各専門學校との中間に位して居る。而し將來に於ては或は帝國大學と同等若しくはそれ以上となるやも知れない。今重なる私立大學を左に述べて見よう。

▲慶應義塾大學部

場所 東京市芝區三田三丁目。

塾長 鎌田榮吉。
組織 大學部は豫科(一ケ年)本科(三ケ年)大學院(年限を定めぬ)を以て組織し、本科を法律科、政治科、理財科、醫學科、文學科に分けてある。

學年 四月一日に始まり、翌年三月卅一日に終る。入學は毎學年(四月)の始めで、豫科一年に限り第二學期の始にも入學せしめる。而して豫科一年に入る者は同熱普通部卒業生、中學校卒業生又は専門學校入學者檢定規定により檢定試験に合格した者で、入學志望者が定員を超過した時は競争試験を行ふのである。入學試験を受ける者は試験料金壹圓を要し、入學の許可を得た者は入學料金五圓を要する。

授業料 一學年四十八圓で、之を三期に分つて前納する。
大學院 は本科卒業生中、成績操行共に良好な

者

者に限り入學を許し、毎年一回以上其攻究科目に就き攻究の結果を塾長に報告する。研究室を常設してあるが、常設の講義を開かず、必要に應じて特に講座を設ける事がある。授業料は要しない。
備考 大學部、文學科は英語、同哲學科は修身教育の中等教員無試験檢定の指定を受けて居る。

▲早稻田大學

場所 東京府下戸塚村。
總長 大隈重信。

組織 大學部に政治經濟學科、法學科、文學科(哲學科、英文科、社會學科、史學科)商科、理工科(機械工學科、電氣工學科、探礦學科、建築學科、應用化學科)の五部があつて、之に入るの階梯として高等豫科がある。専門部は政治

經濟科、法律科の二科に分れて居る。又高等師範部は中等教員の養成を目的とし、國語漢文科、英語科等がある。尙各學部得業生をして其研究を繼續せしめる爲に研究科がある。外に清國留學生部が設けられて居る。
修業年限 は大學部及び専門部、高等師範部は各三ケ年で、高等豫科は二ケ年で、高等師範部第一等部は一ケ年である。

入學 専門部及び高等豫科は中學校卒業生又は之と同等の試験に合格した者を入學せしめ、大學部は同大學高等豫科卒業生を入學せしめ、高等師範部は豫科修了者及び之と同等の學力ありと認めたる者を入學せしめ、研究科は同大學各學科得業生を入學せしめる。入學期は専門部は毎年九月、高等師範部及び高等豫科は毎年四月及び九月で、中學校、甲種商業學校及び之と同等の學校卒業生に限り四月中無試験で豫科に入

學せしめらる。受験料は大學部は金二圓、其他は壹圓、入學金は大學部は金五圓、其他は金三圓である。

授業料

は大學部は毎年五十圓(但理工科は六十圓)高等豫科は四十五圓(但し理工科豫科は五十五圓)高等師範部は四十五圓、同豫科二部は參拾五圓、同第一部豫科は四十圓、研究科、専門部は三十五圓である。

備考

早稻田大學大學部哲學科は文部省中等教員無試験檢定の修身、教育の指定を受け、同英文科は英語、同史學及び社會學科は歴史、高等師範部の國語及漢文科は國語及び漢文、同英語科は英語の無試験檢定の指定を受けて居る。

▲日本大學

場所 東京市神田區三崎町三丁目。
學長 松岡康毅。

組織 大學部、大學豫科、専門部、専門部豫科、高等専攻科、高等師範部、殖民科、大學附屬外國語専修部、師範研究科等がある。

學科

大學部には正科、特科、選科とあつて第一部は法律科、第二部政治科、第三部商科、第四部宗教科に分れ、専門部は正科と特科とあつて、第一部は法律科、第二部は政治科、第三部は商科、第四部は宗教科となつて居る。又外國語専修部は英語専修科、獨逸語専修科、支那語専修科とある。

修業年限

は大學部三ヶ年、大學豫科一ヶ年、専門部三ヶ年、専門部豫科一ヶ年、高等専攻科は一年以上三ヶ年以下、高等師範部は三ヶ年、師範研究科は一ヶ年、殖民科は二ヶ年、外國語専修部は二ヶ年である。

入學

大學部、専門部、高等師範部、師範研究科の入學時期は毎年四月から五月に至り、大學

豫科、殖民科、専門部豫科、高等専攻科、外國語専修部の入學は何時でも許す事になつて居る。而して大學部の入學資格は大學豫科修了生及び之と同等の學力ある者を入學せしめ、大學豫科入學資格は中學校又は師範學校卒業生及び之と同等の學力ある者を入學せしめ、専門部の入學資格も大學豫科の入學資格と同程度である。又専門部豫科入學資格は中學校四年修了の者又は之と同等の學力ある者で、高等専攻科入學資格は大學部、専門部及び高等師範部卒業の者及び之と同等以上の學力ある者、高等師範部入學資格は師範學校又は中學校卒業生にして品行方正、志操確實にして身體の強壯な者である。

學費

高等専攻科及び師範研究科を除く外は總て束修として金貳圓を要し、尙授業料は左の如くである。

大學部	一ヶ年	金三十三圓
大學豫科	一ヶ年	金三十三圓
同選科各	一ヶ年	金十六圓五十錢
専門部	一ヶ年	金三十三圓
高等師範部	一ヶ年	金三十三圓
師範研究科	一ヶ年	金三十三圓
殖民科	一ヶ年	金廿七圓五十錢
高等専攻科	一ヶ年	金二十二圓
専門部豫科	一ヶ年	金廿七圓五十錢
外國語専修部	一ヶ年	金十六圓五十錢

備考 右の外高等諸校に入學志望者の爲め高等師範學校及び別に校外生中學校等がある。高等師範部の卒業生は修身、法制經濟の中等教員無試験檢定の指定を受けて居る。

▲法政大學

場所 東京市麹町區富士見町六丁目。

古賀廉造。
部門 大學部、專門部、高等研究科、大學豫科、外國語專修科。

學科 大學部(法律科、政治及び經濟科)專門部(法律科、政治及び經濟科)高等研究科(右の學科の蘊奥を研究する)大學豫科(大學部に入る豫備)

修業年限 大學部、專門部は各三ケ年、高等研究科は一ケ年以上三ケ年以下、大學豫科は一ケ年。

入學 入學時期は大學部、專門部は毎年九月、大學豫科は毎年四月及び九月(但し補缺として各部共に臨時入學を許す事がある)高等研究科は何時でも入學を許す。而して大學部に入學し得る者は大學豫科卒業生及び之と同等以上の學力を有する者、專門部及び大學豫科に入學し得る者は中學校卒業生又は之と同等の學力を有する者。

る者で、大學部及び專門部の卒業生は高等研究科に入學する事が出来る。

學費 入學金は大學部、專門部、大學豫科は各金貳圓、高等研究科は金壹圓、聽講生は金貳圓で、授業料は一ケ月參圓とし八月は之を徴收しない。

備考 右の外高等諸學校へ入學志望者の爲め高等豫備校及び別に校外生の設けがある。

中央大學

場所 東京市麹町區元衛町。

岡野敬次郎。

學科 大學部、專門部、大學豫科、研究科。
大學部は法科(英法科、獨法科)經濟科、商科に分れ、專門部は法科、經濟科、商科に分れ、研究科は憲法、行政法、刑法、民法、民事訴訟法、國際法、法理學、經濟學、商業學。

研究科は一ケ年金二十圓である。

備考 右の外選科聽講生がある。又高等諸學校入學者の爲に中央高等豫備校がある。

東洋大學

場所 東京市小石川區原町。

境野黃洋。

學科 大學部、專門部、研究科。
大學部は第一科修身科、第二科國語漢文科、專門部は第一科修身科、教育科、第二科修身科、國語漢文科。

修業年限 大學部は四ケ年、專門部は三ケ年、研究科は一ケ年である。

入學 入學期は毎年四月一日から同三十日迄で中學校卒業生又は之と同等の學力ある者は各科へ無試験入學を許し、以上の資格がない者は第二種生として入學を許される。

等を研究する。
修業年限 大學部、專門部は各三ケ年、大學豫科は一ケ年半、研究科は一ケ年以上三ケ年以下である。

入學 大學部は大學豫科を卒業した者又は之と同等の學力を有する者を入學せしめ、大學豫科は中學校、師範學校卒業の者又は之と同等以上の學力を有する者を入學せしめ、專門部は中學校卒業若しくは同等以上の學力を有する者、研究科は專門部卒業生の爲に設けられてある。入學時期は大學部及び專門部正科は毎年九月より十月に至る期間、大學豫科、專門部別科及び研究科は四月及び九月に入學せしめるが場合によつては臨時入學せしめる事もある。

學費 入學料は各科共金貳圓、授業料は大學部及び專門部は一學年金參拾圓、豫科は第一學期金九圓、第二學期拾八圓、第三學期拾貳圓、

學費 は各科共束修金二圓を要し、授業料は第一學期金十四圓、第二學期金十四圓、第三學期金十圓五十錢である。

備考 右の外聴講生の設けがある。此大學は主として宗教家の養成に重きを置くが、大學部第一科の卒業生は中等教員無試験検定の修身科、同第二科の卒業生は國語漢文、專門部第一科の卒業生は修身教育、同第二科は修身國語漢文の指定を受けて居る。

▲明治大學

場所 東京市神田區駿河臺甲賀町。

學長 木下友三郎。

學部 大學、專門部、高等研究科、大學豫科。
學科 大學は法科、政治經濟科、文科、商科に分れ、專門部は法科、政治經濟科、商科、文科、高等研究科は法律學、政治學、經濟學、商業學

等を研究する。

修業年限 は大學は三ヶ年、專門部は三ヶ年、高等研究科は一年以上三年以下、大學豫科は一ヶ年半である。

入學 大學へ入學者は大學豫科卒業の者及び之と同等の學力ある者、專門部は中學校、師範學校を卒業した者又は之と同等の學力ある者、高等研究科は大學及び專門部を卒業した者、大學豫科は中學校、師範學校を卒業した者又は之と同等の學力を有する者を入學せしめる。入學時期は大學、專門部、高等研究科は毎年九月より十月に至る間、大學豫科は各學期の始め即ち四月、九月、一月の三回に入學せしめる。

學費 大學、專門部共入學金三圓を要し、授業料は大學、專門部は一學年金三十八圓五十錢、高等研究科は一ヶ年金二十圓、大學豫科は一學期金十二圓、二學期金十二圓、三學期金九圓。

備考 四學期金十二圓で入學金は二圓である。右の外高等豫備校、校外生、商業夜學校、明治中學校等がある。

▲國學院大學

場所 東京市麴町區飯田町五丁目。

學長 鍋島直大。

學部 大學部、師範部、研究科、選科。
學科 大學部は國史科、國文科に分れ、師範部は國語漢文科、選科は或科目を選修し、研究科は既修の學科に就き更に蘊奥を研究するものである。

修業年限 大學部は本科三年、豫科一年、師範部は三年、研究科は一年である。

入學 各部共甲種の入學者は師範學校又は中學校の卒業生又は之と同等以上の學力を有する者にして體格検査に合格したる者、又各部乙種の

入學者は中學校卒業程度に就いて左の學科の試験に及第した者が入學を許される。
 國史、國文、漢文、外國史、地理、數學、英語。

▲專修大學

場所 東京市神田區今川小路二丁目。

學長 相馬永胤。

學部 大學部、專門部、研究科、大學豫科、商業部。
學科 本科の卒業生は歴史科、國語漢文科、大學部、國史科の卒業生は歴史科、同國文科の卒業生は國語漢文科、師範部國語漢文科卒業生は國語漢文科、同歴史科の卒業生は歴史科の中等教員無試験検定資格を有して居る。

修業年限 大學部は本科三年、豫科一年、師範部は三年、研究科は一年である。

入學 各部共甲種の入學者は師範學校又は中學校の卒業生又は之と同等以上の學力を有する者にして體格検査に合格したる者、又各部乙種の

業 務 講 習 科、財 務 官 講 習 科。

學 科 研 究 部 は 經 濟 科、法 律 科、商 業 科 に 分 れ、大 學 部 は 經 濟 科、法 律 科、商 科 に 分 れ、專 門 部 は 經 濟 科、法 律 科、商 業 科 に 分 れ て 居 る。

修 業 年 限 大 學 部 及 び 專 門 部 は 各 三 年、研 究 部 は 一 年、大 學 部 及 び 專 門 部 は 一 年、商 業 實 務 講 習 科 は 期 限 を 定 め ず、財 務 官 講 習 科 は 六 月 度 有 る。

入 學 は 毎 年 九 月 度 有 る が、時 に よ り 臨 時 に 入 學 を 許 す 事 が 有 る。入 學 資 格 は 大 學 部 は 大 學 部 科 を 卒 業 し た 者 又 は 之 と 同 等 の 學 力 を 有 す る 者、專 門 部 及 び 大 學 部 科 は 師 範、中 學 を 卒 業 し た 者 又 は 之 と 同 等 の 學 力 の 有 る 者、研 究 部 は 大 學 部 及 び 專 門 部 を 卒 業 し た 者 又 は 同 等 以 上 の 學 力 を 有 る 者 有 る。

學 費 入 學 金 は 高 等 研 究 部 を 除 く 外 は 皆 金 貳 圓 以 上、授 業 料 は 各 科 共 一 月 金 參 圓 有 る。

備 考 右 の 外 高 等 預 備 校、校 外 生 等 の 設 け が 有 る。

▲ 拓 殖 大 學 校

場 所 東 京 市 小 石 川 區 茗 荷 谷 町。
校 長 小 松 原 英 太 郎。

部 門 文 學 科 (哲 學 科、英 文 科、社 會 學 科、史 學 科)、商 科、理 工 科 (機 械 工 學 科、電 氣 工 學 科、探 礦 學 科、建 築 學 科、應 用 化 學 科) の 五 科 を 置 き、之 に 入 る 階 梯 と し て 高 等 預 備 科 を 置 く。

修 業 年 限 本 科 三 年、預 備 科 一 年。

入 學 年 齡 十 七 歳 以 上 の 男 子 に し て 中 學 校 卒 業 者 又 は 之 と 同 等 の 學 力 を 有 し 體 格 檢 査 に 合 格 し た 者、但 し 募 集 定 員 を 超 過 せ る 時 は 入 學 試 験 を 行 ふ。入 學 期 は 毎 年 四 月 度 有 る。

學 費 入 學 金 參 圓、授 業 料 は 本 科 一 月 金 四 拾 五 圓、預 備 科 同 金 參 拾 五 圓、研 究 部 同 金 參 拾 五 圓、

究 科 は 三 年 以 下 と し て 授 業 料 一 月 金 拾 圓 と す る。

備 考 本 校 に は 授 業 料 免 除 及 び 貸 費 の 規 定 が 有 る。又 宿 舎 の 設 け が 有 る。

▲ 東 京 農 業 大 學

場 所 東 京 府 下 遊 谷 町。
校 長 横 井 時 敬。

部 門 大 學 部、高 等 科、研 究 部、選 修 科 及 聴 講 科。

修 業 年 限 大 學 部 は 豫 科 二 年、本 科 三 年、高 等 科 は 三 年、研 究 部、選 修 科 は 一 年 乃 至 三 年。

入 學 入 學 期 は 四 月 度、大 學 部 豫 科 入 學 者 は 中 學 校、甲 種 農 學 校 の 卒 業 生 又 は 之 と 同 等 の 學 力 を 有 す る 者、大 學 部 本 科 入 學 者 は 豫 科 の 卒 業 生、高 等 科 は 中 學 校 卒 業 者 又 は 之 と 同 等 の 學 校 卒 業 者 有 る。

生、研 究 部 は 大 學 部 及 び 高 等 科 の 卒 業 生 を 入 學 せ し め る。

學 費 大 學 部 豫 科 は 授 業 料 一 年 五 十 圓、本 科 は 六 十 圓、高 等 科 は 五 十 圓、選 修 科 は 六 拾 圓 (大 學 部 本 科 の 學 科 目 を 選 修 す る 者) 及 び 五 拾 圓 (高 等 科 の 學 科 目 を 選 修 す る 者)。

備 考 此 校 は 地 主 並 に 農 業 従 事 者 に 須 要 の 教 育 を 爲 す 所 有 る。

▲ 日 本 女 子 大 學 校

場 所 東 京 市 小 石 川 區 高 田 豐 川 町。
校 長 成 瀬 仁 藏。

部 門 文 科、理 科、實 學 科。
學 科 文 科 は 教 育 部、哲 學 部、國 文 部、英 文 部、文 學 部、史 學 部、社 會 學 部、美 術 部 に 分 れ、理 科 は 數 學 部、理 化 部、博 物 部 に 分 れ、實 學 部 は 家 政 部、師 範 家 政 學 部、體 育 部、農 藝 部、商 業

部に分れて居る。

修業年限 各部の最短期を三ヶ年とし、生徒の事情によつて在學年限を延長する事が出来る。

本科三年、研究科は三ヶ年以内。

入學 定期入學は四月一日とし、本科及び師範家政學部に入學すべき者は年齢十七歳以上で左の資格を有する者である。

1. 専門學校入學者檢定規定に依り文部大臣の指定を受けた學校卒業業者。

2. 専門學校試験檢定合格證書を有する者。

3. 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業生又は師範學校卒業生。

學費 受驗料金壹圓五拾錢、臨時受驗入學者金壹圓、入學料金貳圓、授業料一學年金參拾八圓五拾錢、校費一學年五圓五拾錢、寮費(寄宿生の納むるもの)普通寮費壹ヶ月壹圓五拾錢、食料八圓五十錢、折衷寮費貳圓、食料八圓五十錢、

洋風寮費貳圓五十錢、食費拾圓五十錢。

▲立教大學

場所 東京市京橋區明石町。

校長 ジョン、ライフ、スナイダー

部門 文科、商科を置き、之を各本科、豫科、選科に分けてある。

修業年限 豫科一ヶ年、本科三ヶ年。

入學 豫科の入學者は中學校卒業生又は之と同等以上の學力ある者、本科の入學者は豫科修了の者又は之と同等の學力を有する者、入學期は四月。

學費 入學金貳圓、授業料豫科、本科共一ヶ月金參圓、校費商科一ヶ月金五十錢、文科一ヶ月三十五錢。

▲曹洞宗大學

場所 望月信了。

校長 豫科、本科、研究科を置き、本科を宗教部、教育部に分ち、更に各部に別科を附し、宗教部を分つて第一部、第二部、第三部となつて居る。

修業年限 本科別科共に三ヶ年、豫科二ヶ年、研究科は二ヶ年である。

入學 は毎年四月中で、豫科一年に入學する者は中學校卒業生又は同等以上の學力ある者又は中學校卒業程度の者。

學費 入學料金貳圓、在學保證金拾圓、受驗料金參圓、授業料一ヶ年金貳拾貳圓。

備考 此校は淨土宗の僧侶及び一般志望者の爲に佛敎高等の専門敎育を施す所、宗内在籍者にして優良の學生には學資補助の規定がある。

▲天台宗大學

場所 東京府下駒澤村。

▲宗教大學

場所 東京府下巢鴨庚申塚。

校長 秋野孝道。

部門 高等部及び大學部を置き、高等部は宗乘、餘乘、歴史、哲學、國語、漢文、英語、法學及び經濟、布教法等の學科に分れ、大學部は宗乘、餘乘、歴史、宗教、哲學、英語、布教法等の諸科である。

入學 は高等部は毎年四月、大學部は九月で、高等部の入學資格は中學校卒業生及び同程度の學力を有する者の外、本宗中學校卒業程度の宗乘、餘乘を履修した者、大學部は高等部修了生を進入せしめる。

學費 入學金壹圓を要する外、授業料は徴收しない。

場 所 東京市本郷區駒込林町。

學 長 修多羅亮延。

部 門 本科、別科に分ちてある。

修 業 年 限 大學部は四ヶ年。

入 學 毎年四月中に入學せしめ、本科へ入學し得る者は中學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者の外天臺宗中學の卒業生、別科へ入學し得る者は中學校卒業と同等程度の學力ある者。

學 費 入學料壹圓、受験料壹圓、授業料一ヶ月三圓。

備 考 此校は宗内僧侶に宗乘、餘乘及び之に須要なる學術を教授し、其蘊奥を攻究せしめるのである。

▲日蓮宗大學

場 所 東京府下大崎町。

場 所 風間隨學。

部 門 中等科、補習科、大學豫科、大學本科、研究院別科。

修 業 年 限 中等科五ヶ年、補習科一ヶ年、大學豫科一ヶ年、大學本科三ヶ年。

入 學 毎學年の始め(四月)に入學せしめ、中等科に入學せしめる者は尋常小學卒業者、補習科は中學卒業程度の者を入學せしめ、豫科は補習科修了程度の者、本科一年は豫科卒業の者を入學せしめる。

備 考 此校は宗學の蘊奥を攻究し、並に樞要な學術を教授し、布教傳道の法器を養成するのである。

▲豐山大學

場 所 東京市小石川區大塚坂下町。
學 長 權田雷斧。

部 門 豫科、本科、別科、研究科。

修 業 年 限 豫科一ヶ年、本科三ヶ年。

入 學 毎年四月中で、大學豫科へ入學し得る者は中學校卒業の者及び中學校林卒業者又は同等以上の學力を有する者、大學本科一年へ入學し得る者は豫科卒業の者又は之と同等の學力を有して試験を経た者。

學 費 本派僧侶以外の者にして入學する者は入學料金貳圓、教授料毎學年參拾圓。

備 考 本校は佛教々義の蘊奥及び高等専門の學科を教授する所である。

▲青山學院高等科

場 所 東京府下澁谷町。

學 長 高木任太郎。

部 門 倫理學、教育學、國語、漢文、英語及び英文、獨逸語、歴史、論理、體操。

部 門 豫科一年、本科三年。

入 學 豫科へ入學し得る者は年齢滿十七歳以上にして中學校卒業生又は専門學校入學者檢定試験規定により入學の資格ある者、高等本科一年へ入學し得る者は豫科を卒へた者、又は之と同等の學力を有し更に入學試験に合格した者、入學期は毎年四月中で、缺員ある時に限り各學期の始めに募集する事がある。

學 費 入學檢定料金貳圓、授業料月額金三圓五十錢、體育部費月額金貳拾五錢。

備 考 本校は英語科の中等教員たらんと欲する者又は實業に就かんとする者に必要な教育を施す所、高等科卒業生は無試験檢定を以て英語科の中等教員受檢資格を有する。

▲青山女學院

場 所 同前。

院 長

同 前。

學 科

本 科、豫 科 に 分 ち、倫 理、國 語、歴 史、心 理 學、教 育 學、體 操、英 語 及 び 英 文 等 で あ る。

修 業 年 限

豫 科 一 年、本 科 三 年。

入 學

豫 科 に 入 學 し 得 る 者 は 修 業 年 限 四 年 以 上 の 官 公 私 立 高 等 女 學 校 の 卒 業 生、女 子 師 範 師 範 學 校 女 子 部 卒 業 者、專 門 學 校 試 驗 檢 定 規 定 に よ る 合 格 者 で、本 科 に 入 學 し 得 る 者 は 豫 科 修 了 者 又 は 之 と 同 等 以 上 の 英 語 の 學 力 あ る 者 で あ る。而 して 入 學 期 は 毎 年 四 月 中 で あ る。

學 費

入 學 料 貳 圓、授 業 料 月 額 金 參 圓 五 拾 錢。

場 所

東 京 市 麴 町 區 五 番 町。

塾 長

津 田 梅 子。

學 科

豫 科、本 科、選 科、研 究 科。
豫 科 及 び 本 科 は 倫 理、國 語 漢 文、英 語、

歴 史、心 理 學、教 育 學、言 語 學、體 操。

修 業 年 限 豫 科 一 年、本 科、選 科 各 三 年、研 究 科 一 年 以 上。

入 學 豫 科 に 入 學 す べ き 者 は 左 の 資 格 の 一 を 具 備 す る を 要 し、英 語 の 入 學 試 驗 に 合 格 し た 者。

1. 修 業 年 限 四 年 以 上 の 高 等 女 學 校 卒 業 の 者。
2. 專 門 學 校 入 學 者 檢 定 試 驗 規 定 に 合 格 せ る 者。
3. 文 部 大 臣 指 定 の 高 等 女 學 校 卒 業 の 者。

而 して 豫 科 修 了 者 及 び 修 業 年 限 五 年 以 上 の 高 等 女 學 校 卒 業 者 に して 國 語 及 び 中 學 程 度 に よ る 英 語 の 入 學 試 驗 に 合 格 し た 者 は 本 科 一 年 に 入 る 事 で 出 來 る。入 學 期 は 毎 年 四 月 中 で あ る。

學 費 入 學 金 貳 圓、校 費 毎 年 金 參 圓、授 業 料 每 年 參 拾 參 圓、豫 科 金 參 拾 圓。

備 考 寄 宿 舎 に 入 る 者 は 一 月 月 舍 費 壹 圓 五 拾 錢 (各 期 は 金 貳 圓) 及 び 賄 費 は 時 價 に 從 っ て 之 を 要 す る 事 に な っ て 居 る。尙 別 に 實 習 科 の 設 け が

場 所

京 都 市 上 京 區 相 國 寺 門 前 町。

學 長

原 田 助。

學 科

經 濟 科 及 び 英 文 科。

經 濟 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英 語、經 濟 學、經 濟 原 論、民 法、商 業 地 理、(二 學 年) は 修 身、英 語、商 業 學、經 濟 史、商 法、工 業 及 び 農 業 政 策、簿 記、統 計、經 濟 學 演 習、(三 學 年) 修 身、英 語、商 業 算 術、財 政 學、貨 幣 銀 行 論、社 會 學、商 業 演 習、商 業 政 策、簿 記、商 用 作 文、經 濟 學 演 習、英 文 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英

場 所

京 都 市 上 京 區 相 國 寺 門 前 町。

學 長

原 田 助。

學 科

經 濟 科 及 び 英 文 科。

經 濟 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英 語、經 濟 學、經 濟 原 論、民 法、商 業 地 理、(二 學 年) は 修 身、英 語、商 業 學、經 濟 史、商 法、工 業 及 び 農 業 政 策、簿 記、統 計、經 濟 學 演 習、(三 學 年) 修 身、英 語、商 業 算 術、財 政 學、貨 幣 銀 行 論、社 會 學、商 業 演 習、商 業 政 策、簿 記、商 用 作 文、經 濟 學 演 習、英 文 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英

場 所

京 都 市 上 京 區 相 國 寺 門 前 町。

學 長

原 田 助。

學 科

經 濟 科 及 び 英 文 科。

經 濟 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英 語、經 濟 學、經 濟 原 論、民 法、商 業 地 理、(二 學 年) は 修 身、英 語、商 業 學、經 濟 史、商 法、工 業 及 び 農 業 政 策、簿 記、統 計、經 濟 學 演 習、(三 學 年) 修 身、英 語、商 業 算 術、財 政 學、貨 幣 銀 行 論、社 會 學、商 業 演 習、商 業 政 策、簿 記、商 用 作 文、經 濟 學 演 習、英 文 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英

場 所

京 都 市 上 京 區 相 國 寺 門 前 町。

學 長

原 田 助。

學 科

經 濟 科 及 び 英 文 科。

經 濟 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英 語、經 濟 學、經 濟 原 論、民 法、商 業 地 理、(二 學 年) は 修 身、英 語、商 業 學、經 濟 史、商 法、工 業 及 び 農 業 政 策、簿 記、統 計、經 濟 學 演 習、(三 學 年) 修 身、英 語、商 業 算 術、財 政 學、貨 幣 銀 行 論、社 會 學、商 業 演 習、商 業 政 策、簿 記、商 用 作 文、經 濟 學 演 習、英 文 科 の 學 科 は (一 學 年) 修 身、英

場 所

大阪市西區、古莊一雄。

部 門

大學部、專門部、研究部。

修 業 年 限

大學部は大學豫科一年半、大學科三年、專門部は各科共三ケ年。

入 學

大學豫科正科生は中學卒業者、專門學校規定による試験合格者、文部大臣に於て中學校卒業と同等以上の學力を有する者と指定した學校の卒業者、高等學校入學の豫備試験に合格した者、專門部の入學資格も亦右と同様である。

學 費

大學部は入學試験料金五拾錢、編入試験及び補缺試験料金貳圓、入學料金壹圓五拾錢、授業料豫科は一學期毎に金貳圓五拾錢、大學科は一學期三學期は金拾圓、二學期は金七圓五拾錢、專門部は入學金壹圓五拾錢、授業料は第一、第二學期は各金八圓、第三學期は金六圓。

研 究 科

は大學部及び專門部又は他の同等學校

の同種科を卒業した者を入學研究せしめ、修業年限を三年とする。

選 科 生

は教授學科目を隨意講習する者で、授業料金壹圓五拾錢である。

三、專 門 學 校

前に述べた私立大學も亦一種の專門學校であるが實際の上に於て幾分其越きを異にして居ると編輯の便宜上特に之を區別したに過ぎない。茲に述べんとする專門學校は官立、公立、私立共で、之が區別は其都度之を明かにする事とする。

▲ 高 等 商 業 學 校

- 文部省直轄の高等商業學校は左の諸校である。
- ▲ 東京高等商業學校 東京神田區一ツ橋通町
- ▲ 神戸高等商業學校 神戸市市野崎通一丁目
- ▲ 長崎高等商業學校 長崎縣上長崎村
- ▲ 山口高等商業學校 山口縣吉敷郡山口町
- ▲ 小樽高等商業學校 北海道小樽區綠町

右の諸校は其規定殆んど大同小異で、一々之を區別説明するは煩はしいから、今東京高等商業に就いて左に述べて見よう。

部 門

豫科、本科に分れて居る。

學 科

【豫科】は修身、書法、作文、商業算術、簿記、近世史、應用化學、商業通論、法學通論、經濟大意、英語、機械及び電気工學、論理及び心理で【本科】は修身、銀行及び取引所、交通、保險、銀行簿記、英文簿記、計理學、商業算術、作文、商品及び商業地理、東洋經濟事情、經濟大意、經濟原論、貨幣論、商業政策、民法、商法、手形法、商業史、財政學、統計學、國際法、英語、佛、西、獨、伊、清、露語の内一語、商業實踐、體操。

修 業 年 限

本科三ケ年、豫科一ケ年、專攻科二ケ年。

入 學

豫科に入學するを得る者は年齢満十七歳

以上で、身體壯健、品行方正で左の各號の一に該當し、入學試験に合格した者である。

1. 中 學 校 を 卒 業 し た 者

2. 專 門 學 校 入 學 者 規 定 に よ り 檢 定 に 合 格 し た 者

3. 甲 種 商 業 學 校 を 卒 業 し た 者

而して入學試験の學科目は國語漢文、書法、作文、數學、地理、歴史、圖畫、物理、化學、博物、英語で中學卒業の程度である。此學科目は時により文部大臣の許可を得て其一科目又は數科目の試験を省略する事がある。又高等學校大學豫科を卒業した者及び中學校卒業生若しくは專門學校入學者無試験檢定を受くる事を得る者で學習院高等學科を卒業した者は試験を須るすに本科一年級へ入學を許される事がある。入學期は四月及び九月である。

學 費

授業料は豫科本科共一學年金參拾五圓で

受験料は五圓、入學金參圓である。又本科生徒中身體健全で品行方正、學力中等以上で、卒業後實業學校の教職に従事せんとする志望ある者に對しては其數を限つて授業料を免除する事がある。又學力優等、品行方正で學費支辨の途がない者は本人の願意と校長の認定によつて一ケ年金百圓以内の學費を貸給する事がある。

専攻部

は東京高商本科、神戸高商本科卒業生に就き其成績を考査して入學を許可する者で之を卒業した者は商學士を稱する事が出来る。而して専攻部には左の諸科を置く。

- 貿易科、銀行科、交通科、保険科、商工經營科、計理科、領事科、殖民科、經濟科。

専攻部の授業料は一ケ年五十圓である。

附屬商業教員養成所

之は商業學校及び商業補習學校の教員たるべき者を養成するもので、修業年限は二ケ年で、入學は九月である。之に

山口高等商業	三六四	一三一
小樽高等商業	三四六	一二四

▲高等工業學校

歐洲戰亂以來我國の工業界は異常の發達を遂げ、一時は殆んど工業萬能ともいふべき時代に遭遇したので、此方面の學校に入學を志願する者も從つて増加した。文部省直轄の高等工業學校は目下東京、大阪、京都、名古屋、熊本、米澤等にあるが、尙近く横濱其他數ヶ所に増設せん計畫である。今東京高等工業に就いて左に述べる事とする。

場所 東京市淺草區藏前片町。

校長 坂田貞一。

部門

- 本科 染色科、機械科、紡績科、電氣科、窯業科、電氣化學科、應用化學科、建築科、各科共三年修業

入學

入學者は品行善良、志望堅固なる男子で、

入學すべき資格者は師範學校、中學校、甲種商業學校の卒業生にして地方長官が身體壯健、品行方正、且つ教員たるの志望確固なりと認めて推薦した者に對し、校長が試験若しくは適宜の方法で選拔し入學を許可するのである。同所は授業料を徴收しないのみならず、在學中學費の補給がある。而し卒業後は學費の補給を受けた年限に一ケ年を加へた期間を文部大臣の指定によつて實業學校の教職に従事する義務がある。

入學者と志願者 高等商業學校の入學志願者は毎年頗る多く、入學者に對し少くも二倍多きは六七倍の志願者がある。今最近に於ける其入學者と入學志願者とを比較すれば左の如くである。

校 別	入學志願者數	入學者
東京高等商業	一、六五〇	三二八
神戸高等商業	一、〇七一	一五七
長崎高等商業	五六五	一四六

左の各號の一に該當し、且つ入學試験及び身體検査に合格した者でなければならぬ。

1. 中學校を卒業した者。
2. 専門學校入學者檢定規定による試験檢定に合格した者。
3. 専門學校入學者檢定規定第八條第一號の指定を受けた者。
4. 工業學校を卒業した者。

而して入學試験は左の學科目に就き中學校卒業程度によつて施行する。

國語、英語、數學、物理、化學、圖畫。

尙工業學校卒業生には右の學科目の外別に國語を試験する。

學費 授業料は一學年金參拾圓で、學業優等、品行善良、身體強健で學費支給の途のない學生に對しては願出によつて學費貸付の規定がある。

附設工業教員養成所

之は工業學校の教職に

従事する者の爲に設けられてあるものである。

部門

本科 機械科、色染科、紡績科、窯業科、應用化學科、電氣化學科、電氣科、建築科、金工科、木工科、色染科、機械科、速成科 陶器科

修業年限 本科三年、速成科二年。

入學 入學を許可すべき者は左の各號の一に該當する男子で、地方長官に於て品行善良にして且つ工業教員たるの志望堅固と認めて推薦した者にして更に入學試験及び身體検査に合格せし者。

本科

1. 師範學校を卒業した者。
2. 中學校を卒業した者。
3. 専門學校入學者檢定規定による試験檢定に合格した者。
4. 工業學校を卒業した者。

速成科

1. 年齢満二十歳以上三十歳以下で、高等小學二年の課程を終り、若くは之と同等以上の學力を有し、志望學科の工業に三ヶ年以上従事し、徴兵現役又は勤務演習の爲召集せられる事なき者。

2. 年齢満二十歳以上三十歳以下の徒弟學校卒業生にして徴兵現役又は勤務演習の爲召集せられぬ者。

而して入學試験は左の學科目に就き、本科は中學卒業程度により、速成科は高等小學二年修了の程度によつて行ふ。

本科 英語、數學、物理及化學、國語、自在畫用器畫。

速成科 國語、算術、圖畫。志願學科の實際的技術。

學費補助

入學を許可された者は一人に付一ヶ

月拾圓以内の學費を補助せられる事になつて居る。

入學者と志願者

最近に於ける高等工業學校の入學志願者と入學者とは左の如くである。

校 別	入學志願者	入學者
東京高等工業	一、七一五	二九〇
大阪高等工業	一、〇二九	一八三
京都高等工業	二四二	九六
名古屋高等工業	五三四	一一五
熊本高等工業	六一七	一〇四
米澤高等工業	二一三	九二

▲東京外國語學校

東京市神田區錦町三丁目。

校長 茨木清次郎。

學科 英語、佛語、獨逸語、露語、伊語、西語、清語、蒙古語、暹羅語、馬來語、葡語。

修業年限 三ヶ年、研究生は卒業後二ヶ年。

學年 四月十一日に始り、翌年三月三十一日に

終る。

入學 入學期は毎學年の始めで、左の資格の一

を有する者にして品行方正、身體健全な者は試験の上一年級に入學を許可する。

1. 中學校卒業生。
2. 甲種商業學校卒業生。
3. 専門學校入學者檢定規程に依り檢定に合格した者。

而して入學試験は左の三科に就き中學校卒業の程度によつて行ふ。

國語漢文、地理歴史、外國語(英、佛、獨の内一科語)

學費

入學檢定料金參圓、入學料金貳圓、授業料一學年金參拾圓、次に二學年以上の本科にして特別の保護を要する學科を修め、若しくは學力優等、品行方正な者にして學費支辨の途なき者は詮議の上年額百圓以内を貸付される事がある。

る。

專修科

は速成を旨とし、各語學を教授するもので、職業を有する者又は特別の事情ある者に限り、校長の意見によつて入學を許可される。而して修業年限は二ケ年で、授業は午後四時半以後で、一週十時間とし、入學試験を要しない。入學は學年の始めに許可する。入學料金壹圓、授業料一ケ年二十五圓、入學檢定料金壹圓五拾錢を要する。

速成科

は實用を主として西語、清語、朝鮮語を教授するもので、修業年限は一ケ年、授業は午後四時以後とし、一週十五時間で、入學の可否は學校長の意見を以て決する。入學料は壹圓、入學檢定料は一圓五十錢、授業料は一學年二十五圓である。

備考

此校は文部省直轄である。

▲東京美術學校

東京市上野公園内。

場所

校長

科別

修業年限

臨時寫眞科

臨時寫眞科

年

入學

正木直彦
日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖案科、金工科、鑄造科、漆工科、製版科、圖書師範科、臨時寫眞科で此外に豫備科、研究科がある。
前各科の内、製版科、圖書師範科、臨時寫眞科を除く外各科は豫備科を通じて五年、圖書師範科は三ケ年、研究科は二ケ年以内。
は九月十一日に始まり七月十日に終る。
豫備科に入る事を得る者は年齢満十七歳以上廿六歳以下の男子で、品行善良、身體強健で左の資格の一を具ふるものである。
1. 官公立中學校及び徵兵令第十三條に依り認定を受けた私立中學校の卒業生。
2. 專門學校入學者檢定規定による試験檢定に合格した者。

格した者。

3. 專門學校入學者檢定規定第八條により無試験檢定を受くる事を得る者。

4. 徵兵令第十三條により認定を受けた工業學校卒業生。

5. 地方長官の許可を受けた師範卒業生。

若し募集人員に超過する時は選抜試験を行ふ事になつて居る。次に圖書師範科に入學する事を得る者は年齢満二十四年以下で、品行方正、身體健全で左の資格の一を具ふる者から當該學校長が之を薦擧し、其中より試験の上選抜する。

1. 道廳府縣師範學校卒業生。

2. 官私立中學校卒業生。

3. 專門學校入學者檢定規定により檢定試験を受けた合格した者。

學費

入學料金三圓、授業料各一ケ年間金二十五圓、但し外國人の授業料は一ケ年間金四十五圓

とす。

本校は文部省直轄學校である。

▲商船學校

東京市深川區越中島、石橋市

場所

校長

科別

修業年限

入學

航海科、機關科。
航海科は五ケ年、機關科は三ケ年とす。
入學期は毎年五月及び十一月の二回で、入學を許可される者は左の二項に適合し身體檢査及び學術試験に合格した者である。
1. 年齢満十六年以上二十一年以下で家事に係累なく無妻者。
2. 品行端正な者。

而して學術試験科目は左の如くである。
數學、英語、國語、漢文、物理學、化學、地

理、歴史、圖書。
中學卒業者には物理、化學、地理、歴史、圖書の科目を課さない。

學費 授業料を要せず、學資を貸付する。
備考 本校は高等の船舶職員たるべき者を養成する所で、入學の日から海軍兵籍に編入せられ、卒業後は海軍豫備員條例によつて服役するものである。本校は逕信省の直轄學校である。

▲東京音楽學校

場所 東京市上野公園内。

校長 村上直次郎。

科別 本科及び師範科(甲種乙種)の外豫科、研究科、選科及び聴講科がある。

修業年限 本科は三ヶ年以上五ヶ年以内、甲種師範科三ヶ年、乙種師範科一ヶ年、豫科一ヶ年以上二ヶ年以内、研究科の作曲部は三ヶ年、其

他の部は二ヶ年以内、選科五ヶ年以内。
學年 四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

入學 入學の期は毎年一回で學年の始である。豫科に入學を許可すべき者は左の學科に合格し品行善良な者。

1. 國語(中學校高等女學校二年修了の程度)
2. 日本歴史(同前)
3. 日本地理(同前)
4. 算術(同前)
5. 英語(同前)
6. 普通樂譜(大要)

7. 唱歌(文部省發行小學唱歌集の程度)
右の内中學校二年修了者は一乃至五、高等女學校二年修了者は一乃至四の試験を要しない。

次に甲種師範科に入學を許可すべき者は品行善良、年齢満十六歳以上の者で、師範學校、中學

備考 本校は音楽の教授及び研究を爲す所で、併せて音楽教員を養成する所である。(文部省直轄)

▲水産講習所

場所 東京市深川區越中島町。

所長 伊谷以知二郎。

科別 本科(漁撈、製造及び養殖に關する學理及び技術) 遠洋漁業科(遠洋漁業に關する技術) 研究科(既習の學科の蘊奥を攻究する) 別科(漁撈製造及び養殖に關し、種目を限り其實技を習得せしめる)

修業年限 本科、遠洋漁業科は各三ヶ年、研究科は三ヶ年以内、別科は一ヶ年以内。

入學 入學期は學年の始め即ち四月で、入學者の資格は中學卒業者又は之と同等以上の學力を有し、年齢十七年以上にして入學試験に合格し

校、高等女學校(修業年限四ヶ年以上のもの)を卒業し、當該校長の薦舉を受けた者に就き左の科目を試験して入學を許可する。
1. 唱歌 2. 普通音譜 3. 國語 4. 數學 5. 理科 6. 地理 7. 歴史
次に乙種師範科に入るを得べき者は品行善良にして高等小學校を卒業し、左の科目の一に合格した者一乃至五に就き試験の上之と同等以上の學力を有する者である。

1. 唱歌
2. 國語
3. 日本歴史
4. 地理
5. 算術

學費 授業料は本科年額二十五圓、豫科二十圓

選科十五圓で、師範科、研究科は不要である。又本科及び研究科生徒中特に品行善良にして學藝優秀で、學費の支辨に困難な者には學費を補助され、甲種師範科官費生には毎月五圓乃至八圓を支給する。

た者、而して入學試験は中學卒業の程度により左の學科を試験し又體格検査を行ふのである。

讀書(國漢文)作文(漢字交り文、日用文)動物學、植物學、化學、地理(内外)、數學(算術、代數、幾何、三角術)、外國語(英語、英文和譯、和文英譯、文法)、地文。

次に研究科生は本科卒業生の志願者から選抜し、別科入學者は二ヶ年以上水産の實業に従事した者又は其子弟にして年齢二十年以上三十年以下の者。

學費 受験料金三圓、授業料は要しない。又學習の爲め地方に出張を命ずる時は其往復旅費の實費を支給し、且つ實驗を要する材料、器具、機械等は一切之を貸付若しくは使用せしめる事になつて居る。

備考 本講習所は農商務省の直轄で、水産に關する學理及び技術を授くる所である。

場 所

東京府下瀧野川町西ヶ原。

校 長

本多岩次郎。

入 學

本科(養蠶科、製糸科)、研究科、選科。は毎年四月で、養蠶科は滿十七年以上の者、中學卒業生又は之と同等以上の學力を有する者にして入學試験に合格した者、製糸科は滿十七年以上にして中學卒業生又は之と同等以上の學力を有し入學試験に合格した者である。而して養蠶科及び製糸科の入學試験科目は左の如くである。

數學、國語、漢文、英語、物理學、化學、動物學、植物學。

學 費

入學檢定料金三圓、授業料は本科及び研究科生は年額二十五圓、選科生は十五圓である。

備 考

本校は文部省の直轄で、蠶業に従事す

る者に必要な高等教育を施す所である。而して尙本校には製糸教師養成科を設けてあつて修業年限は二ヶ年、入學檢定料は金一圓、授業料は年額金十五圓である。

▲盛岡高等農林學校

盛岡市。

佐藤義長。

農學科、林學科、獸醫學科。

入 學

資格者は滿十七歳以上で左の一に該當し

1. 中學校を卒業した者。
 2. 甲種農學校を卒業した者。
 3. 専門學校入學者檢定規定による試験合格者。
 4. 同規定第八條第一號の指定を受けた者。
- 入學試験は中學校にて履修した程度に於て國語及漢文、英語、數學、物理化學、動物植物の諸

場 所

鹿兒島市上荒田町。

▲鹿兒島高等農林學校

學 年

四月一日に始まり翌年三月三十一日に終

選 科 生

は一科目若しくは數科目を選択専修せんとする者の爲に授業上差支なき限り、試験の上入學を許可する。

研 究 生

は本校得業生中優良な者が更に其學科を研究せんとする者に入學せしめる者で、在學期は二ヶ年である。

修 業 年 限

各學年共三ヶ年。

學 費

一ヶ年間本科生金二十五圓、選科生金十五圓。

校長 玉利喜造
部門 農學科、林學科の二科。

修業年限 三ヶ年。

入學 資格は盛岡高等農林學校と同様である。
は七月十一日に始まり翌年七月十日に終

學費 授業料年額本科生は金二十圓、選科生は金十圓である。

備考 前記兩校共文部省直轄學校で、何れも寄宿舎の設けがあり、又圖書館等がある。

▲上田蠶絲專門學校

場所 長野縣上田町。
校長 針塚長太郎。

部門 養蠶科、製糸科。

修業年限 三ヶ年。

入學 資格は盛岡高等農林學校と同様であるが

學年 は毎年四月一日より始まり翌年三月三十一日に終る。

選科生 は各學科の中に就き特修せんと願出た者を詮議の上入學を許可する。之に入學を許す者は品行方正、身體健全で滿十六年以上の者及び五ヶ年以上引續き志望學科に關する工業に従事した者又は工業學校の卒業生で、在學期間

は三ヶ年である。
研究生 本校卒業生にして更に既修科目に就き研究せんとする者は出願により許可せられる。在學期は二ヶ年以内である。

▲各醫學專門學校

文部省直轄の醫學專門學校は現在左の五校である。

- ▲千葉醫學專門學校 千葉縣千葉町
- ▲岡山醫學專門學校 岡山市内山下
- ▲金澤醫學專門學校 金澤市下鶴門町
- ▲長崎醫學專門學校 長崎縣浦上山里村
- ▲新潟醫學專門學校 新潟市旭町通一丁目

只甲種農學校を甲種程度の實業學校とし、志望學科と同種類若しくは類似の學科を修めた者に限つて居る。

學費 本科及び研究科生徒は授業料年額金二十五圓、選科生は金十五圓である。

學年 は毎年四月一日より始まる。

研究科 は盛岡高農に同じ。

選科生 は本校所定の各學科の内一學科目若しくは數科目を専修せんとする者は詮議の上入學を許可する事がある。

▲秋田鑛山專門學校

場所 秋田縣秋田市手形。
校長 横堀治三郎。

部門 探鑛學科、冶金學科。

入學資格 は高等工業學校と同じ。

修業年限 三ヶ年。

尙公私立醫學專門學校の重なるものは左の如くである。

- ▲私立東京慈惠醫學專門學校 東京市芝區愛宕町
 - ▲私立日本醫學專門學校 東京市本郷區千駄木町
 - ▲大阪府立醫學專門學校 大阪市北區常安町
 - ▲京都府立醫學專門學校 京都市上京區
 - ▲愛知縣立醫學專門學校 愛知縣名古屋市
 - ▲私立熊本醫學專門學校 熊本縣熊本市
 - ▲私立東京女子醫學專門學校 東京市牛込區市ヶ谷
 - ▲私立東京齒科醫學專門學校 東京市神田區三崎町
 - ▲私立日本齒科醫學專門學校 東京市麹町區
 - ▲富山縣立醫學專門學校 富山市總曲輪
 - ▲私立九州藥學專門學校 熊本縣熊本市
- 文部省直轄の醫學專門學校は各校共其規定内容等は大同小異であるから、是等を一々説明する煩を避け、一般の醫學に就いて述べて見よう。
- 學科** 各醫學專門學校は醫學及び藥學の專門學科を教授する所で、醫學科の課目は左の如くである。
- 修身、獨逸語、化學、解剖學、生理學、衛生學、細菌學、病理學、藥物學、內科學、外科學、皮膚病學、

徴毒學、耳鼻咽喉科學、眼科學、產科學、婦人科學、精神病學、法醫學、體操

次に藥學科の課目は左の如くである。

修身、獨逸語、礦物學、化學、藥用植物學、生藥學、分析學、衛生化學、裁判化學、藥局方、藥品鑑定、調劑學、藥化學、機械學、藥品工業學、體操

修業年限 醫學部は四ヶ年、藥學部は三ヶ年。

入學 資格者は品行方正で年齢満十七歳以上で左の一に該當する者。

1. 中學校を卒業した者。

2. 專門學校入學檢定規定に依る檢定合格者。

無試験檢定 各醫學專門學校に於て入學を許可すべき生徒に關し左記條件に依り入學選抜無試験檢定を行ふ。

1. 各醫學專門學校醫學科十五人以内、藥學科五人以内を限り、無試験檢定により入學志望者の入學を許す。
2. 無試験檢定を受くる者は左の資格を有し、其

卒業したる學校長の推薦した者に限る。

1. 品行方正にして體格強健な事。

2. 無試験檢定を受けんとする年に於て中學校を卒業し、又は專門學校入學者檢定規程第八條第一號に依り專門學校入學者の資格を得た事。

3. 第三學年以上を繼續して同一學校に在學した事。

4. 第三學年以上の學業成績左の標準に該當する事。

(イ) 第三學年及第四學年の學年試験に於ける學業成績其合格者總數の四分の一以内に相當する順位に在りたる事。

(ロ) 卒業試験に於ける學業成績卒業者總數の十分の一以内に相當する順位に在りたる事。

以上の資格ある者から請求がある時は當該學校長は醫學專門學校規定様式の推薦書を調製し、

研究せんとする時は三名以内協議の上許可される。修業年限は二ヶ年以内で、研究料は年額金拾圓である。

次に私立として重なるもの、二三を左に説明しよう。

▲東京慈惠醫院醫學專門學校

校長 高木兼寛

學科 修身、解剖學(實習共)、生理學、病理學、眼科學、内科學、外科學、産科學、婦人科學、衛生學、細菌學、法醫學、英語、體操。

修業年限 四ヶ年。

入學 入學期は毎年四月とし、入學者は左の資格の一を具へ入學試験に合格した者である。

1. 專門學校入學者檢定規定による試験及第者。
2. 同規定第八條第一號に依り指定された者。
3. 中學校卒業者。

持典 在學生は徴兵猶豫の特典を有し、卒業生は別に開業試験を須るずに醫師又は藥劑師たる事が出来る。

稱號 卒業生は學科に従ひ何醫學專門學校醫學士、同藥學士と稱する事が出来る。

學費 入學檢定料金二圓、入學金參圓、授業料醫學科年額金四拾圓、藥學科同參拾圓。

卒業試験 第四學年終了者は毎年九月から卒業試験を受け、試験は理論及び實地に就いて施行し、第一及第二試験に區別されて居る。

研究生 卒業生にして既修の一學科を選び更に

學費 入學檢定料金五圓、入學料金五圓、授業料一學年金壹百圓、卒業試験料金貳拾五圓。

▲私立東京女子醫學專門學校

校長 吉田彌生。

學科 前期學科、後期學科。

修業年限 四ヶ年(前期一ヶ年、後期三ヶ年)

入學 年齢滿十六歳以上三十五歳以下の女子にして四ヶ年程度の高等女學校を卒業した者、又は同等の學力ある者は無試験入學を許し、其他の者は試験の上入學を許す。入學期は新學年の始め即ち四月であるが、時により臨時入學を許す事がある。入學試験科目は國語、算術、理科である。

學費 入學金五圓、授業料一ヶ年金六拾圓、實習金拾貳圓、卒業試験料金拾五圓である。

備考 本校は女子に一般醫學及び醫術を教授し

醫術開業試験に應ずるの資格を養成するものである。本校には別に附屬病院及び校風會の設けがある。會費參圓。

▲私立東京齒科醫學專門學校

校長 血脇守之助。

科別 本科、豫科、研究科。

學科 【本科】は修身、化學、内科及び診斷學、齒科材料學、英語、解剖學、生理學、病理學、藥物學、細菌學、外科學、齒科治療學、齒科技工學、矯正齒科學、臨床實習、科外講義、獨逸語等で、【豫科】は英語、國語、物理、化學、獨逸語等である。

修業年限 本科三ヶ年、豫科五ヶ月で、研究科は別に期限を定めない。

入學 入學期は本科は九月、豫科は四月で、入學者は滿十七歳の男子にして中學卒業者又は專

門學校入學者檢定規定による及第者で、募集人員に超過した時は選抜試験を行ふ。
學費 入學料金五圓、授業料本科一學年金七拾圓、豫科金貳拾五圓、尙實習料として本科は一ヶ年金貳拾圓を納める。又研究科は一ヶ年の授業料金貳拾圓である。

▲各種專門學校

以上述べた專門學校の外、全國には幾多の專門學校があるが、之を一々説明する事は餘りに煩雜であるから、若し是等に就き詳細を知らんと欲せば其學校に對して規則書を請求するがよい。其便に備へんが爲め、重なる專門學校の校名及び所在地を左に列記して見よう。

- ▲私立帝國殖民學校 東京府下下戸塚村
- ▲私立聖公會神學院 東京府下巢鴨
- ▲私立東京三一神學校 東京市京橋區
- ▲私立關西學院神學部 兵庫縣西灘

- ▲私立東京神學專門學校 東京市麹町區
- ▲私立東京女子神學專門學校 東京市牛込區
- ▲私立東北學院專門部 宮城縣仙臺市
- ▲私立智山觀學院 京都市大佛
- ▲私立東京學院高等部 東京市牛込區
- ▲私立帝國女子專門學校 東京市小石川區
- ▲私立神戶女學院專門部 神戶市
- ▲私立同志社女學院專門部 京都市上京區
- ▲京都市立繪畫專門學校 京都市上京區
- ▲私立武術專門學校 東京市芝區
- ▲私立明治學院 東京市麹町區
- ▲私立上智大學 三重縣見田
- ▲私立眞宗勸學院高等部 京都市上京區
- ▲私立佛教專門學校 京都市上京區
- ▲大阪市立高等商業學校 大阪府南區
- ▲私立明治專門學校 福岡縣戸畑
- ▲千葉縣立高等商業學校 千葉縣松戸
- ▲私立高千穂高等商業學校 東京市豊多摩郡
- ▲東京府教育會貿易殖民語學校 東京市下池袋
- ▲私立成溪高等商業學校 東京府下池袋
- ▲朝鮮總督府京城專修學校 朝鮮京畿道京城
- ▲同京城醫學專門學校 朝鮮同上
- ▲同京城工業專門學校 朝鮮同上
- ▲臺灣總督府國語學校 臺灣臺北廳北南門街
- ▲同醫學部 同大加納堡三板橋庄
- ▲旅順工科學堂 旅順市札幌町

四、高等學校

高等學校は即ち帝國大學に入學する者の爲に設けられてあるもので、現在文部省直轄の高等學校は左の諸校である。

- ▲第一高等學校 東京市本郷區彌生町
- ▲第二高等學校 仙臺市片平町
- ▲第三高等學校 京都市上京區吉田町
- ▲第四高等學校 金澤市仙石町
- ▲第五高等學校 熊本縣黒髮村
- ▲第六高等學校 岡山市國富
- ▲第七高等學校造士館 鹿兒島市山下町
- ▲第八高等學校 愛知縣呼口町

是等の各高等學校は何れも其規定内容は大同小異であるから、今第一高等學校に就きて述べて見よう。

部 類

- 第一部甲 英語法律科、英政治科、經濟科、商科
- 第一部乙 英語文科
- 第一部丙 獨語法律科、政治科、獨語文科

- 第一部丁 佛語法律科、佛政治科、佛語文科
- 第二部甲 工科
- 第二部乙 理科、醫科、藥學科
- 第二部丙 農科
- 第二部丁 醫科(藥學科を含む)

學 科

第一部 倫理、國語漢文、外國語、歴史、論理及心理、法學通論、體操、文科大學志望者には右の外經濟通論を課し、文科大學哲學科志望者には論理及心理を缺き、數學、物理を課す。而して外國語は第一部は英語、獨語、佛語の内二種を選ばしむ。

第二部 倫理、國語、外國語、數學、物理、化學、地質及礦物、圖畫、體操で、右の外醫科大學の藥學科、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科、礦物學科、農科大學の志望者には動物及び植物を課し、工科大學及び理工科大學の土木

工學科、機械工學科、電氣工學科、打鐵及び冶金學科、工科大學の造船學科、建築學科、理科大學及び理工科大學の數學科、物理學科、理科大學の星學科、農科大學の農學科、農藝化學科、林學科志望者には測量を課し、外國語は英語の外獨語又は佛語を選ばしめる。但し工科大學及び理工科大學の電氣工學科、應用化學科、製造化學科、探礦及冶金學科並に農科大學志望者は必ず佛語を選ばしめて居る。

入 學

入學は品行善良の男子で左の各號の一に該當し、且つ體格検査に合格した者の内から更に撰抜試験を行つて入學せしめるのである。

1. 中學校を卒業した者。

3. 同規定第八條第一號の指定を受けた者(但し學校により之を除く事もある)。

學費 入學檢定料金五圓、入學料金參圓、授業料一學年金參拾五圓。

修業年限 三ケ年。

寄宿 在學中は寄宿寮に入るを本則とし、特殊の事情ある者に限り審査の上通學を許可する事がある。

備考 高等學校は近く改革せらるべく、従来の高等學校の外に修業年限七年制のものを設置し、之を尋常科四年、高等科三年とし、高等科一年には中學四年修了者を入學せしめ、高等科を了つた者を帝大に入學するを得る事とし、高等科を分つて文科、理科に分たんとする議がある。

五、高等師範學校

高等師範學校は師範學校、中學校、高等女學校其他の中等學校教員たるべき者を養成する所で、併せて普通教育及び初等教育の方法を研究するものである。我國に於て現在文部省直轄の高等師範學校は左の四校である。

- ▲東京高等師範學校 東京市小石川區大塚窪町
- ▲廣島高等師範學校 廣島市千田町
- ▲東京女子高等師範學校 東京市本郷區湯島三丁目
- ▲奈良女子高等師範學校 奈良市北魚屋西町

而して男子の高等師範には何れも附屬中學校及び附屬小學校を有し、女子の高等師範には何れも附屬の高等女學校、小學校、幼稚園等を有して居る。今東京高等師範學校及び東京女子高等師範學校に就いて左に述べて見よう。

▲東京高等師範學校

校長 嘉納治五郎。

科別 豫科、專修科、選科、本科、研究科、專攻科に分ち、本科は更に國語漢文部、英語部、地理歴史部、數物化學部、博物學部の五部に分れて居る。

修業年限 は豫科一ケ年、本科三ケ年、研究科は一ケ年乃至二ケ年、選科は二年以上四年以下で、專修科は特別の必要がある場合に置くものである。

入學 豫科生は師範學校、官公立中學校及び文部大臣に於て中學校の學科程度以上と認められた中學校を卒業した者から當該地方長官之を薦舉し、其内に就き更に試験の上選抜する者で、試験科目は試問、國語、漢文、英語、數學、地理、歴史、理科等である。入學の時期は毎年四月である。

學費 は給費自費の二種とし、給費生徒には甲種月額七圓乃至拾圓、乙種月額四圓乃至六圓、

目を研究せんとする者の爲に設けるものである。

▲東京女子高等師範學校

校長 湯原元一。
科別 文科、理科、家事科。

修業年限 四ケ年。

入學 本科生は年齢滿十七年以上二十二年未滿で夫を有せざる者で、左の資格を有する者に就き當該校長之を薦舉し、學校長が其内から試験の上選抜するのである。

1. 身體健全、品行方正にして教員として適當と認めたる者。

2. 女子師範、師範學校女子部、官公私立高等女學校(修業年限四ケ年以上)卒業生。

3. 專門學校入學者檢定試験規定による合格者。

研究科 は一科目又は數科目を專攻せんとする

模範生には十五圓迄支給する。

專修科 は師範、中學、高等女學校教員の缺乏を充す爲に置くべきもので、專修の學科目、修業年限、募集人員等は其都度之を定める事になつて居る。而して專修科生徒には學費を支給する場合と然らざる場合とある。

專攻科 は本科及び專修科の卒業生として一層精深なる學業を修めしむる爲に設置せる者で、其修業年限は二ケ年である。

選科 は本科各部中の一科目又は數科目を選んで學修せんとする者の爲に設くる者で、場合により或る科目に就き之を入學せしむる事もある。選科生の入學試験科目は試問及び所選科目の外、豫科修了の程度による國語、漢文及び英語で、入學期は四月で、入學受驗料は金貳圓を要し、授業料は一ケ月金貳圓五拾錢とする。

研究科 は本科の卒業生が更に一科目又は數科目

者の爲に設けるもので修業年限は一ケ年乃至二ケ年である。入學者は本校の卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者を入學せしめるものである。

選科 は或る一科目又は數科目を選んで學修する者で其在學期間は四ケ年である。

學費 生徒には所定の學費を支給し、卒業後は義務年限を有する。但し研究科、專修科、選科生は時宜により自費生を許可する事がある。

六、學習院

學習院は宮内省の直轄で、主として華族の子女に教育を施し、華族たるの徳性を涵養するを目的とするものであるが、華族の子女でない者でも特に入學を許す事がある。今其の概要を左に述べて見よう。

場所 東京府下高田村。
院長 北條時敏。

科別 初等科、中等科、高等科。
入學 各科の入學期は總て四月で、時により中途入學を許可する事がある。入學を許可する者は品行不良又は成業の見込なき者を除き、身體検査及び學術試験に合格した者に限るが、初等科は試験を要しない。

學費 華族でない者は左の學費を要する。
受驗料は入學に學術試験を要する者は中等學科金壹圓五拾錢。尙授業料は初等科一學年金拾五圓、中等科一學年金拾八圓、高等科一學年金貳拾壹圓。

修業年限 初等科、中等科各六ケ年、高等科二ケ年。

女子學習院

院長 大島義倫。
科別 小學科、中等科、專修科。

學費 華族でない者は左の學費を要する。

受驗料 (入學試験を要する場合) 中等科金壹圓五拾錢、專修科金參圓。

授業料 小學科一學年金拾五圓、中學科一學年金拾八圓、專修科一學年金貳拾壹圓。

修業年限 小學科六ケ年、中學科五ケ年、專修科三ケ年。

備考 女子學習院には別に幼稚園がある。華族でない者は保育料一ケ年金拾貳圓を要する。

七、師範學校

師範學校は小學校の教職に従事する者を養成する所で、大抵各府縣に一枚乃至數枚を設置してある。今全國に於ける師範學校を列記せば左の如くである。

- ▲札幌師範學校 北海道札幌區南一條
- ▲函館師範學校 同函館區龜田村
- ▲青山師範學校 東京市赤坂區青山北町

- ▲豊島師範學校 東京府下巢鴨村池袋
- ▲東京女子師範學校 東京市小石川區竹早町
- ▲京都府師範學校 京都府下上賀茂村
- ▲同女子師範學校 同大宮村
- ▲天王寺師範學校 大阪府南區天王寺
- ▲池田師範學校 大阪府豐能郡池田町
- ▲大阪府女子師範學校 大阪府南區天王寺
- ▲神奈川縣師範學校 神奈川縣鎌倉町
- ▲同女子師範學校 同横濱市岡野町
- ▲御影師範學校 兵庫縣御影町
- ▲姫路師範學校 兵庫縣城北村
- ▲明石女子師範學校 同縣明石町
- ▲長崎縣師範學校 長崎市櫻馬場町
- ▲同女子師範學校 同市立山町
- ▲新潟師範學校 新潟市旭町
- ▲高田師範學校 高田市中々殿町
- ▲長岡女子師範學校 長岡市東神田町
- ▲埼玉縣師範學校 埼玉縣浦和町
- ▲同女子師範學校 同縣同町
- ▲群馬縣師範學校 群馬縣前橋市清王寺町
- ▲同女子師範學校 同縣同町
- ▲千葉縣師範學校 千葉縣千葉町
- ▲同女子師範學校 同縣同町
- ▲茨城縣師範學校 水戸市舊城内
- ▲同女子師範學校 水戸市上市寺町
- ▲栃木縣師範學校 宇都宮市戸祭町

- ▲同女子師範學校 宇都宮市埴田町
- ▲奈良縣師範學校 奈良市登大路町
- ▲同女子師範學校 奈良市北魚屋町
- ▲三重縣師範學校 津市丸之内
- ▲同女子師範學校 三重縣龜山町
- ▲愛知縣第一師範學校 名古屋市東區
- ▲同第二師範學校 岡崎市
- ▲同女子師範學校 愛知縣金城村
- ▲靜岡師範學校 靜岡市追手町
- ▲濱松師範學校 濱松市名殘
- ▲靜岡縣女子師範學校 靜岡市西草深町
- ▲山梨縣師範學校 山梨縣西山梨郡相川村
- ▲滋賀縣師範學校 滋賀縣膳所町
- ▲同女子師範學校 大津市東浦
- ▲岐阜縣師範學校 岐阜縣加納町
- ▲同女子師範學校 同縣同町
- ▲長野縣師範學校 長野縣長野市
- ▲松本女子師範學校 長野縣松本市
- ▲宮城縣師範學校 仙臺市北一番町
- ▲同女子師範學校 同市中島町
- ▲福島縣師範學校 福島市舟場町
- ▲岩手縣師範學校 盛岡市内丸
- ▲青森縣師範學校 青森市造道
- ▲同女子師範學校 青森市浦町
- ▲山形縣師範學校 山形市旅籠町
- ▲同女子師範學校 山形市香澄町

- ▲秋田縣師範學校 秋田市手形
- ▲同女子師範學校 同市東根小屋町
- ▲福井縣師範學校 福井市豐島中町
- ▲石川縣師範學校 石川縣石川郡野村
- ▲同女子師範學校 金澤市廣坂通
- ▲富山縣師範學校 富山市西田地方町
- ▲同女子師範學校 富山縣上新川郡堀川村
- ▲鳥取縣師範學校 鳥取市東町
- ▲島根縣師範學校 松江市外中原
- ▲岡山縣師範學校 岡山縣新川郡今市町
- ▲同女子師範學校 同市西山下
- ▲廣島縣師範學校 廣島市皆實町
- ▲三原女子師範學校 廣島縣三原町
- ▲山口師範學校 山口縣山口町
- ▲室積師範學校 同縣室積町
- ▲和歌山縣師範學校 和歌山市真砂町
- ▲和歌山女子師範學校 同市豐原町
- ▲德島縣師範學校 德島市常三島町
- ▲同女子師範學校 同市德島町
- ▲香川縣師範學校 高松市天神前
- ▲同女子師範學校 香川縣綾歌郡坂出町
- ▲愛媛縣師範學校 松山市木屋町一丁目
- ▲同女子師範學校 愛媛縣三津濱町
- ▲高知縣師範學校 高知縣土佐郡小高坂村
- ▲福岡師範學校 福岡市荒戸町

- ▲小倉師範學校 福岡縣企救郡足立村
- ▲福岡縣女子師範學校 同縣早良郡烏飼村
- ▲大分縣師範學校 大分市秋原
- ▲同女子師範學校 同市鹽九升町
- ▲佐賀縣師範學校 佐賀市赤松町
- ▲熊本縣第一師範學校 熊本市京町本丁
- ▲同第二師範學校 熊本縣飽託郡健軍村
- ▲同縣女子師範學校 熊本市内坪井町
- ▲宮崎縣師範學校 宮崎縣宮崎郡大宮村
- ▲鹿兒島縣師範學校 鹿兒島市市武町
- ▲同女子師範學校 同市山下町
- ▲沖繩縣師範學校 首里區當藏町
- ▲同女子師範學校 沖繩縣島尻郡眞和志村

右の如く多數の師範學校があるが、之を一々説明するは頗る煩雜で、且つ大同小異であるから、左に東京師範の一例を示して参考に資する事とする。

▲東京府師範學校

科別 本科(第一部、第二部)講習科、豫備科。
 修業年限 本科第一部四ヶ年、同第二部一ヶ年、女子は二ヶ年又は一ヶ年。講習科(第一種)二ヶ年

年、(第二種一學部)一ヶ年、豫備科一ヶ年、但し府縣により豫備科を置かぬ學校が多い。
 入學 豫備科、本科に入學し得る者は身體健全、品行方正で左の資格を具へ、本籍を有するか又は寄留の者である。
 1. 豫備科に入學するを得る者は修業年限二ヶ年の高等小學を卒業した者、又は年齢十四年以上にして之と同等の學力を有する者。
 2. 本科第一部に入學する者は豫備科を修了した者又は修業年限三ヶ年の高等小學を卒業し、若しくは年齢十五年以上にして之と同等の學力を有する者。
 而して入學志願者数が募集人員に超過した場合には選抜試験を行ふ。入學期は毎年四月である。
 學費 は食費及び雜費を給與されるを本則とするが時により私費生を置く事もある。

講習科

は第一種、第二種（府縣により甲乙二種）とあつて、第一種講習科は尋常小學校本科正教員たらんとする者の爲に置き、期間は二ケ年である。之に入學する者は身體健全にして尋常准教員の免許状を有する者又は之と同等以上の學力を有し左の各項に該當する者。

講習期間は各學部共一ケ年で、毎日午後四時間の授業がある。入學資格者は本科正教員、又は高等小學校准教員の免許状を有する者で、卒業證書を得た者は其學科に就き小學校本科正教員の無試験檢定を受ける資格がある。

東京府女子師範學校

科別 本科(第一部、第二部)、講習科、豫備科。修業年限 男子師範と同じ。講習科 は第一種は同様で、第二種は左の如くなつて居る。

而して募集人員を超過する時は選抜試験を行ふのである。講習生には一ケ月金五圓の補給金を給せられ、修了者は一ケ年間の義務年限がある。次に第二種講習科は左の三學部に分つてある。

第三學部 歴史、地理、家事裁縫、習字、音樂。

第二部 は女學校卒業生を入學せしめる。其他は男子師範に準ずる。

八、高等豫備校

之は何れも私立で、高等の諸學校に入學志願者の爲に入學試験の豫備的教育をするもので、入學資格者は中學校卒業生、師範學校卒業生、又は専門學校入學檢定規定による試験合格者、高等學校の豫備誠驗に合格した者、又は文部大臣が中學校卒業生と同等以上と認められた學校を卒業した者等で、目下東京にある此種學校は左の如くである。

早稻田高等豫備校

東京牛込區馬場下町。學科 修身、國語、漢文、英語、歴史、地理、數學、物理、化學、博物、圖書、體操。修業年限 一ケ年(一學期)、入學期一月、四月。

九月

學費 入學金壹圓、授業料一ケ月貳圓。

明治高等豫備校 明治大學内。

學科 前校に同じ。

修業年限 一ケ年三ケ月、入學期四月、九月。

學費 入學金貳圓、授業料一ケ月參圓。

中央高等豫備校 中央大學内。

學科 前校に同じ。

修業年限 一ケ年、入學期四月。

學費 入學料金貳圓、授業料一ケ月金參圓。

日本高等豫備校 日本大學内。

學科 前校に同じ。

修業年限 一ケ年、入學期四月。

學費 入學金貳圓、授業料一ケ月金參圓、外に校費及び運動費として一ケ月金參拾錢。

東京高等豫備校 法政大學内。

學科 前と同じ。

- ▲群馬縣
 - 前橋中學(前橋市紅雲町)
 - 富岡中學(富岡町)
 - 藤岡中學(藤岡町)
 - 桐生中學(山田郡桐生町)
- ▲千葉縣
 - 千葉中學(千葉町)
 - 佐原中學(佐原町)
 - 木更津中學(君津郡眞舟村)
 - 安房中學(安房郡北條町)
- ▲茨城縣
 - 水戸中學(水戸舊城内)
 - 下妻中學(下妻町)
 - 龍ヶ崎中學(龍ヶ崎町)
- ▲栃木縣
 - 栃木中學(栃木町)
 - 眞岡中學(眞岡町)
 - 大田原中學(大田原町)
- ▲奈良縣
 - 郡山中學(生駒郡郡山町)
 - 五條中學(宇智郡五條町)
- ▲三重縣
 - 第一中學(安濃郡新町)
 - 第三中學(河上郡上野町)
- ▲愛知縣
 - 第一中學(名古屋東區)
- ▲群馬縣
 - 高崎中學(高崎市上和田)
 - 太田中學(太田町)
 - 沼田中學(沼田町)
- ▲千葉縣
 - 佐倉中學(佐倉町)
 - 大多喜中學(大多喜町)
 - 成東中學(山武郡成東町)
- ▲茨城縣
 - 土浦中學(新治郡眞鍋町)
 - 太田中學(太田町)
 - 水海道中學(水海道町)
 - 宇都宮中學(河内郡妻川村)
 - 佐野中學(佐野町)
- ▲栃木縣
 - 畝傍中學(高木郡八木町)
- ▲三重縣
 - 第二中學(三重郡富田町)
 - 第四中學(宇治山田市)
 - 第二中學(額田郡岡崎村)
- ▲愛知縣
 - 第三中學(海部郡津島町)
 - 第五中學(愛知郡呼続町)
- ▲群馬縣
 - 靜岡中學(安倍郡安東村)
 - 進山中學(田方郡進山村)
 - 沼津中學(駿東郡楊原村)
 - 豆陽學校(賀茂郡稻生澤村)
- ▲山梨縣
 - 甲府中學(甲府市舞鶴城内)
 - 都留中學(北都留郡廣里村)
 - 彦根中學(犬上郡彦根町)
 - 岐阜中學(岐阜市京町)
 - 斐太中學(大野郡大八賀村)
- ▲長野縣
 - 松本中學(松本市)
 - 上田中學(上田町)
 - 訪謙中學(上諏訪町)
 - 野澤中學(野澤町)
- ▲宮城縣
 - 仙臺第一中學(仙臺市茶畑町)
 - 古川中學(古川町)
 - 築館中學(築館町)
 - 白石中學(白石町)
- ▲福島縣
 - 第四中學(豐橋市新川)
 - 濱松中學(濱松市元名殘)
 - 掛川中學(小笠郡掛川町)
 - 榛原中學(榛原郡川崎町)
 - 日川中學(東山梨郡日川)
 - 膳所中學(滋賀郡膳所町)
 - 大垣中學(大垣市)
 - 東濃中學(可兒郡御嵩町)
 - 長野中學(長野市)
 - 飯田中學(飯田町)
 - 大町中學(大町)
 - 飯山中學(飯山町)
 - 仙臺第三中學(仙臺北六番町)
 - 角田中學(角田町)
 - 佐沼中學(佐沼町)
 - 濱田中學(那賀郡濱田町)
 - 津山中學(苦田郡津山町)
 - 矢掛中學(小田郡矢掛町)
 - 吳中學(吳市莊山田村)
 - 福山中學(福山市西町)
 - 萩中學(阿武郡萩町)
 - 徳山中學(都濃郡徳山町)
 - 周陽中學(佐波郡防府町)
 - 田邊中學(田邊町)
 - 新宮中學(新宮町)
 - 脇野中學(美馬郡脇野町)
 - 撫養中學(板野郡撫養町)
 - 丸龜中學(丸龜市六番町)
 - 三豐中學(三豐郡觀音寺)

- 安積中學(安積郡桑野村)
- 福島中學(福島市森合)
- 會津中學(若松市榮町)
- ▲岩手縣
 - 盛岡中學(盛岡市内丸)
 - 福岡中學(福岡町)
- ▲青森縣
 - 弘前中學(弘前市新寺町)
 - 八戸中學(八戸町)
- ▲山形縣
 - 山形中學(山形市旅籠町)
 - 庄内中學(鶴岡町)
- ▲秋田縣
 - 秋田中學(秋田市東根小屋)
 - 横手中學(平鹿郡朝倉村)
- ▲福井縣
 - 福井中學(福井市城町)
 - 武生中學(南條郡武生町)
- ▲石川縣
 - 金澤第一中學(金澤下本多町)
 - 七尾中學(鹿島郡七尾町)
- ▲富山縣
 - 富山中學(上新川郡堀川村)
 - 魚津中學(下新川郡加積村)
- ▲鳥取縣
 - 鳥取中學(鳥取市東町)
- ▲磐城縣
 - 磐城中學(石城郡平町)
 - 相馬中學(相馬郡中村町)
- ▲一關中學(一關町)
- ▲遠野中學(遠野町)
- ▲青森中學(青森市造道)
- ▲米澤中學(米澤市關東町)
- ▲新庄中學(新庄町)
- ▲大館中學(大館町)
- ▲本莊中學(由利郡本莊町)
- ▲小濱中學(遠敷郡雲濱村)
- ▲大野中學(大野郡大野町)
- ▲金澤第二中學(金澤飛梅町)
- ▲小松中學(能美郡小松町)
- ▲高岡中學(射水郡下關村)
- ▲礪波中學(西礪波郡鷹栖)
- ▲米子中學(西伯郡米子町)
- ▲倉吉中學(東伯郡倉吉町)
- ▲島根縣
 - 松江中學(松江市北堀)
 - 杵築中學(簸川郡杵築町)
- ▲岡山縣
 - 岡山中學(岡山市内山下)
 - 高梁中學(上房郡高梁町)
- ▲廣島縣
 - 廣島中學(廣島市國泰寺町)
 - 忠海中學(豊田郡忠海町)
 - 三次中學(雙三郡三次村)
- ▲山口縣
 - 山口中學(吉敷郡山口町)
 - 豐浦中學(豊浦郡長府町)
 - 岩國中學(玖珂郡岩國町)
- ▲和歌山縣
 - 和歌山中學(和歌山市豊原町)
 - 粉河中學(那賀郡粉河町)
 - 海草中學(海草郡宮村)
- ▲徳島縣
 - 徳島中學(徳島市富田浦)
 - 富岡中學(那賀郡富岡町)
- ▲香川縣
 - 高松中學(高松市五番町)
 - 大川中學(大川郡三本松)
- ▲愛媛縣
 - 丸龜中學(丸龜市六番町)
 - 三豐中學(三豐郡觀音寺)

- 松山中學(溫泉郡道後村)
- 大洲中學(喜多郡大洲町)
- 今治中學(越智郡日吉村)
- ▲高 知 縣
 - 第一中學(高知市帶屋町)
 - 第三中學(幡多郡中村町)
- ▲福 岡 縣
 - 修猷館(早良郡西新町)
 - 中學明善校(久留米市京町)
 - 東筑中學(遠賀郡折尾村)
 - 朝倉中學(朝倉郡甘木町)
 - 小倉中學(企救郡板橋村)
 - 福岡中學(早良郡西新町)
- ▲大 分 縣
 - 大分中學(大分市上野)
 - 宇佐中學(宇佐郡宇佐町)
 - 臼杵中學(北海郡臼杵町)
 - 佐伯中學(南海郡佐伯町)
- ▲佐 賀 縣
 - 佐賀中學(佐賀市赤松町)
 - 唐津中學(東松浦郡唐津町)
- ▲熊 本 縣
 - 中學濟々養(飽託郡黒髮村)
 - 八代中學(八代郡八代町)
 - 玉名中學(玉名郡彌富村)
- 宇和島中學(宇和島町)
- 西條中學(新居郡西條町)
- 第二中學(安藝郡安藝町)
- 海南學校(高知市九反田)
- 豐津中學(京都郡豐津村)
- 傳習館(山門郡城內村)
- 嘉穗中學(嘉穗郡飯塚町)
- 八女中學(八女郡羽犬塚町)
- 三池中學(大牟田市下里)
- 田川中學(田川郡香春町)
- 中津中學(下毛郡中津町)
- 杵築中學(速見郡杵築町)
- 竹田中學(直入郡竹田町)
- 鹿島中學(藤津郡鹿島町)
- 小城中學(小城郡小城町)
- 熊本中學(飽託郡大江村)
- 鹿本中學(鹿本郡來民町)
- 天草中學(天草郡本渡町)

- ▲宮 崎 縣
 - 宮崎中學(宮崎郡大宮村)
 - 延岡中學(東臼杵郡恒富村)
 - 都城中學(北諸縣郡都城)
- ▲鹿 兒 島 縣
 - 第一鹿兒島中學(鹿兒島市)
 - 川内中學(薩摩郡東水引村)
 - 川邊中學(川邊郡川邊村)
 - 大島中學(大島郡名瀬村)
 - 第二鹿兒島中學(鹿兒島市)
 - 加治木中學(加治木町)
 - 志布志中學(志布志町)
- ▲沖 繩 縣
 - 第一中學(首里區眞和志町)
 - 第二中學(中頭郡北谷村)
- ▲北 海 道 廳
 - 札幌第一中學(札幌區北十條)
 - 函館中學(函館區龜田町)
 - 旭川中學(旭川區六條通)
 - 樺太廳中學(大泊郡大泊町)
 - 札幌第二中學(札幌北四條)
 - 小樽中學(小樽區潮見臺町)
 - 釧路中學(釧路町春採)
 - 釜山中學(虻田郡釜山)
- ▲關 東 州
 - 臺北中學(臺北廳龍口庄)
 - 臺中中學(臺中廳臺中街)
 - 臺南中學(臺南廳三分仔庄)
 - 關東都督中學(旅順市大迫町)

一〇、高等女學校

高等女學校は女子に須要な高等普通教育を施す所で、其通則は左の如くである。

修業年限 四ヶ年を普通とし、土地の情況によつて一ヶ年を延長する事が出来る。又二ヶ年以内の補習科を置く事が出来る。尙女子に必要な學術及び技藝を學ばしめんとする者の爲に實科を置く事が出来る。其修業年限は二ヶ年乃至四ヶ年で、尋常小學卒業程度を一學年の入學資格とする場合には四ヶ年、高等小學一年修業者を一學年の入學程度とする時は三ヶ年である。

學科 本科は修身、國語、外國語、歴史、地理、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操等で外國語は英語又は佛語である。

入學 本科第一學年に入學し得る者は年齢十二年以上で尋常小學卒業又は之と同等の學力を有

する者で、入學志願者が募集人員を超過した時は選抜試験を行つて入學を決する。第二學年以上に入學を許す者は相當年齢に達し、相當學力を有する者で試験によつて檢定する。而して他の高等女學校に轉學を志願する生徒ある時は、學校長は正當の理由ありと認めた場合に限り、在學證明書、成績表及び學科課程表を轉校先の學校に送付し、轉校先の學校では缺員のある場合に限つて其轉學を許可する。

實科の入學資格は年齢滿十二年以上で尋常小學卒業程度以上の學力を有する者である、實科の學科は土地の情況により幾分異つて居るが、普通は修身、國語、歴史及地理、數學、理科、家事、裁縫及び手藝又は實業、圖畫、唱歌、體操で、手藝は編物及組糸、袋物、造花、刺繡の四科とし、其内を専修せしめるのである。

備考 高等女學校には本科及び實科、補習科を

置く所もあり、本科のみのものもある。又實科のみを置く所もある。之は實科高等女學校令によるものである。

▲東京女子高等師範附屬高等女學校

修業年限 本科五ヶ年、専攻科三ヶ年、實科二ヶ年。

本科 普通高等女學校と略同様。

専攻科 は第一部及び第二部に分け、第一部の學科は修身、家事、教育、國語、外國語(英語)

理科、體操で、此外裁縫手藝、習字、圖畫、音樂、割烹を隨意科として生徒の志望によつて此内三科目以内を選修せしめる。第二部の學科は修身、家事、教育、國語、英語、歴史、地理、體操、漢文、理科で、此外に裁縫手藝、習字、圖畫、音樂、割烹を隨意科として其内から三科目以内を選修せしめる。

入學 専攻科入學者は修業年限五ヶ年の高等女學校の卒業生又は之と同等以上の學力ある者。選科 専攻科の某科目を選修せんとする者があ

る時は選科生として入學を許す事がある。選科生の選修し得る學科は第一部、第二部の學科目中六科目以内である。

學費 本科入學料金壹圓、檢定料金貳圓、授業料一ヶ年金參拾八圓五拾錢、専攻科一ヶ年金三十三圓、實科一ヶ年金拾六圓五拾錢。

▲東京私立第一實科高等女學校

修業年限 四ヶ年。

科別 本科、研究科、選科。資格は高等女學校の例に依る。

入學 一ヶ月金貳圓五拾錢、選科金壹圓五拾錢。

る。尙以下各府縣のものは公立のみを掲げる。

全國高等女學校一覽

▲東京の官公立高等女學校

- 東京女高師高女(本郷湯島) 府立第一高女(淺草七軒町)
- 府立第二高女(小石川竹早町) 府立第三高女(麻布區)
- 府立第四高女(府下八王子町) 女大學附屬(小石川豐川町)
- 私立東京高女(芝三田四國町) 私立三輪田高女(麹町)
- 私立日本橋高女(日本橋柳原) 私立淑徳高女(小石川表町)
- 私立東洋高女(小石川丸山町) 私立麹町高女(麹町元園町)
- 私立山陽高女(赤坂檜町) 私立立教高女(京橋明石町)
- 私立成女高女(牛込區) 私立中村高女(深川區)
- 私立上野高女(淺草神吉町) 私立雙葉高女(麹町下六番)
- 私立神田高女(神田仲町) 私立日本女子高女(小石川大塚)
- 私立聖心高女(芝白金三光町) 私立精華高女(府下澁橋)
- 私立成溪高女(府下池袋) 私立實科(府下龜戸町)
- 私立京華高女(小石川原町) 私立佐藤高女(本郷菊坂町)
- 私立東京女學館(麹町虎の門) 私立跡見高女(小石川柳町)
- 私立香蘭高女(芝白金三光町) 私立千代田高女(麹町區)
- 私立錦秋實科(本郷眞砂町) 私立女子學院(麹町上二番)
- 私立頌榮女學(芝白金猿町) 市立第一實科(下谷池端)

▲備考 右の「高女」は高等女學校の略、「實科」は實科高等女學校の略、「附屬」は附屬高等女學校の略、「女高師」は女子高等師範學校の略であ

▲京 都 府

- 府立第一高女(上京區寺町通) 第二高女(葛野郡朱雀野)
- 市立高女(下京區堀川通) 郡立高女(南桑田郡龜岡)
- 郡立高女(船井郡團部村) 郡立高女(天田郡曾我井村)
- 郡立高女(加佐郡舞鶴町) 郡立高女(與謝郡宮津町)

▲大 阪 府

- 府立清水谷高女(大阪府東區) 府立梅田高女(大阪府北區)
- 府立夕陽丘高女(同市天王寺) 府立市岡高女(同市市岡町)
- 府立堺高女(堺市車之町) 府立泉南高女(泉南郡)
- 郡立河北高女(北河内郡内真) 郡立實科(南河内郡富田林)
- 郡立實科(三島郡茨木町)

▲神 奈 川 縣

- 縣立高女(横濱岡野町) 市立横須賀高女(同市深田)
- 町立小田原高女(同町) 郡立實科(愛甲郡厚木町)

▲兵 庫 縣

- 神戸高女(神戸中山手通) 姫路高女(姫路國府寺町)
- 組合立淡路高女(津名郡洲本) 郡立高女(城崎郡豐岡町)
- 郡立實科(多紀郡篠山町) 市立高女(神戸松本通)
- 郡立高女(加古郡鳩里村) 郡立實科(揖保郡龍野町)
- 郡立實科(水上郡柏原町) 組合立小野實科(小野町)
- 市立實科(尼崎市尼崎町) 郡立實科(宍粟郡山崎町)

▲長 崎 縣

- 縣立長崎高女(上長崎村) 縣立佐世保高女(佐世保市)
- 組合立對馬實科(嚴原町) 郡立諫早實科(北高來諫早)

- 郡立倉吉實科(倉吉町)
- ▲島根縣
 - 縣立松江高女(松江母衣)
 - 鹿足郡立高女(和野町)
- ▲岡山縣
 - 縣立岡山高女(岡山市大供)
 - 町立高女(大寺町)
 - 町立高女(井原町)
 - 町立高女(和岡町)
 - 町立勝山實科(勝山町)
- ▲廣島縣
 - 縣立廣島高女(廣島市下中町)
 - 吳市立高女(吳市)
 - 可部町立實科(安佐郡)
 - 鹽品郡立實科(國府村)
- ▲山口縣
 - 縣立山口高女(山口町)
 - 郡立岩國高女(岩國町)
 - 村立德修實科(能毛郡三丘村)
 - 佐渡郡立高女(防府町)
 - 郡立大津高女(深川村)
 - 市立下關高女(下關市)
- ▲和歌山縣
 - 縣立和歌山高女(和歌山市)
 - 縣立新宮高女(新宮町)
 - 郡立粉河高女(粉河町)
- ▲德島縣
 - 縣立津山高女(津山町)
 - 組合立特思高女(倉敷町)
 - 町立高女(玉島町)
 - 村立觀生實科(淺口郡鴨方村)
 - 町立實科(矢掛町)
- ▲尾道市立高女(尾道市)
- 廣村立實科(賀茂郡廣村)
- ▲高知縣
 - 縣立高松高女(高松市五番町)
 - 縣立坂出高女(坂出町)
 - 郡立木田實科(高岡村)
 - 市立高松實科(高松市)
- ▲愛媛縣
 - 縣立松山高女(松山市)
 - 縣立今治高女(今治町)
 - 新居郡立高女(西條町)
 - 組合立宇摩實科(三島町)
- ▲香川縣
 - 縣立丸龜高女(丸龜市)
 - 郡立大川實科(石田村)
 - 郡立三豐實科(觀音寺町)
- ▲德島縣
 - 縣立高松高女(高松市)
 - 縣立今治高女(今治町)
 - 新居郡立高女(西條町)
 - 組合立宇摩實科(三島町)
- ▲高知縣
 - 縣立高松高女(高松市)
 - 縣立坂出高女(坂出町)
 - 郡立木田實科(高岡村)
 - 市立高松實科(高松市)
- ▲愛媛縣
 - 縣立松山高女(松山市)
 - 縣立今治高女(今治町)
 - 新居郡立高女(西條町)
 - 組合立宇摩實科(三島町)
- ▲香川縣
 - 縣立丸龜高女(丸龜市)
 - 郡立大川實科(石田村)
 - 郡立三豐實科(觀音寺町)
- ▲德島縣
 - 縣立高松高女(高松市)
 - 縣立坂出高女(坂出町)
 - 郡立木田實科(高岡村)
 - 市立高松實科(高松市)
- ▲高知縣
 - 縣立高松高女(高松市)
 - 縣立今治高女(今治町)
 - 新居郡立高女(西條町)
 - 組合立宇摩實科(三島町)
- ▲福岡縣
 - 縣立福岡高女(福岡市因幡町)
 - 縣立小倉高女(足立村)
 - 縣立直方高女(直方町)
 - 縣立浮羽高女(吉井町)
 - 郡立京都高女(行橋町)
 - 市立若松高女(若松市)
 - 郡立築上高女(八屋町)
 - 市立八幡實科(八幡市)
- ▲大分縣
 - 縣立大分高女(大分市)
 - 縣立中津高女(中津町)
 - 直入郡立實科(竹田町)
 - 宇佐郡立實科(四日市町)
 - 組合立杵築實科(杵築町)
 - 町立臼杵實科(臼杵町)
- ▲佐賀縣
 - 縣立佐賀高女(佐賀赤松町)
 - 組合立武雄實科(武雄町)
 - 組合立小城實科(小城町)
- ▲熊本縣
 - 縣立高女(熊本市敷ノ内町)
 - 玉名郡立實科(彌富村)
 - 組合立菊池實科(隈府町)
 - 球磨郡立實科(入吉町)
- ▲宮崎縣
 - 縣立高女(宮崎町)
 - 町立高鍋實科(高鍋町)
- ▲鹿兒島縣
 - 縣立第一高女(鹿兒島市)
 - 薩摩郡立實科(隈之城村)
 - 加治木立實科(加治木町)
 - 村立川邊實科(川邊村)
- ▲沖繩縣
 - 縣立高女(島尻郡真和志村)
- ▲北海道
 - 縣立中津高女(中津町)
 - 直入郡立實科(竹田町)
 - 宇佐郡立實科(四日市町)
 - 組合立杵築實科(杵築町)
 - 町立臼杵實科(臼杵町)
 - 町立唐津高女(唐津町)
 - 郡立鹿島高女(鹿島町)
 - 八代郡立高女(八代町)
 - 熊本市立實科(熊本市)
 - 組合立山鹿實科(山鹿町)
 - 水俣町立實科(水俣町)
 - 郡立都城高女(都城町)
 - 縣立第二高女(山下町)
 - 始良郡立實科(國分村)
 - 町立出水實科(出水町)
 - 村立加世田實科(加世田村)

- 縣立札幌高女(札幌區北二條)
- 縣立小樽高女(小樽區稻穂町)
- 縣立旭川高女(旭川區)
- 樺太廳高女(豊原町)
- 臺灣總督府高女(臺北南門街)
- ▲關東州
 - 旅順高女(旅順市中村町)
 - ▲朝鮮
 - 京城女子高等普通(京城)
 - 京城公立高女(京城)
 - 大邱公立高女(大邱)
 - 馬山公立實科(馬山)
 - 鎮南浦公立高女(鎮南浦)
 - ▲遼寧
 - 大連高女(大連市兒玉町)
 - 平壤女子高等普通(平壤)
 - 仁川公立高女(仁川)
 - 釜山公立高女(釜山)
 - 平壤公立高女(平壤)
 - 元山公立實科(元山)

一、實業學校

實業學校は工業、農業、商業等の實業に従事する者に必要な教育を施すもので、工業學校、農學校、商業學校、商船學校及び實業補習學校等がある。又此のほかに蠶業學校、山林學校、獸醫學校、水産學校等があるが、是等は農學校の種類に入つて居る。又徒

第學校は工業學校の部類に屬して居る。農學校、商業學校、商船學校は甲乙の二種とし、之は各其土地の状況に應じ、適宜に設置するもので、甲種は乙種に比し、學科程度、入學資格、修業年限等が稍高いものである。

▲東京市立商業學校

此學校は乙種程度で大體左の如くになつて居る。
科別 本科、別科。
修業年限 本科二ケ年、別科一ケ年。
入學 是は毎年四月及び十月で、本科第一學年前期に入學し得べき者は年齢十四年以上にして高等小學卒業の者又は之と同業の學力を有する者。本科第一學年後期及び第二學年に入學し得べき者は前項の學力を有し、且學校長に於て之を認めたる者、別科に入學し得べきものは年齢滿十二年以上で尋常小學卒業の者。

授業料

本科一ヶ月金壹圓、別科金五拾錢。

▲私立大倉商業學校

此校は甲種程度で大體左の如くである。
科別 豫科、本科。
修業年限 豫科二ケ年、本科四ケ年。
入學 豫科第一學年に入學し得べき者は年齢滿十二年以上十五年以下で、尋常小學卒業の者又は之と同業以上の學力を有する者で讀書、習字、作文、算術の試験に合格した者、本科第一學年に入學し得べき者は豫科修了の者、又は同程度により各學科につき入學試験を施し之に合格した者で年齢十四年以上十八年末滿の者。
學費 受験料金壹圓、授業料豫科一ヶ月金壹圓五拾錢、本科一ヶ月金貳圓。
備考 尙本校には夜學專修科があつて修業年限は一ケ年半である。

此校は甲種農學校程度で園藝に従事する者の爲に設け其大體は左の如くである。

▲東京府立園藝學校

科別 本科、豫科、別科、電工學高等科。
修業年限 本科一ケ年半、豫科一ケ年半。
入學 入學期は二月、八月で、豫科第一期に入學の者は尋常小學卒業の者、同第二期に入學の者は中學校三年修了の者、本科第一期に入學の者は中學校師範其他之と同等の學校を卒業した者。
學費 入學手数料、本科金貳圓、豫科金壹圓、別科金壹圓、電工學高等科金參圓、校費夜間通學者は一學期金貳圓、晝間は一學期金壹圓、授業料は本科一ヶ月金貳圓五拾錢、豫科金貳圓、電工學高等科金參圓五拾錢。

▲私立工手學校

修業年限 三ケ年。
入學 第一學年に入學し得べき者は年齢滿十四年以上の男子で高等小學卒業又は中學二年修了の者及び入學試験に及第した者で、試験科目は國語、算術、地理、日本歴史、理科とし、其程度は高等小學二年の卒業程度である。
授業料 一ヶ月金壹圓。
尙右に掲げた外全國の實業學校は頗る多く、今東京に於ける公私立實業學校及び地方に於ける公立實業學校の重なるものを列記すれば左の如くである。

全國實業學校一覽

▲東京府

- 市立商業(日本橋區彌生町) 私立大倉商業(赤坂葵町)
- 私立早稲田實業(牛込早稲田) 私立京華商業(本郷東竹町)
- 私立中央商業(京橋區)
- 私立慶應商業(芝三田)
- 私立東洋商業(神田三崎町) 私立錦城商業(神田錦町)
- 私立成溪實務(府下池袋) 私立京北實業(小石川原町)
- 私立東京商工(神田仲獵樂町) 私立東京商業(神田錦町)

私立明治商業(神田駿河臺) 私立日本女子商業(麹町)
 私立東京女子商業(本郷) 私立工手(京橋南小田原)
 私立攻玉社(芝新錢座町) 私立東京工科(神田錦町)
 私立中央工學(神田仲猿座町) 私立工科專修(神田三崎町)
 私立早稻田工手(牛込) 私立工業補習(本所區林町)
 東京高工附屬工業(淺草) 私立岩倉鐵道(下谷上車坂)
 府立織染(府下八王子市) 府立職工學校(本所區林町)
 府立工藝(京橋築地三) 東京職工徒弟(淺草藏前)
 私立電機(神田錦町) 府立園藝(府下駒澤村深澤)
 府立農林(府下青梅町) 郡立農林(府下中野町)
 郡立農蠶(府下府中町)

▲京 都 府
 府立農林(葛野郡桂村) 市立美術工藝(京都上京區)
 市立染織(京都上京區) 市立第一商業(京都下京區)
 市立第二商業(京都上京區) 市立商業實修(上京區)
 郡立農林(愛宕郡松崎村) 相樂郡木津町(熊野郡海部村)
 郡立實業(船井郡須知町) 郡立女子實業(何鹿郡綾部町)
 郡立蠶業(加佐郡河守町) 村立農學(何鹿郡東八田村)
 組合立農林(中郡五箇村)

▲大 阪 府
 府立農學(東成郡鶴橋町) 府立西野田職工(大阪北區)
 府立今宮職工(西成郡今宮村) 市立大阪工業(大阪市北區)
 市立大阪甲種商業(大阪南區) 市立堺女子手藝(堺市)
 郡立農林(豐能郡奏野村)

▲神 奈 川 縣
 縣立農蠶(中郡平塚町) 縣立工業(橫濱神奈川町)

市立橫濱商業(同市南太田) 郡立農林(吉田島村)
 郡立實業(愛甲郡及川) 郡立蠶業(津久井郡三ヶ木)
 組合立鳩川實業(高座郡溝村)

▲兵 庫 縣
 縣立神戸商業(神戸市楠町) 縣立農學(明石町)
 縣立蠶業(八鹿町) 縣立工業(神戸兵庫大開町)
 市立神港商業(神戸) 市立姫路商業(姫路市福澤)
 郡立有馬農林(三田町) 赤穂郡立農學(高田村)
 佐甲郡立農蠶(佐用村) 市立女子技藝(神戸楠町)
 市立姫路女子技藝(姫路本町) 市立女子商業(神戸元町)

▲長 崎 縣
 縣立農學(北高來郡諫早) 市立長崎商業(長崎新中川)

▲新 潟 縣
 縣立工業(長岡東千手町) 縣立加茂農林(加茂町)
 縣立高田農學(高田市) 縣立能生水產(能生町)
 縣立新潟商業(新潟市) 郡立農林(東蒲原郡津川)
 郡立上組農學(古志郡上組) 郡立柝尾實業(古志郡下鹽谷)
 郡立中條農學(中條町) 郡立新發田農學(新發田町)
 郡立水原農學(水原町) 郡立吉川農學(吉川村)
 郡立新井農學(新井町) 郡立直江津農商(直江津町)
 刈羽郡立商業(柏崎町) 刈羽郡立農學(比角村)
 郡立三條商工(三條町) 郡立安塚農學(安塚村)
 郡立佐渡農學(畑野村) 市立商業(長岡市)
 市立高田商工(高田市) 町立新發田商業(新發田町)

▲埼 玉 縣
 縣立熊谷農學(熊谷町) 縣立川越染織(川越町)

郡立農業(秩父町) 組合立幸手農業(幸手町)
 縣立工業(伊勢崎町) 縣立中之條農業(中之條町)
 縣立勢多農林(桂宜村) 縣立蠶絲(安中町)
 縣立館林農業(館林町) 市立甲種商業(高崎市臺町)

▲千 葉 縣
 縣立茂原農學(茂原町) 縣立銚子商業(銚子町)
 郡立望陀農學(君津郡中郷) 郡立天羽農學(君津郡湊町)
 郡立周准農學(君津郡中村) 郡立小槻農學(君津郡小櫃)
 郡立旭農學(海上郡旭町) 郡立八生農學(印旛郡八生)
 郡立女子實業(松尾町) 組合立印西農學(木下町)
 町立多古農學(多古町) 村立小御門農學(香取郡)
 組合立印西女子染織(大森町) 町立大多喜興業(大多喜町)

▲茨 城 縣
 縣立農學(東茨城郡常盤) 縣立商業(水戸柳小路)
 縣立工業(東茨城郡吉田) 郡立農學(笠間町)
 町立湊商業(湊町) 村立小瀨農學(那珂郡小瀨)
 組合立農學(那珂郡菅谷) 組合立大子農學(大子町)
 町立女子技藝(潮來町) 村立若松水產(鹿島郡若松)
 村立岡田農學(稻敷郡岡田) 組合立農學(江戸崎町)
 眞壁郡立農學(眞壁町) 村立奥野農學(稻敷郡奥野)
 新治郡立農學(石岡町) 町立結城農學(結城町)
 町立古河女子技藝(古河町) 町立女子技藝(結城町)
 ▲栃 木 縣
 縣立農學(宇都宮) 縣立工業(足利町)

縣立商業(宇都宮) 縣立栃木農學(栃木町)
 芳賀郡立農學(眞岡町) 郡立乙種農林(鹿沼町)
 鹽谷郡立農學(矢板町) 市立宇都宮商業(宇都宮)
 市立女子技藝(宇都宮)

▲奈 良 縣
 縣立工業(御所町) 縣立農林(吉野郡大淀村)
 郡立第一農林(添上郡東市) 郡立第二農林(添上郡柳生)
 郡立農業(生駒郡郡山) 村立農學(山邊郡二階堂)
 村立高城蠶業(宇陀郡內牧) 郡立南葛城農學(御所町)
 郡立吉野實業(吉野村) 村立女子技藝(柳生村)
 村立北俵女子實業(北俵村) 村立女子技藝(二階堂村)
 組合立田原本女子技藝(田原本) 組合立女子技藝(御所町)

▲三 重 縣
 縣立工業(松坂町) 縣立四日市商業(四日市市)
 縣立農林(久居町) 縣立鳥羽商船(鳥羽町)
 三重郡立農學(海藏村) 鈴鹿郡立農學(龜山町)
 飯南郡立農學(松坂町) 郡立技藝女學(木本町)
 市立工業(津市丸之内) 市立技藝女學(津市丸之内)
 市立商業(宇治山田市) 町立造船徒弟(大湊町)
 町立工業徒弟(白子町) 組合立田丸農蠶(田丸町)
 組合立田丸實業女學(田丸町) 組合立農學(多氣郡相可)
 組合立實業女學(多氣郡相可) 組合立崎島水產(志摩和具)

▲愛 知 縣
 縣立工業(愛知郡御器所) 縣立農林(安城町)
 縣立陶器(瀬戸町) 幡豆郡立農蠶(橫須賀村)
 知多郡立農學(半田町) 西加茂郡立農學(高橋村)

- 實飯郡立西部實業(蒲郡町)
- 村立作手農林(南設樂郡)
- 市立商業(岡崎市明大寺)
- 町立織染(起町)
- 郡立實業女學(高橋村)
- ▲靜岡縣
- 縣立農學(中泉町)
- 市立濱松商業(濱松市高)
- 郡立周智農林(森町)
- 志太郡立農學(西益津村)
- 郡立安倍農學(豐田村)
- 郡立田方農林(三島町)
- 組合立駿東農林(沼津町)
- ▲山梨縣
- 縣立農林(甲府伊勢町)
- 郡立山梨實業(石和町)
- 市立甲府商業(甲府市)
- ▲滋賀縣
- 縣立八幡商業(蒲生郡宇津呂)
- 縣立長濱農學(長濱町)
- 縣立水口農林(水口町)
- 組合立山東農林(春照村)
- 郡立愛知實業(愛知川町)
- 市立大津商業(大津市)
- ▲岐阜縣
- 縣立農林(加納町)
- 郡立陶器工業(多治見町)
- 市立靜岡商業(靜岡追手町)
- 町立沼津商業(沼津町)
- 郡立小笠農學(小笠郡六合)
- 郡立富士農林(大宮町)
- 濱名郡立實業(天神町村)
- 組合立御殿場實業(同町)
- 組合立引佐農業(金指町)
- 縣立工業(谷村町)
- 北巨摩郡立農學(日野春町)
- 市立大垣商業(大垣市)
- ▲長野縣
- 縣立小縣實業(上田町)
- 縣立木曾山林(新開村)
- 郡立農學(白田町)
- 郡立藤科乙種農學(芹田村)
- 組合立丸子農商(丸子町)
- 組合立伊北農學(伊那富村)
- 組合立龍東農學(喬木村)
- 組合立南部農學(梓村)
- 更級郡立農學(鹽崎村)
- 町立松代農商(松代町)
- 郡立農學(須坂町)
- 組合立東部農學(吉田町)
- 組合立北部農學(三水村)
- ▲宮城縣
- 縣立農學(名取郡長町)
- 縣立小牛田農林(小牛田町)
- 市立仙台商業(仙臺市)
- 郡立黒川農學(吉岡町)
- 郡立柴田農學(大河原町)
- 郡立加美實業(中新田町)
- 村立職工(名取郡秋保村)
- ▲福島縣
- 縣立實業(信夫郡渡利村)
- 縣立農學(白河町)
- 縣立上伊那農學(伊那町)
- 市立長野商業(長野市)
- 郡立岩村田農學(岩村田町)
- 郡立小諸商工(小諸町)
- 村立平野農學(平野村)
- 村立赤穂女子實業(赤穂村)
- 東築摩郡立農學(鹽尻村)
- 組合立北部農學(東穂高村)
- 組合立埴科農學(屋代町)
- 組合立埴南農學(坂城町)
- 郡立農林(穂高村)
- 組合立西部農學(榮村)
- 市立松本女子職業(松本市)
- 縣立水産(渡波町)
- 縣立工業(仙臺市)
- 縣立本吉水産(氣仙沼町)
- 郡立栗原農學(若柳町)
- 郡立互理實業(互理町)
- 市立仙臺工業(仙臺市)
- 縣立工業(若松市榮町)
- 組合立川俣染織(川俣町)

- 町立女子技藝(須賀川町)
- 河沼郡立農學(坂下町)
- 信夫郡立農學(清水村)
- 市立商業(福島市)
- ▲岩手縣
- 縣立農學(盛岡市)
- 郡立水産(宮古町)
- 郡立鹽澤農學(水澤町)
- 市立商業(盛岡市)
- ▲青森縣
- 縣立畜産(三本木町)
- 縣立工業(弘前市)
- 町立工業徒弟(八戸町)
- 郡立工業徒弟(田名部長)
- ▲山形縣
- 縣立工業(米澤市)
- 縣立庄内農學(藤島村)
- 郡立莊内工業(鶴岡町)
- 市立商業(米澤市)
- 町立甲種商業(酒田町)
- ▲秋田縣
- 縣立秋田工業(秋田市金砂町)
- 縣立農林(鷹巣町)
- 市立工業徒弟(秋田市)
- ▲福井縣
- 縣立福井農學(吉田郡圓山西)
- 縣立小濱水産(遠敷郡雲濱)
- 町立相馬農學(原町)
- 郡立農學(棚倉町)
- 岩瀬郡立農學(須賀川町)
- 市立若松商業(若松市)
- 縣立工業(盛岡市)
- 郡立東磐井實業(千厩町)
- 郡立實業(岩谷堂町)
- 組合立實業(一戸町)
- 縣立農學(五所川原町)
- 市立商業(青森市)
- 市立工業徒弟(青森市)
- 縣立村山農學(楮岡町)
- 縣立置賜農學(小松町)
- 郡立染織(東村山郡出羽)
- 郡立農學(上山町)
- 縣立工業(吉田郡圓山西)
- 市立福井商業(福井市)
- 郡立小濱女子技藝(雲濱村)
- 縣立農學(松任町)
- 縣立金澤商業(金澤市)
- 町立商業(七屋町)
- ▲富山縣
- 縣立工藝(射水郡下關村)
- 縣立商船(新湊町)
- 市立高岡商業(高岡市)
- 市立富山工業(梅澤町)
- ▲鳥取縣
- 縣立農學(東伯郡社村)
- ▲島根縣
- 縣立農林(八束郡乃木村)
- 縣立工業(松江市南田)
- 安濃郡立農學(大田町)
- 組合立農學(簸川郡直江)
- 市立女子技藝(松江市)
- 町立女子技藝(安來町)
- ▲岡山縣
- 縣立農學(高松町)
- 縣立工業(岡山市南方)
- 郡立農林(勝間田町)
- 市立岡山商業(岡山市)
- 町立商業(教賀町)
- 郡立農學(今立郡舟津)
- 郡立女子實業(三國町)
- 縣立工業(中本多町)
- 市立女子職業(金澤市)
- 縣立農學(福野町)
- 市立富山商業(富山市)
- 郡立農學(三日市町)
- 出町技藝女子(出町)
- 縣立商業(鳥取市東町)
- 縣立商業(松江市殿町)
- 能義郡立農學(能義村)
- 通摩郡立農學(大國村)
- 組合立農學(簸川郡今市)
- 組合立平田農學(平田町)
- 組合立隱岐女子技藝(西郷)
- 縣立商業(岡山市内山下)
- 縣立兒島商船(味野町)
- 町立商業(笠岡町)
- 町立倉敷商業(倉敷町)

- 市立岡山工藝(岡山市)
- ▲廣島縣
 - 縣立廣島商業(廣島市)
 - 縣立工業(廣島市)
 - 縣立商船(豊田郡東野)
 - 組合立高田農學(吉田町)
 - 郡立技藝女子(原町)
- ▲山口縣
 - 縣立農業(小郡町)
 - 市立下關商業(下關市)
 - 村立船木女子技藝(船木村)
- ▲和歌山縣
 - 縣立農林學校(御坊町)
 - 市立和歌山商業(和歌山市)
 - 町立實業(箕島町)
 - 組合立日高第二實業(南部町)
 - 町立田邊實業(田邊町)
- ▲徳島縣
 - 縣立工業(徳島市)
 - 縣立商業(徳島市)
 - 郡立農蠶(川島町)
- ▲香川縣
 - 縣立工藝(高松市)
 - 縣立粟島航海(粟島村)
 - 組合立内浦實業(草壁町)
 - 郡立綾歌農學(法勤寺村)
- 市立岡山工藝(岡山市)
- 縣立尾道商業(尾道市)
- 縣立西條農學(西條町)
- 郡立工業徒弟(廿日市町)
- 郡立女子技藝(忠海町)
- 郡立實業(庄原町)
- 縣立大島商船(小松町)
- 郡立大津農林(日置村)
- 縣立工業(和歌山市)
- 町立漆器(黒江町)
- 組合立吉備實業(藤並村)
- 組合立太田實業(太田村)
- 組合立上富田實業(岩田村)
- 縣立農業(加茂名町)
- 郡立農蠶(板西町)
- 郡立女子實業(池田町)
- 縣立商業(高松市)
- 縣立農林(平井村)
- 郡立香川實業(一宮村)
- 郡立主基農林(瀧宮村)
- 郡立綾歌商業(坂出町)
- ▲愛媛縣
 - 縣立農業(松山市持田)
 - 縣立八幡濱商業(八幡濱町)
 - 郡立農林(三島町)
 - 郡立周桑農蠶(丹原町)
 - 郡立農蠶(宇和町)
 - 郡立實業女學(城邊村)
 - 市立工業徒弟(松山市)
- ▲高知縣
 - 縣立農林(土佐郡小高坂)
 - 市立高知工業(高知市)
- ▲福岡縣
 - 縣立福岡工業(福岡市東港)
 - 縣立福岡農學(筑紫郡那珂)
 - 市立福岡商業(堅粕町)
 - 市立小倉商業(小倉市)
 - 郡立宗像農學(東郷村)
 - 郡立鞍手農學(井田村)
 - 朝倉郡立農學(三奈木)
 - 郡立三井農學(山川村)
 - 郡立三池農學(銀水村)
 - 田川郡立農林(勾金村)
 - 郡立築上農學(八屋町)
 - 組合立松崎實業女學(立石)
 - 郡立三瀧技藝女子(大川町)
- 郡立綾歌商業(坂出町)
- ▲徳島縣
 - 縣立農業(松山市持田)
 - 縣立八幡濱商業(八幡濱町)
 - 郡立農林(三島町)
 - 郡立周桑農蠶(丹原町)
 - 郡立農蠶(宇和町)
 - 郡立實業女學(城邊村)
 - 市立工業徒弟(松山市)
- ▲高知縣
 - 縣立農林(土佐郡小高坂)
 - 市立高知工業(高知市)
- ▲福岡縣
 - 縣立小倉工業(企救郡板櫃)
 - 縣立田川農林(田川郡勾金)
 - 市立久留米商業(櫛原)
 - 郡立精谷農學(大川村)
 - 郡立遠賀農學(折尾村)
 - 郡立農學(飯塚町)
 - 郡立絲島農學(前原町)
 - 郡立八代農學(福島町)
 - 企救郡立農學(企救村)
 - 京都郡立農學(泉村)
 - 組合立福丸女子技藝(若宮)
 - 郡立女子技藝(前原町)
 - 郡立八女技藝(福島町)
- 組合立鹽飽工業(本島村)
- 縣立松山商業(松山市旭町)
- 縣立弓削商船(弓削村)
- 郡立農學(中萩村)
- 郡立水産農學(御莊村)
- 町立宇和島商業(宇和島)
- 村立工業徒弟(砥部村)
- 市立高知商業(高知市)

- 町立瀨高技藝(瀨高町)
- 郡立椎田實業女(椎田町)
- 郡立浮羽工業徒弟(田主丸町)
- ▲大分縣
 - 縣立農學(速見郡石垣村)
 - 縣立工業徒弟(大分市)
 - 町立甲種商業(臼杵町)
 - 市立大分商業(大分市)
 - 組合立日出實業女(日出町)
 - 町立工藝(日田實)
- ▲佐賀縣
 - 縣立佐賀農學(神野村)
 - 縣立佐賀工業(佐賀市)
 - 市立佐賀商業(佐賀市)
 - 郡立神埼農産(西郷村)
- ▲熊本縣
 - 縣立工業(飽託郡大江村)
 - 縣立阿蘇農學(宮地町)
 - 縣立商業(熊本市)
 - 組合立菊池農學(限府町)
 - 組合立菊池東部農學(大津町)
 - 郡立御船實業(御船町)
- ▲宮崎縣
 - 縣立農學(宮崎郡赤江村)
 - 組合立依肥農學(依肥町)
 - 郡立都城商業(都城町)
- 郡立豐津實業女(豐津村)
- 郡立南吉富岡(同村)
- 縣立農林(日田町)
- 郡立實業(國東町)
- 町立中津商業(中津町)
- 郡立農學(三重町)
- 郡立農業(四日市町)
- 町立別府女子實業(別府町)
- 縣立佐賀商船(中川副村)
- 縣立有田工業(有田町)
- 郡立伊萬里商業(大坪村)
- 郡立西松浦農學(二里村)
- 縣立熊本農學(同郡出水村)
- 縣立球磨農學(球磨郡上村)
- 市立工業(熊本市)
- 組合立矢部農學(濱町)
- 組合立鹿本農學(大道村)
- 郡立職業(宮崎町)
- 郡立都城農學(都城町)
- 郡立農業(高岡村)
- 兒湯郡立農學(上江村)
- ▲鹿兒島縣
 - 縣立鹿屋農學(鹿屋町)
 - 縣立商船水産(鹿兒島市)
 - 市立興業(鹿兒島市)
 - 郡立工業徒弟(川邊郡知覽村)
 - 郡立種子島農林(北種子村)
 - 郡立蠶業(薩摩郡宮之城)
- ▲沖繩縣
 - 縣立農學(中頭郡北谷村)
 - 縣立工業徒弟(首里區)
 - 區立女子工藝(首里區)
 - 組合立女子工業徒弟(具志川村)
- ▲北海道
 - 縣立函館商業(函館區)
 - 縣立空知農學(岩見澤町)
 - 縣立小樽商業(小樽區)
 - 縣立札幌工藝(札幌區)
 - 町立女子職業(根室町)
 - 區立女子職業(旭川區)
 - 備考 朝鮮、臺灣、關東州は紙面の都合にて略す。
- 郡立農業(富高村)
- 縣立大島農學(名瀬村)
- 市立商業(鹿兒島市)
- 郡立工業徒弟(鹿兒島市)
- 郡立工業徒弟(加治木町)
- 郡立伊佐農林(伊佐郡大口)
- 村立串良實業(西串吉村)
- 縣立水産(住吉町)
- 區立那覇商業(若狹町)
- 組合立島尻女子技藝(小祿村)
- 縣立函館商船(函館區)
- 縣立根室商業(岩見澤)
- 縣立小樽水産(小樽區)
- 町立女子職業(岩見澤町)
- 町立女子職業(壽都町)
- 區立女子職業(札幌區)

第六節 學位

學位は學位令によつて授與されるもので、學位の

種類は左の九種である。

1. 帝國大學大學院に入り、規定の試験を経た者、又は論文を提出して學位を請求し、帝國大學分科大學教授會に於て之と同等以上の學力ありと認められた者。
2. 博士會に於て學位を授くべき學力ありと認められた者。
次に我國に於ける最近調査の博士人員は左の如くである。

醫學博士	二百四十一人
工學博士	八十三人
文學博士	百二十七人
理學博士	四十一人
農學博士	十四人
林學博士	十四人
獸醫學博士	十二人
合計	千二百六十人(内重出十一人)

第七節 教育者の俸給

一、小學教員

本科正教員	專科正教員	准教員
一級 上 百五十圓	六十圓	三十圓
一級 下 九十圓	五十五圓	廿八圓
二級 上 八十圓	五十圓	廿五圓
二級 下 七十五圓	四十五圓	廿三圓

小學校教員には本科正教員、專科正教員、准教員等の區別があつて、之が俸給は左の如くになつて居る。(月俸)

二、中等教員

中教等員には學校長、教諭、助教諭等があつて、其内にも又兼任官、兼任官待遇、判任官待遇等があり、又學校の種類によつても異つて居るが、今是等を別々に左に列記して見よう。(但し公立學校)

學校長(兼任) 教諭(兼任待遇) 助教諭 訓導	助教諭 訓導		
一級 二千二百圓	千八百圓	七百五十圓	五十圓
二級 二千圓	千六百圓	七十圓	四十五圓
三級 千七百圓	千五百圓	六十五圓	四十圓
四級 千五百圓	千四百圓	六十圓	三十五圓
五級 千二百圓	千三百圓	五十五圓	三十圓
六級 千圓	千二百圓	五十圓	二十五圓
七級 千圓	千圓	四十五圓	二十圓
八級 千圓	千圓	四十圓	十七圓
九級 千圓	千圓	三十五圓	十五圓
十級 千圓	千圓	三十圓	十五圓
十一級 千圓	千圓	二十五圓	十五圓
十二級 千圓	千圓	二十圓	十五圓

三級 上 七十圓	四十圓	十二圓
三級 下 六十五圓	三十五圓	十圓
四級 上 六十圓	三十圓	十圓
四級 下 五十五圓	二十八圓	十圓
五級 上 五十五圓	二十五圓	十圓
五級 下 四十五圓	二十三圓	十圓
六級 上 四十五圓	二十圓	十圓
六級 下 三十五圓	十八圓	十圓
七級 上 三十五圓	十七圓	十圓
七級 下 二十五圓	十六圓	十圓
八級 上 二十五圓	十五圓	十圓
八級 下 二十圓	十四圓	十圓
九級 上 二十圓	十三圓	十圓
九級 下 十八圓	十二圓	十圓
十級 上 十七圓	十一圓	十圓
十級 下 十六圓	十圓	十圓
十一級 上 十五圓	九圓	十圓
十一級 下 十四圓	八圓	十圓
十二級 上 十三圓	八圓	十圓
十二級 下 十二圓	八圓	十圓

右の如くであるが、最高級即ち一級上俸を受くる者で、功勞ある者は漸次百三十圓まで給せられる事になつて居る。

同 願 の 民 國

中學校、高等女學校、實業學校

(奏任待遇は年俸、判任待遇は月俸)

一級	二千圓	千八百圓	七十五圓	同	五十圓
二級	千八百圓	千六百圓	七十圓	同	四十五圓
三級	千六百圓	千五百圓	六十五圓	同	四十圓
四級	千五百圓	千四百圓	六十圓	同	三十五圓
五級	千四百圓	千三百圓	五十五圓	同	三十圓
六級	千三百圓	千二百圓	五十圓	同	二十五圓
七級	千二百圓	千圓	四十五圓	同	二十圓
八級	千圓	九百圓	四十圓	同	十五圓
九級	九百圓	八百圓	三十五圓	同	同
十級	八百圓	七百圓	三十圓	同	同
十一級	七百圓	六百圓	二十五圓	同	同
十二級	六百圓	五百圓	二十圓	同	同
十三級	五百圓	四百圓	十五圓	同	同
十四級	四百圓	三百圓	十圓	同	同
十五級	三百圓	二百圓	五圓	同	同
十六級	二百圓	同	同	同	同
十七級	同	同	同	同	同
十八級	同	同	同	同	同
十九級	同	同	同	同	同
二十級	同	同	同	同	同
二十一級	同	同	同	同	同
二十二級	同	同	同	同	同
二十三級	同	同	同	同	同
二十四級	同	同	同	同	同
二十五級	同	同	同	同	同
二十六級	同	同	同	同	同
二十七級	同	同	同	同	同
二十八級	同	同	同	同	同
二十九級	同	同	同	同	同
三十級	同	同	同	同	同

- 文部省直轄學校といふのは左の如くである。
- ▲東京高等師範學校
 - ▲東京女子高等師範學校
 - ▲盛岡高等農林學校
 - ▲上田蠶絲專門學校
 - ▲京都高等蠶絲學校
 - ▲神戸高等商業學校
 - ▲山口高等商業學校
 - ▲第一高等學校
 - ▲第三高等學校
 - ▲第五高等學校
 - ▲第七高等學校
 - ▲千葉醫學專門學校
 - ▲金澤醫學專門學校
 - ▲新潟醫學專門學校
 - ▲大阪高等工業學校
 - ▲名古屋高等工業學校
 - ▲米澤高等工業學校
 - ▲秋田鐵山專門學校
 - ▲東京美術學校
 - ▲東京音樂學校
 - ▲東京外國語學校
 - ▲東京女子高等師範學校
 - ▲奈良女子高等師範學校
 - ▲鹿兒島高等農林學校
 - ▲東京高等蠶絲學校
 - ▲東京高等商業學校
 - ▲長崎高等商業學校
 - ▲小樽高等商業學校
 - ▲第二高等學校
 - ▲第四高等學校
 - ▲第六高等學校
 - ▲第八高等學校
 - ▲岡山醫學專門學校
 - ▲長崎醫學專門學校
 - ▲東京高等工業學校
 - ▲京都高等工業學校
 - ▲熊本高等工業學校
 - ▲桐生高等染織學校
 - ▲東京外國語學校
 - ▲東京音樂學校
 - ▲東京女子高等師範學校

三、文部省直轄學校教員

を給する事が出来る。

(勅任又は奏任)、生徒監(奏任)、助教(判任)等の教員がある。尚高等師範には附屬に右の外教諭(奏任)助教諭(判任)訓導(判任)があり、女子高等師範には附屬に右の外保姆(判任)がある。而して右の内東京官學校及び東京聖嘔學校を除き、其職員の俸給は左の如くである。

一級	三千七百圓	三千圓	千五百圓	九十五圓	同
二級	三千圓	二千七百圓	千二百圓	七十五圓	同
三級	二千七百圓	二千五百圓	千圓	六十五圓	同
四級	二千五百圓	二千三百圓	千圓	六十五圓	同
五級	二千三百圓	二千圓	千圓	五十五圓	同
六級	二千圓	千七百圓	八百五十圓	四十五圓	同
七級	千七百圓	千五百圓	六百圓	四十五圓	同
八級	千五百圓	千二百圓	五百圓	三十五圓	同
九級	千二百圓	千圓	四百圓	三十五圓	同
十級	千圓	八百五十圓	三百圓	二十五圓	同
十一級	八百五十圓	七百五十圓	二百圓	二十五圓	同
十二級	七百五十圓	同	同	同	同
十三級	同	同	同	同	同
十四級	同	同	同	同	同
十五級	同	同	同	同	同
十六級	同	同	同	同	同
十七級	同	同	同	同	同
十八級	同	同	同	同	同
十九級	同	同	同	同	同
二十級	同	同	同	同	同
二十一級	同	同	同	同	同
二十二級	同	同	同	同	同
二十三級	同	同	同	同	同
二十四級	同	同	同	同	同
二十五級	同	同	同	同	同
二十六級	同	同	同	同	同
二十七級	同	同	同	同	同
二十八級	同	同	同	同	同
二十九級	同	同	同	同	同
三十級	同	同	同	同	同

四、帝國大學教育者の俸給

教 育 第八卷

帝國大學には總長(勅任)書記官(奏任)事務官(奏任)學生監(奏任)司書官(奏任)書記(判任)司書(判任)等の職員があり、又各分科大學には教授(奏任)助教(奏任)助手(判任)等の教育者がある。今教育者と稱すべき部の俸給を左に掲げて見よう。

總長 年俸 一級 五千五百圓 二級 五千圓

一級	二千五百圓	千二百圓	九十五圓
二級	二千二百圓	千圓	七十五圓
三級	二千圓	千圓	六十五圓
四級	千七百圓	八百五十圓	五十五圓
五級	千五百圓	七百五十圓	五十五圓
六級	千三百圓	六百圓	四十五圓
七級	千二百圓	五百圓	四十五圓
八級	千圓	四百圓	三十五圓
九級	同	同	三十五圓
十級	同	同	二十五圓
十一級	同	同	二十五圓

同 願 の 民 國

尙教授にして七年以上高等官一等にありて現に一級俸を受け功績顯著な者には特に五百圓以内の加俸を給する事が出来る。又教授にして分科大学長、醫院長に補せられた者には職務俸六百圓以内、各講座に對する職務俸は各科の種類、職務の繁閑に從つて年額四百圓以上千二百圓以下を給せられ、助教授にして講座を擔任する者は其講座に對する職務俸の半額を受け、又助教授は學科の種類、職務の繁閑に從つて年額二百圓以上六百圓以下の職務俸を受ける事になつて居る。

第三編 貨幣と度量衡

一、貨幣對照表

Table of currency exchange rates for various countries including 北米, 佛蘭西, 露西亞, 伊太利, 英吉利, etc. with columns for currency type and conversion rates.

二、尺度對照表

Table of measurement conversion rates for various countries including 支那, 暹羅, 馬尼刺, 墨西哥, 印度, 英國, 佛蘭西, 伊太利, 露西亞, etc. with columns for measurement type and conversion rates.

國民の顧問

佛國	キログラム	二六六・六七
伊國	グラム	二六六・六七
獨逸	トンネ	二六六・二〇三・七〇
獨逸	グラム	二六六・二〇三・七〇
獨逸	ツェントネル	二七
獨逸	ブロード	一四・九〇七・六七
獨逸	ブロード	四・三六〇・四四
獨逸	ブロード	一〇・九〇一
露西亞	ソロニイク	一・一三
支那	ピコル(擔)	一六〇・九九・七三
支那	イン(引)	三三・一九九
支那	チン(斤)	一六〇・九九
支那	リヤン(兩)	一〇・〇六
印度	モロンド	九・九五三・一一
印度	シニア	二二九・二四
印度	チヤツタツク	一四〇・八
暹羅	ピカル	一六・一〇二・二五
暹羅	カツチー	一六三・三〇
暹羅	リイアラ	一二二・四五
暹羅	アロバ	三〇六・一七七

—【第八卷終り】—

大正七年九月廿八日印刷
大正七年九月卅日發行

『國民の顧問』第八卷

編輯兼發行者

日本國民協會

東京市小石川區大塚仲町三十番地

代表者

鈴木光昭

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷者

荻原勝次郎

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所

博文館印刷所

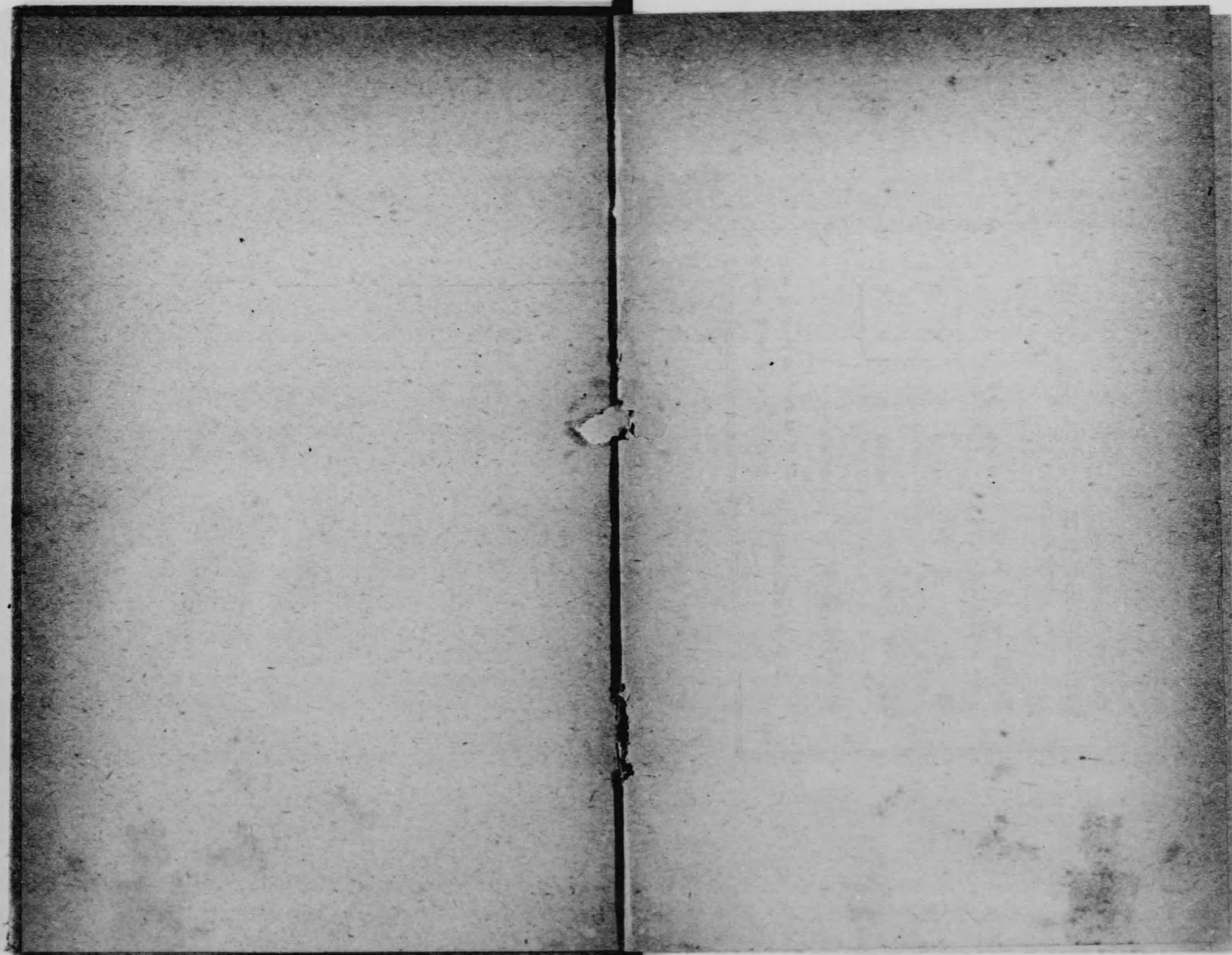
東京市小石川區大塚仲町三十番地

發行所

日本國民協會出版部

振替口座東京七六九〇番

不許
複製



終

